

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月
大阪芸術大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1 使命・目的等	9
基準 2 学修と教授	16
基準 3 経営・管理と財務	60
基準 4 自己点検・評価	79
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	83
基準 A 社会連携	83
V. エビデンス集一覧	91
エビデンス集（データ編）一覧	91
エビデンス集（資料編）一覧	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念としての「5項目の教育理念」

大阪芸術大学の開学は昭和39（1964）年4月1日である。当初浪速芸術大学として設置認可されたが、2年後に大阪芸術大学に名称変更された。開学に当たって学校法人塚本学院創設者である塚本英世が述べた芸術教育に対する考え方が、5項目からなる教育理念としてまとめられ、以後の本学の建学の精神及び大学を形成する基本理念の中核として機能している。以下はその原文である。

「自由の精神の徹底」

学と芸の総合大学として秩序ある体系の上に自由の精神に基づき、私学としてのみ可能である学科編成を目ざして高等教育にエポックを劃したい。

「創造性の奨励」

本大学芸術学部は芸術における狭義の創造性にとどまらず、科学技術・産業・交通・通信・政治・行政その他社会活動全般にわたり創造性を奨励したい。

「総合のための分化と境界領域の開拓」

近代における学と芸は、専門化の一途をたどりその専攻分野は極端なるセクショナリズムに陥るといふ弊害がしばしば見受けられるが、本学はこれを絶対に排し総合のための分化及び専門化であることを絶えず確認し、特に境界領域における学と芸の盲点的存在となっている部分を注視し、新分野の開拓につとめたい。

「国際的視野にたつての展開」

東洋の日本、世界の日本という認識のもとに我国特有の学と芸に関する優れた伝統を国際的視野に立ってこれを深く掘り下げ、伝統の形式に囚われることなく、伝統の持つ精神を高揚して新しい芸術の伝統を展開したい。

「実用的合理性の重視」

本学は阪神産業地帯をヒンターランドとして開設されている立地条件にかんがみ、学と芸の実用的合理性を尊重してこれを実現したい。

2. 本学の使命・目的

本学の目的は芸術学部、通信教育部及び大学院の教育課程ごとに定められ、それぞれの学則の第1条で定められている。

大阪芸術大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学通信教育部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学大学院学則

第1章 総則

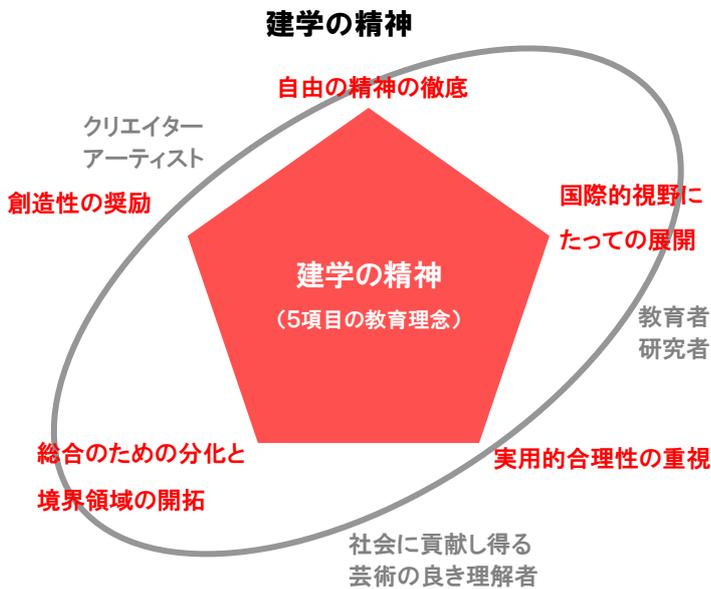
(目的)

第1条 本学大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

本学では建学の精神をふまえ、大学の使命・目的を補完するため人材育成の基本方針となる「教育目的」を次のとおり定めて運用している。

大阪芸術大学の教育目的（人材育成方針）

本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする。



大学の使命・目的

(大阪芸術大学学則第1章第1条)

(大阪芸術大学通信教育部学則第1章第1条)

本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

(大阪芸術大学大学院学則第1章第1条)

本学大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

3. 本学の個性・特色

大阪芸術大学の最大の特色といえるのは、この教育理念を推進するべく構築された「総合芸術大学」ともいえる教育組織である。すなわち、芸術系大学として日本最大級の学科・コース数を擁し、芸術のほぼ全てのジャンルをカバーしており、芸術学部、大学院及び通信教育部の課程によって多様な学びのニーズに対応することが可能である。以下に教育理念との関連をふまえながら、その設立の経緯について述べていく。

昭和 39 (1964) 年の開学当初は芸術学部美術学科 (絵画・写真・社会芸術専攻)、デザイン学科 (グラフィック・インダストリアル<クラフトを含む>・インテリア専攻) の 2 学科体制であった。この学科・専攻構成は、狭義の芸術の専門領域だけでなく、関西産業界復興に伴うデザイン教育の重要性、写真や社会芸術といった社会活動の中での創造性の教育を具現化した、当時では先進的な学科・専攻構成であった。

創設者である塚本英世は、これらを「極端な芸術至上主義を排し、産業社会や日常生活に密着したデザイン部門をはじめとして、絵画、工芸、写真なども社会芸術としての性格を強調したいと考えている」、また「純粋芸術と応用芸術の差別を廃し、自由に材料のもつ法則とか、可能性あるいは材料と人間との相互関係を探究して、豊かな想像力を伸ばしていくことを主眼としている」と述べている(「浪速芸術大学入学案内」より)。いわゆる「自由の精神の徹底」、「創造性の奨励」及び「実用的合理性の重視」の理念をここに見ることができる。

その後、昭和 40 年代の 10 年間の間に学科増設及び施設の拡充・整備を行い、1 学部 14 学科体制となる。その中には放送学科、映像計画学科 (現 映像学科)、環境計画学科 (現 環境デザイン学科)、舞台芸術学科、芸術計画学科といった、現代では他大学でも設置され

ているものの、当時としては極めて独創的、画期的な学科がある。

これらは、昭和 39 年の開学時に実施されたキャンパス設計のコンペティション実施要項中に、既に学科設置構想として示されており、まさに「総合のための分化」の過程によって、計画的に作られたものである。

近年では、平成 5（1993）年度以降の大学院芸術文化、芸術制作両研究科の開設及び平成 17（2005）年度の芸術研究科への改組転換、平成 13（2001）年度の通信教育部開設により、教育課程の多様化を進めた。また、従来の専門領域に留まらない分野への対応も積極的に行っており、平成 15（2003）年度に音楽学科ポピュラー音楽コース、平成 17（2005）年度にキャラクター造形学科、平成 22（2010）年度に初等芸術教育学科、平成 24（2012）年度に放送学科声優コースを開設した。

これらも上記の教育理念、特に「総合のための分化と境界領域の開拓」によるダイナミズムの延長線上にあるもので、今後も教育組織の総合性及び柔軟性を本学の特色として、さらなる展開を目指しているところである。

ここで、「国際的視野にたったの展開」についても触れておきたい。塚本は「芸術の国際交流を盛んにし、現在行っている海外著名教授の招聘のみならず、交換教授、交換留学生を制度化し、国際的視野にたった教育研究を進めていこうと考えている」と述べている（「浪速芸術大学入学案内」より）。平野英学塾を起源とする本学はもともと国際化への志向が強く、昭和 40 年代の学科増設と同時に国際化への取り組みを本格化させた。海外の著名研究者、芸術家及びデザイナーなどを多数客員教授として招聘し、特別講義を実施した。

また、昭和 47（1972）年にアメリカ美術大学連盟（現 アメリカ美術大学協会<AICAD>）に加盟した。これは外国の大学として初めての加盟で、現在でも日本で唯一の加盟校である。毎年、夏期に海外セミナーを加盟大学先で実施しており、本学学生が現地での授業、実習を受けるとともに、学生との交流や美術館の訪問を行うもので、授業単位として認定される。これは当時では画期的なものであった。これは後に加盟大学間での単位互換協定、留学制度等への整備に発展し、さらにカリフォルニア美術大学やシカゴ美術大学といった一流校との姉妹校協定を結ぶに至っている。

アジア圏では昭和 47（1972）年に韓国の弘益大学校、昭和 61（1986）年に中国の上海大学美術学院と姉妹校協定を締結した。両校とは交流作品展を毎年相互で開催するとともに、教員・学生がそれぞれを訪問して研修やワークショップを受講するなど交流を強めている。

近年ではウィーン音楽・表現芸術大学との姉妹校協定による音楽系学科間の相互留学制度、海外セミナーの実施、ミラノ工科大学への造形系学科による国際セミナーを実施してきており、「国際的視野にたったの展開」という理念を体現しているものといえる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大阪芸術大学は、昭和 20（1945）年、初代学長塚本英世が平野英学塾を設立したことに始まる。平野英学塾は後に、浪速外国語学校、浪速外国語短期大学、浪速短期大学（現 大阪芸術大学短期大学部）へと発展する。当初、昭和 29（1954）年に設置された浪速短期大学保育科（現 保育学科）と附属幼稚園を中心に、保育・幼児教育への取り組みを主にしていた。

ここから美術・音楽教育への機運が高まり、昭和 32（1957）年の大阪美術学校の開校、昭和 35（1960）年の浪速短期大学デザイン美術科（現 デザイン美術学科）及び広報科（現 メディア・芸術学科）の設置へ至る。これらは戦後の関西美術・デザイン・メディアの大家、新進気鋭を教員として迎え、産業界の期待に応えるべく、関西の美術、デザイン教育をリードし、多数の人材を生み出した。

この美術、デザイン教育への注力を集約して、昭和 39（1964）年に大阪府南河内郡河南町において浪速芸術大学を設置し、2年後の昭和 41 年（1966）年に大阪芸術大学と名称変更した。以後教育理念に基づいた学科増設及びキャンパス・施設の整備が行われ、近年では大学院、通信教育部が設置されるなど、日本最大級の総合芸術大学として、幾多の有為な人材を輩出し、現在に至っている。

以下は本学の主な沿革である。

年	事 項
昭和 20（1945）	平野英学塾を開設（昭和 21 年 3 月 31 日迄）
昭和 21（1946）	財団法人浪速外国語学校（3 年制）を創立、平野英学塾を発展的解消
昭和 24（1949）	浪速外国語学校（各種学校）に改称
昭和 26（1951）	学校法人浪速外語学院を設立 浪速外国語短期大学を設置
昭和 29（1954）	浪速外国語短期大学を浪速短期大学に改称保育科第 1 部・第 2 部を設置
昭和 32（1957）	大阪美術学校を開校
昭和 35（1960）	浪速短期大学にデザイン美術科、広報科を設置
昭和 39（1964）	浪速芸術大学芸術学部美術学科・デザイン学科を設置
昭和 41（1966）	学校法人浪速外語学院を学校法人塚本学院に改称 浪速芸術大学を大阪芸術大学に改称
昭和 42（1967）	芸術学部建築学科・文芸学科を増設
昭和 43（1968）	芸術学部音楽学科・放送学科を増設
昭和 45（1970）	芸術学部写真学科・工芸学科を増設
昭和 46（1971）	芸術学部環境計画学科・映像計画学科・音楽教育学科・演奏学科を増設
昭和 48（1973）	芸術専攻科（美術・デザイン・建築・文芸・音楽各専攻）を設置
昭和 49（1974）	芸術学部舞台芸術学科・芸術計画学科を増設
昭和 53（1978）	芸術専攻科（写真・工芸・音楽教育・演奏各専攻）を増設

大阪芸術大学

昭和 56 (1981)	塚本英世記念館芸術情報センターを設置 大阪芸術大学附属大阪美術専門学校を設置
昭和 61 (1986)	芸術学部映像計画学科を映像学科に名称変更
昭和 62 (1987)	白浜研修センターを設置
平成 3 (1991)	大阪芸術大学芸術学部の入学定員変更 (900人→1,590人 終期平成12年3月31日)
平成 4 (1992)	菅平高原研修センターを設置
平成 5 (1993)	大学院芸術文化研究科芸術文化学専攻(修士課程)を設置
平成 7 (1995)	大学院芸術文化研究科芸術文化学専攻(博士課程)を設置
平成 9 (1997)	大学院芸術制作研究科芸術制作専攻(修士課程)を設置
平成 10 (1998)	総合体育館を設置
平成 12 (2000)	大学院芸術制作研究科芸術制作専攻(修士課程)入学定員変更 (30人→60人) 芸術学部入学定員変更(900人→1,245人)
平成 13 (2001)	通信教育部芸術学部美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、写真学科、工芸学科、映像学科、環境計画学科を開設
平成 14 (2002)	大阪芸術大学博物館を設置
平成 15 (2003)	芸術学部環境計画学科を環境デザイン学科に名称変更
平成 17 (2005)	大学院芸術文化研究科博士課程及び芸術制作研究科修士課程を芸術研究科博士課程(前期・後期)に改組転換 芸術学部キャラクター造形学科を設置、音楽教育学科を学生募集停止 通信教育部芸術学部環境計画学科を環境デザイン学科に名称変更 芸術劇場を設置
平成 20 (2008)	大阪芸術大学ほたるまちキャンパスを開設
平成 22 (2010)	芸術学部初等芸術教育学科、通信教育部初等芸術教育学科を開設
平成 24 (2012)	芸術学部環境デザイン学科を学生募集停止 通信教育部芸術学部工芸学科、環境デザイン学科、映像学科、放送学科を学生募集停止
平成 25 (2013)	大阪芸術大学スカイキャンパス開設

2. 本学の現況(平成28年5月1日現在)

- ・ **大学名** 大阪芸術大学
- ・ **所在地** 大阪府南河内郡河南町東山 469
- ・ **学部の構成**
 - ・ **学部及び大学院の構成**
 - [芸術学部] 美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、工芸学科、写真学科、環境デザイン学科、演奏学科、映像学科、

大阪芸術大学

芸術計画学科、舞台芸術学科、キャラクター造形学科、
初等芸術教育学科、アートサイエンス学科（仮称・設置届出中）

[大学院] 芸術研究科 前期課程 芸術文化学専攻、芸術制作専攻
後期課程 芸術専攻

[通信教育部] 美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、
工芸学科、写真学科、環境デザイン学科、映像学科、
初等芸術教育学科

・ 学生数、教員数、職員数

・ 学部及び大学院の学生数（収容定員は学則上のものを掲載）

[芸術学部]

学科	入学定員	収容定員	在学生数
美術学科	60名	240名	277名
デザイン学科	210名	840名	967名
建築学科	50名	200名	251名
文芸学科	70名	280名	273名
音楽学科	45名	180名	211名
放送学科	160名	640名	789名
写真学科	30名	120名	127名
工芸学科	40名	160名	183名
映像学科	80名	320名	392名
環境デザイン学科	—	—	2名
演奏学科	90名	360名	358名
舞台芸術学科	170名	680名	759名
芸術計画学科	30名	120名	68名
キャラクター造形学科	160名	640名	770名
初等芸術教育学科	50名	200名	152名
計	1,245名	4,980名	5,579名

[大学院芸術研究科]

専攻（課程）	入学定員	収容定員	在学生数
芸術文化学専攻（前期）	20名	40名	6名
芸術制作専攻（前期）	60名	120名	74名
芸術専攻（後期）	20名	60名	24名
計	100名	220名	104名

[通信教育部芸術学部（編入学含む）]

学科	入学定員	収容定員	在学生数
美術学科	180名	660名	111名
デザイン学科	120名	440名	66名
建築学科	230名	860名	132名
文芸学科	180名	660名	75名
音楽学科	240名	880名	309名
放送学科	—	—	4名
写真学科	120名	440名	49名
工芸学科	—	—	18名
映像学科	—	—	5名
環境デザイン学科	—	—	11名
初等芸術教育学科	130名	460名	58名
計	1,200名	4,400名	838名

・教員数

所属	教授	准教授	講師	助手	計
芸術学部	140名	51名	10名	1名	202名
大学院	—	—	—	4名	4名
通信教育部	1名	2名	2名	—	5名
計	142名	53名	12名	5名	211名

・職員数

専任職員 84名

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は各教育課程の開設以来、芸術学部、通信教育部、大学院の学則第 1 条に、それぞれ表 1-1-1 のとおり定めている。この目的は本学の教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、学則に定めているものである。

また、本学では建学の精神をふまえ、大学の使命・目的を補完するため人材育成の基本方針となる教育目的を「本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする」として定め、運用している。

表 1-1-1

規程名	条 文
大阪芸術大学学則	第 1 条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。
大阪芸術大学通信教育部学則	第 1 条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。
大阪芸術大学大学院学則	第 1 条 本学大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

本学では、学院創設者の芸術教育に対する思いから、5 つの建学の精神を掲げ、大学を形成する基本理念として機能している。本学の使命・目的は、学則第 1 条において簡潔に

定めており、それを補完するため人材育成の基本方針となる「教育目的」も明確かつ簡潔に定めて運用している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的は、教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、学則に定めているものである。開学以来、本学では建学の精神及び大学の使命・目的を明確に定めて学内外に明示しており、今後もこれを継承していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

- 1-2-① 個性・特色の明示**
- 1-2-② 法令への適合**
- 1-2-③ 変化への対応**

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、建学の精神として、「自由の精神の徹底」「創造性の奨励」「総合のための分化と境界領域の開拓」「国際的視野にたつての展開」「実用的合理性の重視」の5つを掲げている。この5項目は、学院創設者の芸術教育に対する考え方が5つの教育理念としてまとめられたものであり、開学以来、教育研究活動の推進において文字通り精神的支柱として堅持されてきた。この教育理念を推進するべく構築された本学は、芸術の多様な学びに対応可能な「総合芸術大学」であり、本学の存在そのものが個性・特色を表しているといえる。

また、大学の使命・目的はもとより、それを補完するため人材育成の基本方針となる教育目的を「本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする。」と定めているが、この教育目的は、建学の精神と共に本学の特色を形成する大きな根本精神となっている。

1-2-② 法令への適合

本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第83条が定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び大学設置基準第2条、大学設置基準第40条の4等の法令を遵守し、適切な目的を掲げているといえる。

1-2-③ 変化への対応

本学を取り巻く環境が開学当初とは大きく異なってきている。建学の精神及び大学の使

命・目的の運用には、それらの語句を教育活動にそのまま当てはめるのではなく、込められた価値を時代的あるいは社会的な状況に照らして解釈・整理し、教育活動として実践していく。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神は不変であり、使命・目的及び教育目的においても継承していくべきものであるが、大学に対する社会の要請や社会状況等の変化を考慮し、具体的な教育目的や目標を改善・向上させる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、規程等の制定の際、各部署からの検討・提案を経て規程案が策定される。その後、学長はじめ専任の教授、准教授及び講師で組織される教授会において審議され承認を得ている。教授会での承認事項は、常務会及び最高意思決定機関の理事会へ報告し、承認を得ている。

1-3-② 学内外への周知

本学の建学の精神・大学の基本理念である5項目、大学の使命・目的及び教育目的は、教職員及び学生に対しては、大学ホームページをはじめ、『大学案内』及び『学生便覧』に掲載し、周知している。また、大学広報誌『大阪芸術大学グループ通信』に適時掲載して、入学希望者等外部に対しても広く周知に努めている。これに加え、学院創立50周年（平成7（1995）年）、同60周年（平成17（2005）年）の際に発行された記念誌においても、創立以来の沿革を現状とともに記載している。受験生においては、大学ホームページ及び『大学案内』に明示し、大学独自の進学説明会やオープンキャンパスにおいて、パワーポイント等を使って説明するよう心がけている。

特に建学の精神である「自由の精神の徹底」「創造性の奨励」「総合のための分化と境界領域の開拓」「国際的視野にたったの展開」「実用的合理性の重視」の5項目は芸術を学ぶものにとって、不変の概念・原理であり、より一層の周知・浸透を図っていく。

本学の使命・目的は各教育課程の学則第1条に定めて『学生便覧』に掲載し、学生及び

教職員に配付することにより周知を図り、また学外へは大学ホームページへの掲載をもって公表している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、美術、デザイン教育への注力を集約して昭和39（1964）年に大学を設置して以後、教育理念に基づいた学科の増設や施設の拡充・整備を行い、また、大学院、通信教育部を設置するなど、日本最大級の総合芸術大学として構築し続けており、現在に至っている。今後においても、教育組織の柔軟性を本学の特色としてさらなる展開を目指している。

3つの方針のうち「アドミッションポリシー」においては、建学の精神、教育目的等をふまえ、入学者受け入れ方針を掲げ、各学科別にもアドミッションポリシーを設定している。また、「カリキュラムポリシー」及び「ディプロマポリシー」においても、建学の精神を教育活動の中で実践することを目指して、平成22（2010）年度に設定している。これらの方針は、『大学案内』や大学ホームページに広く公表を行っている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

本学における教育研究組織は表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 教育組織・教育課程編成（平成28（2016）年5月1日現在）

学部・研究科	学科・専攻	開設年度	コース・分野・研究領域（大学院）	カテゴリー
芸術学部	美術 デザイン	昭39	油画、日本画、版画、彫刻	造形
		昭39	グラフィックデザイン、イラストレーション、デジタルアーツ、デジタルメディア、空間デザイン、プロダクトデザイン、デザインプロデュース	
	工芸	昭45	金属工芸、陶芸、ガラス工芸、テキスタイル・染織	
	建築	昭42	（建築、環境デザイン）	
	写真	昭45	（ファインアート、プロフェッショナル）	
	放送	昭43	制作、アナウンス、広告、声優	メディア
	文芸	昭42	（創作、ノンフィクション・文芸批評、出版・編集、翻訳・講読）	
	映像	昭46	（映画、映像、シナリオ、映像学）	
	芸術計画	昭49	（アーツ&カルチュラルマネジメント）	
	舞台芸術	昭49	演技演出、ミュージカル、舞踊、ポピュラーダンス、舞台美術、舞台音響効果、舞台照明	
キャラクター造形	平17	漫画、アニメーション、ゲーム、フィギュアアーツ		
通信教育部	音楽	昭43	音楽・音響デザイン、音楽教育	音楽
	演奏	昭46	ピアノ、声楽、管弦打、ポピュラー音楽	
	初等芸術教育	平22	初等教育、芸術療法	教育
芸術学部	美術	平13		造形
	デザイン	平13		
	建築	平13		

	写真	平 13		
	文芸	平 13		メディア
	音楽	平 13		音楽
	初等芸術教育	平 22	初等教育、芸術療法	教育
大学院 芸術研究科	博士課程前期 芸術文化学	平 17	芸術学、文芸学・演劇学、音楽学、環境・建築芸術学	
	芸術制作	平 17	絵画、彫刻、デザイン、環境・建築、工芸、映画・映像、舞台、 文学・キャラクター創作、器楽、声楽、作曲	
	博士課程後期 芸術	平 17	芸術文化学、芸術制作	

注) コース・分野・研究領域のうち、括弧書きのものは、コース個別のカリキュラムではなく、学科共通カリキュラムの中で設定された、学習可能な分野である。

本学は、建学の精神及び教育目的に則り、これまでの沿革において芸術領域におけるメディア・科学技術の進歩などの社会変化によって生まれる新領域や境界領域に積極的かつ柔軟にアプローチし、整備してきた。これらは同時に「造形」・「メディア」・「音楽」・「教育」のカテゴリーによる体系化が図られており、現在では「総合芸術大学」としての教育研究組織を形成している。このような方針のもと、芸術学部では現在 14 学科が開設されている。近年では社会のニーズに応えた学科・コースの開設が相次いでおり、平成 16 (2004) 年「音楽学科ポピュラー音楽コース」、平成 17 (2005) 年「キャラクター造形学科」、平成 22 (2010) 年「初等芸術教育学科」、平成 24 (2012) 年「放送学科声優コース」を開設した。平成 27 (2015) 年には、デザイン学科を 5 コースから「グラフィックデザインコース」「イラストレーションコース」「デジタルアーツコース」「デジタルメディアコース」「空間デザインコース」「プロダクトデザインコース」「デザインプロデュースコース」の 7 コースに改編した。今後も学科・コースの新設・改組転換による整備を積極的に行っていく予定である。

通信教育部では、平成 13 (2001) 年に芸術学部に進じた 10 学科を開設し、その後、平成 22 (2010) 年に 7 学科に再構築し、通学課程と同等の教育を実施している。

大学院の教育組織は、芸術学部の学科、コースを基礎に構成しており、学部との一貫性を重視している。芸術研究科博士前期課程には芸術制作専攻と芸術文化学専攻、博士後期課程には芸術専攻を設けている。

このように、芸術のあらゆる領域を網羅し、また複数の課程を擁しているのが本学の教育組織の特色である。それにより、芸術を学びたいという意欲のある者にとって、様々な形で学びの場を提供できること、自らの専門性を深めつつ、様々な領域に触れ学ぶことが可能となっている。

また、本学の教育研究活動を支援する附属機関は下記のとおり整備されている。

「芸術情報センター」には「図書館」、「芸術研究所」及び「博物館」が設置され、建造物自体のデザインを含めて、本学の特色ともなっている。

「図書館」は芸術系の図書館として教育研究及び学習をより充実させることを目的として、図書・楽譜・視聴覚資料・雑誌等を提供している。また、図書館機能に加え、ギャラ

リー及び展示・発表の場としても機能している。

「藝術研究所」は独自の調査研究補助制度による本学教員の共同研究の助成、紀要「藝術」の編集・発行、研究会・講演会の主催及び展覧会・コンペティションの開催等を実施しており、主に研究面での支援に実績を挙げている。

「博物館」は平成14(2002)年に大阪府から博物館相当施設として指定を受けた施設で、資料の収集・整理・保存とその公開展示を行うと共に、教員や学生のギャラリースペースでの展示を支援している。また芸術学部、大学院及び通信教育部の博物館学芸員課程における「博物館実習」を実施するなど、教育の場としても機能しており、本学の教育活動の特色の一つとなっている。

「研修センター」は菅平高原研修センター（長野県上田市）と白浜研修センター（和歌山県西牟婁郡白浜町）の2ヶ所が設けられ、教職員・学生の福利厚生のほか、学科・コースの学外研修、ゼミ合宿及びクラブ活動の合宿等に使用されている。

「大阪芸術大学テレビ(OUA-TV)」は本学のメディアセンター的存在として、グループ内各校のイベント撮影・取材・編集及びWebでの動画配信の他、映像、放送学科の授業への協力、民間イベントの取材協力に見られる産学連携事業など特色ある事業を実施している。

「サテライトキャンパス」は、スカイキャンパス（大阪市阿倍野区阿倍野筋）が設けられている。教職員・学生の作品展示や本学の教育研究成果を社会に発信・還元し、評価をフィードバックさせることで、教育上の効果を上げることが期待されている。

さらに、同一法人内に「大阪芸術大学短期大学部」、「大阪芸術大学附属大阪美術専門学校」及び「大阪芸術大学附属幼稚園（4園）」を擁しており、学生のスムーズな編入学の推進、教員の人事交流、展覧会、発表会等の行事の共同開催等によって、本学の教育研究に波及効果をもたらしている。

本学の教育研究組織の構成及び各課程の規模については、教育研究上の目的、そして大学設置基準との関係において、適切かつ効果的なものであるといえる。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神や使命・目的及び教育目的についてさらに有効性のあるものにするべく、社会の変化や要請をふまえ、適切な教育組織、教育環境、実践ある教育活動等を改善・向上していく。それには、教育研究に係る運営組織、「自己点検実施委員会」をはじめ、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」「教務委員会」「入試委員会」等において見直しを行っていく。

【基準1の自己評価】

本学では、建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的を開学以来5つの教育理念として明確に定めている。また、3つの方針においても使命・目的及び教育理念をふまえ適切に設定し、それらに根ざした芸術教育を今日まで一貫して実践し、具現化に向けて努めてきた。

建学の精神・教育理念は大学運営の根幹を為し、大学を構成する関係者への周知徹底が極めて重要であると認識しているが、学内外への周知・公表が十分に行われているかにつ

いては、取り組むべき課題が多い。本学を希望する高校生、学生、保護者及び教職員等関係者全員に周知徹底を図るべき手段・方法を駆使して取り組んでいく必要があると考えている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2 - 1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では建学の精神、教育目的等をふまえ、入学者選抜方針（アドミッションポリシー）を下記のように設定し、運用している。学外にはホームページにおいて公開している。

表 2-1-1 大阪芸術大学入学者選抜方針（アドミッションポリシー）

大阪芸術大学入学者選抜方針（アドミッションポリシー）	
【芸術学部】	<p>本学は入学者の受入れについて、教育目的の達成に必要な下記の資質を評価基準とし、これを多面的な方法により審査する。</p> <p>「美を追究するマインド」—美への探究心/創作・表現活動への好奇心と意欲</p> <p>「創造性と独創性」—基本的な知識と技術/自由な発想と創造力</p> <p>「社会創造・社会貢献へのマインド」—他者・地域・社会への興味/コミュニケーション能力</p> <p>「境界領域への開拓精神」—広い視野/異分野への好奇心</p>
【大学院】	<p>芸術創造及び芸術理論研究の鍛錬に必要な専門知識・技術及び思考力を学部課程において修得しているかどうかを評価基準とし、研究計画・作品提出、筆記試験・面接試問・実技等により審査する。</p>

さらに芸術学部では、平成 24（2012）年度、学科別入学者選抜方針（学科別アドミッションポリシー）を設定したことにより、本学の入学者選抜の指針が学科毎に明確となり、志望者が本学の特性をより理解した上で、受験・入学することが可能になった。

表 2-1-2 学科別入学者選抜方針（学科別アドミッションポリシー）

学科	学科別入学者選抜方針（学科別アドミッションポリシー）
美術学科	<p>美術学科は、多彩な芸術表現に触れ、学生一人ひとりが自らのテーマ・表現方法を見つけ、芸術家として確かな基礎を築くことを学びの目標とします。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、美を探究し、創作、表現への好奇心と意欲や喜び、楽しみが感じられる人物 一、自発的な独自の個性がうかがえる人物 一、社会への貢献、他者や地域の人々に芸術のこころを伝達する意志がある人物 一、広い視野に満ち、異分野への好奇心、進取の気風に満ちた創造力がうかがえる人物

大阪芸術大学

デザイン学科	<p>デザイン学科では、モノの造形だけでなく、コトの企画運営まで行える「デザイン+デザインプロデュース」を実践できる人材の育成をめざします。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、デザイン表現やコンセプト構築に興味のある人物 一、自己の感性、創造力、表現力を伸ばしたい人物 一、主体的に知識、技術を修得する意志のある人物 一、新たな課題解決に挑戦し続ける意欲・推進力のある人物
工芸学科	<p>工芸学科では、新しい“ものづくり”に取り組んでおり、積極的に伝統技法や技術を取り入れ、時代に適した造形表現を志す人物を求めています。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、さまざまな伝統技法や技術を積極的に学びたいと考える人物 一、伝統技術を活かし、時代に合った表現を生み出す意志がある人物 一、ものをつくりとうとする、強い思いや意欲を持った人物 一、自身の個性や感性を発見したい人物
写真学科	<p>写真学科では、芸術や情報メディアとして幅広い可能性を持つ写真の領域を理解し、将来を意識して専門性を培うことのできる写真のエキスパートの育成をめざします。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、卒業後の進路に明確な志望を持ち、それに向けて努力できる人物 一、写真に関わる知識や技術、表現方法などに強い探求心を持つ人物 一、オリジナリティある写真表現の追究と創造に意欲のある人物 一、広告写真、写真史や写真論などの理論分野にも興味がある人物
建築学科	<p>建築学科では、総合芸術大学という環境を活かし、豊かな暮らしや新しい空間を提案できる芸術性豊かな建築家の育成をめざします。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、建築・都市・それらの環境に好奇心を持つ人物 一、ものをつくるのが好きで、自由で豊かな発想と創造力を磨きたい人物 一、プレゼンテーション・コミュニケーション能力を伸ばしたい人物 一、建築、及び環境における自身の得意な分野を伸ばす意欲と熱意のある人物
映像学科	<p>映像学科では、映画制作の全プロセスを実践的に学びながら、企画、監督、脚本、撮影、照明、美術、録音、編集などのプロとしての専門性を修得し、創意と教養を深めます。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、これからの映画芸術、映画産業を担うべく自己を育む意欲のある人物 一、映画人としての技術、感性を伸ばしていきたい人物 一、映画という知性と技術の創造物から知識や教養を学び取りたい人物 一、映画を通して得たものを一般社会に広く還元したいと考える人物
キャラクター造形学科	<p>キャラクター造形学科では、キャラクターを生み出す技術や知識、プロデュース方法などを総合的に学習し、自己の世界観を創造し表現できる力を育成します。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、学生時代を「能力と可能性を高め表現力を鍛える時期」と捉え自己研鑽できる人物 一、自分の世界観を伝える技術、能力を高め、社会的視野を広げたい人物 一、キャラクター創造のための総合的な知識・技術を身につけたい人物 一、さまざまなメディアを使ったキャラクター・プロデュースに興味のある人物
文芸学科	<p>文芸学科では、小説、詩、脚本、研究、文芸批評、出版、翻訳など多彩な分野で活躍する教員の指導のもと、言葉のセンスを鍛え、読みの深さ、豊かな書く力を育成します。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、本を読むことで、感動することのできる人物 一、文章を書き、思索することに心をとくめかすことができる人物 一、自身が書いた文章や物語を他者に伝えることに喜びを感じられる人物 一、豊かな文章表現力と多角的な読解力を身につけたい人物

大阪芸術大学

放送学科	<p>放送学科では、放送ジャーナリズムを基本に、グローバルに時代を捉え、マスメディアを駆使して人々に情報を伝えていく素質を培います。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、人間としての良識が備わっている人物 一、表現の可能性に果敢に挑むことができる人物 一、マスメディアを駆使して広く社会に伝えることに興味がある人物 一、声の力、ことばの力、映像の力という表現者、技術者として誰にも負けない特技を身につけたい人物
芸術計画学科	<p>芸術計画学科では、芸術・文化の「作り手」と「受け手」をつなぐ、クリエイティブな「つなぎ手」として社会に貢献できるプロデューサー、プランナーの育成を目標とします。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、芸術や文化に関係する多方面のことがらに興味を持っている人物 一、芸術や文化の力を使って、積極的に社会や地域に貢献したい人物 一、芸術や文化とは何か、その意味や在り方を追求してみたい人物 一、芸術や文化を人々に紹介し理解を深めてもらう役割（学芸員）を目指す人物
舞台芸術学科	<p>舞台芸術学科では、舞台は演者と裏方の共同作業によって成り立っていることを理解すると共に、自身が取り組む分野について厳格な技術の研鑽に励みます。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、さまざまな分野の演者として表現力を磨きたい人物 一、舞台の裏方として専門的な技能を身につけたい人物 一、「舞台人」としての自覚や物事に対する姿勢、考え方を学びたい人物 一、広く社会で求められる礼儀作法や協調性、豊かな人間性を育みたい人物
音楽学科	<p>音楽学科では、いつの時代も人間社会に潤いをもたらしてきた音楽の素晴らしさを学び、新しい音楽の創造者、音楽教育の指導者を育みます。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、音楽を通して美を追究する探求心のある人物 一、楽器演奏や歌唱力を磨きたい人物 一、既成概念にとらわれず音や音楽と向き合いたい人物 一、音楽教育の指導者として将来活躍したい人物
演奏学科	<p>演奏学科では、「演奏家」「音楽教育者」そして「音楽の良き理解者」として、社会で活躍できる人物の育成を目標としています。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、音楽に対して情熱と愛情を持った人物 一、音楽の各分野における知識や演奏技術を修得したい人物 一、奏者としての感性や表現力を磨きたい人物 一、演奏研究を学ぶことに興味・意欲のある人物
初等芸術教育学科	<p>初等芸術教育学科では、アートの力を通して子どもの「生きる力」を育むことのできる教育者。並びに、子どものこころを「癒す」セラピストを目指す人を育てます。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、子どものこころを感じる力をもった小学校・幼稚園の教諭になりたい人物 一、芸術療法の基本や考え方を勉強してみたい人物 一、芸術を通して、人間同士のこころの絆を深めるかかわりを築いていきたい人物 一、教育現場のさまざまな問題に対応できるカウンセリングマインドを身につけたい人物
アートサイエンス学科	<p>アートサイエンス学科では、芸術的で新しい表現や創造に興味があり、科学技術との融合によって芸術に関わる境界領域の開拓を志す人物を求めています。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、独自の個性や新しい事柄への好奇心がうかがえる人物 一、アートサイエンスに興味があり自由な発想ができる人物 一、いままでにない表現や“ものづくり”に興味のある人物 一、楽しさや豊かさを考え、自ら問題提起して解決する意欲のある人物

入学者選抜についてはA0、推薦、スポーツ推薦、一般、センター試験利用入試と多様化・多元化を進めており、多彩な能力、資質を持った学生を受け入れることに成功していると自負している。

収容定員数と入学定員数及び在籍学生数並びに授業を行う学生数は適正な数であると考え

【芸術学部】

入学者の受入れについて、本学の教育目的の達成に必要な上記の資質を評価基準とし、これを多元的な方法により審査する。これらを高校訪問、高校内説明会や全国各地での進学相談会、オープンキャンパス等において、高等学校等の指導者・保護者・受験生に対し詳細な説明をしている。

入学試験としては、A0入試、推薦入試、スポーツ推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試の5区分の入試を実施し、多様な資質・能力を持つ学生を受入れ、同じキャンパスで切磋琢磨しながら高めあう環境を創出していくことを目指している。

次に試験区分ごとのポリシー及び運用方法について述べる。

A0入試(平成22(2010)年度開始)

A0入試は本学の建学の精神や教育目的を理解し、受験までに学生生活で培った経験と能力を審査することを目指している。出願時における書類審査及び本学における体験授業(適性実技、面接試問)で構成されている。造形系学科では課題作品の制作、指導、作品審査、メディア系学科では模擬授業、原作・シナリオなどの作成、企画制作、演技指導など、音楽系学科では演奏指導、楽典・聴音など読譜力をつける指導を実施している。教員・受験生間で相談や指導を通じたコミュニケーションを重視しており、相互の理解とともに、入学後の専攻学科・コースの内容についても事前に理解を深めることが可能である。その後、入学前教育の実施により各分野の専門能力の向上と入学までのモチベーションの維持・向上に努めている。また、平成25(2013)年度よりA0入試(1期)・A0入試(2期)を設置し、受験機会増をはかった。

推薦入試

推薦入試は実技における専門能力を審査することを目指している。全学科とも専門試験のみで、内容も学科ごとに異なる。主に造形系学科ではデッサンを中心に、学科によっては色彩構成能力も審査される。メディア系学科は小論文または適性実技が審査される。また、舞台芸術学科の演技系コースや音楽系学科においては適性実技によって演技力や演奏技術の実技能力が審査される。

本入試は高等学校における評定平均の基準を設けず、また高等学校長の推薦も不要で、受験し易い区分となっている。また、早期に入学を決めることが可能で、本学を第1希望としている受験者が多い。

指定校制推薦入試(平成27(2015)年度再開)

指定校制推薦入試は、過去、平成11(1999)から平成15(2003)年度の5年間実施。試験制度の見直しにより一時実施を停止。平成27(2015)年度入学生より募集学科の拡充を

図るかたちで再開。高等学校との連携、接続性の高い実績校を選抜し、学校長の推薦に基づき書類審査・面接試問によって審査する。もちろん受験生の芸術分野に対する関心や向上心も必要要件とする。また、受験生に対しては入学前教育を実施し、各分野の専門能力の向上に努めている。

スポーツ推薦入試（平成 20（2008）年度開始）

スポーツ推薦入試はスポーツを通して身につけた個性や社会性、そして体力やリーダーシップ等を含めた競技力を資質として捉え、受け入れることを目指している。各種全国大会において優秀な成績をおさめた受験生を対象に主に書類審査・面接試問・専門テストによって審査する。

受験生には基本的資質である「美を追究するマインド」を持ち、入学後は専攻する学科の専門能力を磨くこととともに、競技を継続して芸術とスポーツ双方において能力を高めていくことが期待されている。

一般入試

一般入試は ①センター試験＋専門試験 及び ②専門試験 の 2 方式があり、学力と専門能力のバランスの良い者及び推薦試験同様専門能力に優れた者を確保することを目的としている。特に ①センター試験＋専門試験方式 では平成 20（2008）年度より学費全額免除特待生制度を設け、センター試験及び専門試験の両方で 90%（各 180 点）以上の高得点を獲得した学生を学費全額免除特待生（4 年間）として受け入れる。

特待生制度により、従来他大学を志望していた学力、専門能力ともに高い力を持った受験生層の受験機会を増やし、入学へ繋げることを目指している。これらの能力を持った学生が在校生全体のモチベーションを高める結果になり、学校全体のレベルアップが可能になる。

センター試験利用入試

センター試験利用入試は専門試験を課さず、従来推薦入試や一般入試を受験してこなかった、高い学力と芸術への意欲を持ち、高等学校における芸術科目での専門的な学習が限られた学生を選抜することを目指している。

高い学力と専門能力の潜在性と将来性を資質として持つ者は、本学の学生の多様性をさらに広げることにつながるとともに、理論・歴史系の研究能力に秀で、大学院での研究者養成も視野に入れた学生を見出すことも可能となった。また平成 22（2010）年度よりセンター試験利用入試に 2 期を設置することにより、3 月まで進路を決めかねていた優秀な学生を確保することが可能となった。

【学生数管理】

平成 28（2016）年 5 月 1 日現在の本学芸術学部の収容定員数は 4,980 名、入学定員数（1 年次）は 1,245 名となっている。在籍学生数は 5,579 名で収容定員超過率は 1.12 倍である。また、1 年次入学者数は 1,443 名で入学定員超過率は 1.16 倍である。

本学の教員数、校地・校舎面積は大学設置基準に定められた定数を大きく上回っており、

教育活動の運営上問題の無い範囲である。

本学は教育課程において、少人数・グループによる演習及び実技・実習を根幹におくことを教育方法の一つとしており、また、教養科目における語学・体育・情報系の演習科目でも少人数でのクラス運営が求められる。このことから、授業における定数管理については抽選やクラス分け、複数クラス開講などの措置をとり、適切に管理している。

【大学院】

入学者の受入れについて、芸術文化学分野および芸術制作分野において、より高度な研究を追究する者を求める。

大学院の入学者選抜は前期課程及び後期課程において一般選抜及び社会人特別選抜入試を実施している。前期課程一般選抜入試の芸術文化学分野では論文及び面接、芸術制作分野では論文及び作品審査を含む面接により選考し、社会人特別選抜入試では芸術制作分野は論文を試験科目より免除している。また後期課程では作品審査を含む面接により選考している。

大学院の平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在の収容定員数は前期課程 160 名、後期課程 60 名、また入学定員数は前期課程 80 名、後期課程 20 名である。

【通信教育部】

入学方法について正科生、科目等履修生は 4 月入学及び 10 月入学の 2 回、編入生は 2 年次及び 3 年次で受け入れを認めている。特修生は 4 月入学のみ受け入れを認めている。

通信教育部という特性をふまえ、芸術への意欲を持つ者を広く受け入れている。

通信教育部の収容定員数は 4,400 名、また入学定員数は 1,200 名（編入学定員 200 名含む）で、平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在の 1 年次入学者数は 76 名、在籍学生数は 838 名である。

また、科目等履修生の新規登録者は 167 名、登録者の総数は 392 名であり、教員免許等資格取得に向けて学習している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後さらに、アドミッションポリシーの浸透とそれに基づいた入試の運営を進めていく必要があり、ステークホルダーに対してより積極的な広報が必要と考える。

また、社会的なニーズを踏まえ、平成 25 (2013) 年度より新たにキャラクター造形学科にフィギュアアートコース、舞台芸術学科にポピュラーダンスコースを開設。平成 27 (2015) 年度には、デザイン学科をグラフィックデザインコース、イラストレーションコース、デジタルメディアコース、デジタルアートコース、プロダクトデザインコース、空間デザインコース、デザインプロデュースコース、以上の 7 コースに改編し、より進路選択の幅を拡げる。

平成 28 (2016) 年度には、多様化する時代のニーズにあわせ、学科を越えた横断的な学びを実現すべく、アートサイエンス学科（平成 29 年度 4 月）の設置に向け志願者を募る。

今後も景気の動向や学問系統の流行、廃りにより志願者数や入学者数に影響を与えることが予想されるが、入学者選抜についてもより多様化をはかり、多元的な入学試験を検討・

採用することにより、今後優秀な学生を確保することを目指す。

収容定員数と入学定員数及び在籍学生数並びに授業を行う学生数についても引き続き適正な数を維持するよう努力する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【芸術学部・通信教育部】

開学以来、本学の教育課程は建学の精神（5 項目の教育理念）を如何に実現しうるかという観点から編成されている。永らく建学の精神は教育理念であると同時に教育目的として位置づけられ、その精神を具現化しうる人材を育成することが人材育成の方向性とされてきている。こうして、建学の精神は事実上の教育目的として機能し、大学広報誌、『学生便覧』及びホームページにおいて公表されている。

平成 22（2010）年度、本学はこれまでの沿革や活動の蓄積をふまえた上で、建学の精神を現代の環境において、教育活動の中で実践することを目指し、その実現に向けての具体的な指針となる新たな教育目的、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を設定し、『大学案内』、『学生便覧』及び本学ホームページにおいて公表している。

なお、通信教育部は芸術学部と同様の教育内容を提供することを目的としており、同様のコンセプト・教育課程を擁している。

表 2-2-1 建学の精神・教育目的・教育課程編成方針

建学の精神	教育目的（人材育成方針）
「自由の精神の徹底」 「創造性の奨励」 「総合のための分化と境界領域の開拓」 「国際的視野にたったの展開」 「実用的合理性の重視」	本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神を持って育成することを教育目的とする。
教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）	
①本学の科目構成 「教養科目」：大学における学問探究の導入課程として位置付けている。豊かな人間性と広い視野を獲得すること及び科学的な思考能力を養成し、芸術創造における科学的思考の重要性を理解することを目指す。	

<p>「専門教育科目」：学生が学科・コースで専攻する芸術分野についての深い理解と高度な創造力を養成し、社会が求める有為な人材を育成することを目指す。</p> <p>「専門関連科目」：各学科の専門分野を学生が学問的関連性、知的関心のもとに主体的に履修できるよう設けたもので、異なる分野の基礎科目を学修することによって、専門の細分化を防ぎ、広い専門的視野を切り開くことを目指す。</p> <p>「卒業制作・論文・演奏」：4年間の学修の集大成を作品、論文及び演奏として結実する。大学で修得した知識、技術、創造力、表現力等を十分発揮できるよう、個別指導を行う。</p> <p>②専門教育の重視</p> <p>芸術教育機関として、少人数又はグループによる「演習及び実技・実習」を根幹におき、教養・基礎科目をバランスよく配置する。また、必修・選択区分、履修制限及び進級・卒業要件を適切に設定し、専門教育を段階的に実施する。</p>

また、学科ごとの教育目標・人材育成方針は表 2-2-2、表 2-2-3 のとおりである。

表 2-2-2 芸術学部各学科の教育目標

学科	教育目標
美術学科	<p>油画・日本画・版画・彫刻各分野の基礎的な知識・技術及び各分野の専門能力を修得し、自分の表現スタイルと芸術活動の出発点を見つけること、そして「芸術家」として活躍できる人材の育成を目標とする。</p>
デザイン学科	<p>現代社会において、新しい資源といわれるデザインの概念や対象の多様化に対応できる基礎的かつ専門的な知識・技術に加え、デザインの現場で必要な実践能力を修得することにより、各分野でデザインのプロフェッショナルとして活躍できる人材の育成を目標とする。</p>
建築学科	<p>建築・環境の基礎的知識・技術に加え、デザインをより重視した設計能力を徹底的に鍛え、建築・環境デザインの分野で芸術的な影響を与えることができる人材の育成を目標とする。</p>
文芸学科	<p>「ことばを読む・書く・考える」ことを徹底的に鍛え、映画・演劇から新聞・出版に至る「ことば」に関わるあらゆる領域を網羅するカリキュラムによって、創作・批評・研究・出版といった各分野のスペシャリストとして必要な知識と実践力の修得を目標とする。</p>
音楽学科	<p>音楽・音響デザインコースでは電子技術・コンピュータによる電子音響音楽制作、音響システム、レコーディングを中心にリペア（楽器修理等）、調律などの分野についても学び、音楽と音響を創造しプロデュースできる人材を育成する。音楽教育コースは創造性を備え、時代のニーズに即応する教育者を育てることを目標とする。</p>
放送学科	<p>制作・アナウンス・声優・広告の分野における基本的知識、機器・設備に関する技術の修得に加え、ジャーナリストとしての認識力・分析力及びクリエイターとしての表現力・創造性を養い、将来多種多様なメディアにおいて活躍できる人材の育成を目標とする。</p>
写真学科	<p>写真表現の基礎技術と理論をアナログ、デジタルの両面から修得するとともに、各分野の専門技術と知識を追究し、芸術的能力に優れた「写真家」として活躍できる人材の育成を目標とする。</p>

大阪芸術大学

工芸学科	金属工芸、陶芸、ガラス工芸、テキスタイル・染織各分野の基本的技法を学び、素材との対話を重ねて専門知識・技術を修得させる。また、工芸の歴史、伝統をふまえるとともに、独創性・創造性に溢れた新しい表現を奨励し、「芸術家」として活躍できる人材の育成を目標とする。
映像学科	実践的なカリキュラムと特色ある施設・設備により、「映画を見る・学ぶ・作る」ことを通して、映像のプロフェッショナルを養成するとともに、自己を追究し人生を豊かにする知識と技術を身につけることを目標とする。
環境デザイン学科	フィールドワーク及びプレゼンテーションを重視したカリキュラムにより、造園・地域・都市のランドスケープをグローバルな地球環境デザイン（エコデザイン）の視点から修得し、「エコデザイナー」として、人間が豊かに生きるための環境を創造する人材の育成を目的とする。（平成24（2012）年度建築学科に統合：募集停止）
演奏学科	実技レッスンを通して各分野の知識と演奏技術を習得し、学内外公演を取り入れた特色あるカリキュラムにより、「演奏家」、「教育者」そして「音楽の良き理解者」として、社会で活躍できる人材の育成を目標とする。
舞台芸術学科	演技演出・ミュージカル・舞踊・ポピュラーダンス・舞台美術・舞台音響効果・舞台照明の各分野の専門教育とともに、舞台上演を教育課程に組入れて実施することにより、専門的な知識・技術・経験の修得に加え、「舞台人」として活躍するために必要な人間性－礼儀作法や社会性－を高めることを目標とする。
芸術計画学科	理論と実践の両面から芸術・文化の「作り手」と「受け手」をつなぐ、クリエイティブな「つなぎ手」として社会に貢献できる人材の育成を目標とする。
キャラクター学科	「キャラクターを創る・動かす・活かす」基礎的な知識・技術を修得するとともに、漫画・アニメーション・ゲーム・フィギュアアーツ各分野に必要とされる表現力・発想力を育み、クリエイターとして自立・活躍することを目指すと共に幅ひろく社会全体の精神的豊かさにつながる発想力を生かせる人材の育成を目標とする。
初等芸術教育学科	建学の精神をふまえた芸術教育と人間発達の学修を柱に、創造性及びコミュニケーション力を備えた「教育者」を育成し、初等教育・芸術療法の分野で幼児・児童・生徒の発達を支援し、社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

表 2-2-3 通信教育部芸術学部各学科の教育目標

学科	教育目標
美術学科	油画・日本画・版画・工芸の制作活動において、「芸術そのものの本質」を学び、学生の創造性を高め、探究を進めることを目標とする。
デザイン学科	視覚伝達のための表現技術の修得を主体に、各種メディアへの実践的展開手法を学習することを目標とする。
建築学科	総合芸術大学という環境を生かしアートな視点で、人が心地よく生きていくための空間を創造できる発想豊かな人材の育成を目標とする。建築及び環境における社会的使命を理解し、人間関係を取り巻くあらゆる空間と環境の諸問題解決に向け、幅広い専門的な知識や設計並びに他学科とのコラボレーションによる識見を修得し、それを応用する能力を身につけ、主体的に活躍できる人を育成する。

大阪芸術大学

文芸学科	言葉の持つ意味は広くて深い。コミュニケーション最大のツールであるだけでなく、言葉は感情の動物である人間の間らしさをよく表わす。本学科では、言葉を用いた様々なジャンルを通して創造力の涵養に努めることを目標とする。
音楽学科	本学科の特徴は、インターネット・電子テキストを用い、更に従来の印刷教材、スクーリングなども並行させながら、より密度の高い音楽教育を展開するところにある。具体的には、伝統的な手法による作・編曲のみならず、コンピュータ音楽、環境音楽、サウンド・デザインなど様々な分野の作品制作に取り組み、広い視野で作曲できるクリエイター及びアートプランナーの育成を目標とする。
放送学科	本学科では組織、番組、技術、社会に与える影響、そして情報を正確に判断する能力を幅広く学ぶ。初めは放送の全体に関することを、次にドキュメンタリー、アナウンス、広告などの分野を専門的に学習する。理論を学び、さらに実習授業によって実際に自分で番組を作る。理論と実習の二本立てがこの学科の特徴である。(平成 24 (2012) 年度募集停止)
写真学科	写真の過去・現在・未来に亘って表現に関する諸々のことを研究し、写真を創造の道具として、正確な記録の手段として使うことを目標とする。そのためには、必要な基礎技術を学びつつ、写真とは何かを考える。
工芸学科	金属工芸、陶芸、テキスタイル・染織各分野の素材を生かすための技術・技法の修得を行うとともに、工芸の用途性を重視し、作品に社会性を持たせ個々の思考・能力を伸ばすことを目標とする。 (平成 24 (2012) 年度美術学科に教育分野の統合：募集停止)
環境デザイン学科	自然環境と都市のバランスのとれた在り方や快適な生活環境を確立するために、最新の技術と芸術美の観点からこれらを総合的に計画することのできる環境デザイナーの育成を目標とする。(平成 24 (2012) 年度建築学科に統合：募集停止)
映像学科	本学科に「ビデオ」「アニメーション」「漫画」の 3 コースを置き、シナリオを重視したビデオ作品やアニメーション、漫画のストーリー性及びキャラクター作りをプロットや絵コンテを通して学び、作品の制作についての基礎概念を修得すると共に、映像機器などを使用して作品制作を行なうことを目標とする。(平成 24 年度募集停止)
初等芸術教育学科	建学の精神をふまえた芸術教育と人間発達による創造性及びコミュニケーション力を備えた「教育者」を育成し、初等教育・芸術療法の分野で児童・生徒の発達を支援し、社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

上記で述べた教育目的やポリシーの達成に向けて、本学では具体的な教育方法として、様々な施策を実施し、特色としている。

表 2-2-4 教育方法

教育方法
①少人数・グループによる専門教育を重視する 少人数・グループでの演習及び実技・実習による専門教育を根幹に据えるとともに教養、基礎科目をバランスよく開講する。

②専門教育の段階性を重視する

必修、選択及び必修選択の区分、履修制限や進級・卒業要件の適切な設定により、専門教育を段階的に実施する。

③教育成果を積極的に公開する

学内外への展示、上映・上演による教育成果の発表と教育効果の獲得。

④地域・社会との繋がりを意識する

芸術を通じた地域・社会連携及び国際交流等を教育活動に積極的に取り込む。

①少人数・グループによる専門教育を重視する

本学は「ものづくり」・「芸術表現」を主眼に置く教育機関として、「演習」及び「実技・実習」による専門教育の実施を根幹においている。少人数・グループの授業の中で、学生の課題制作・実技を教員が評価・指導することに加え、学生によるプレゼンテーションや合評会でのディスカッション等により、コミュニケーション能力や人間性を高めることに繋がっていく。また、課題制作・実技は学生の授業時間外の学習（制作や練習）を促し、「芸術を通じて自己を追究する」ことを目指している。こうした成果を4年次の卒業制作、卒業公演及び卒業研究（論文）として結実することが学位授与条件の一つとなっている。

②専門教育の段階性を重視する

本学の教育課程では大半の学科が必須、選択及び選択必須の区分、履修制限や進級・卒業要件を細かく設定している。芸術教育においては実技・実習系の授業科目が大半を占め、かつ基礎から応用に至る過程では知識の習熟度、技能の達成度、受講者のレベル等を適切にふまえた教育が重要となるからである。一見したところ学生にとって履修の自由度が低いようにも見て取れるが、専門領域を追究する上でむしろ効率的であり、必要な措置であると考えている。

また、教養科目は大学における学問探究の導入課程として位置付けられ、教養科目及び専門関連科目から構成されている。特に専門関連科目は各学科の専門科目の内、基礎的な科目で構成され、学生自身の学問的関連性・知的関心のもとに、主体的に履修できるように設けたものである。異なる分野を学修することにより、専門の細分化を防ぎ広い専門的視野を切り開く役割を担っている。

③教育成果を積極的に公開する

本学では芸術教育機関の責務として、展覧会・演奏会・公演等を積極的に実施しており、教育活動の一環として教員・学生が積極的に関与している。作品や表現を授業の中だけでなく、学内のギャラリーや学外の会場において積極的に公開し、技術の向上と経験の蓄積、芸術による社会創造と貢献が可能になる。そして、教員及び学生の制作・表現に向かうモチベーションの向上、そして社会的評価のフィードバックといった教育効果が見込める。また、企画によっては教員や学生が実施に向けての折衝や推進に当たり、プランニング、プロデュース能力の鍛錬の場として高い教育効果を挙げている。

④地域・社会との繋がりを意識する

本学では地域や社会との連携事業、国際交流を教育活動において積極的に展開している。これは上記の③教育成果を積極的に公開する、と同様、教員や学生が教育の過程や成果を大学内だけではなく、地域や社会との繋がりの中で展開し、効果を高めるためである。また、学位授与方針である「芸術を通じた社会貢献・社会創造」の経験値を高め、自らが芸術を学ぶ意義を確認することができる。

国際交流においては、海外協定校及び協力校と共に、国際セミナー、交換留学制度など様々な形態の国際交流を実施しており、これらを教育活動に導入することによって、創造性・独創性のグローバルな醸成の一助となることを目指している。

【大学院】

大学院の教育目的は大学院学則第6条（課程の目的）として定められ、『学生便覧』及びホームページで公表されている。

芸術研究科前期課程芸術制作専攻ではプロのアーティストを志す人のために、第一線で活躍する教授陣が豊かな研究指導を展開し、芸術文化学専攻では時代と社会のニーズに応えると共に、時代や国境を越え、国際的に通用する芸術理論を構築することのできる能力を養成することを目指している。

また、芸術研究科後期課程芸術専攻は前期課程での修養を基礎に、芸術の専門家として自立した研究・制作能力を養成することを目指している。

制作系及び理論系に専攻が分けられているが、教育課程編成においては、各自の専門研究領域を軸としながら、それぞれの専攻の科目を自由に履修できる。

表 2-2-5 大学院の教育目的・教育課程編成方針

教育目的（人材育成方針）
<p>本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏づけられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。</p> <p>【博士課程前期課程】</p> <p>広い視野に立って精深な学識を授け鋭い芸術的感性を養い、美及び芸術における理論研究と芸術制作等の能力を錬磨し高度の専門性を備えた研究者、実務専門家及び芸術家を育成することを目的とする。</p> <p>【博士課程後期課程】</p> <p>美及び芸術の理論と芸術の制作等に関する専門家として自立して研究や制作の活動を行うのに必要な高度な能力及びその基礎となる豊かな学識、さらには、専攻分野における研究や制作の指導能力を養うことを目的とする。</p>
教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）
<p>建学の精神をふまえた「芸術全領域における芸術創造と芸術理論研究の追究及び統合」を図るため、博士課程前期課程に「芸術制作専攻」及び「芸術文化学専攻」、そして博士課程後期課程に「芸術専攻」を設置し、相互の啓発的な緊張関係の維持と連携を推進する。</p> <p>教育課程の編成においては、各々の専門研究領域を軸としつつ領域間あるいは専攻間の横断的な科目履修を奨励し、高度な芸術創造及び独創的創作活動が可能となるよう配慮する。</p>

また、大学院の教育目的は、本学の建学の精神・基本理念に基づいて定められており、学生のニーズや社会的需要も反映されている。教育課程においては教育目的に沿った教育方法の設定、科目群の配置に加え、研究演習科目を重視した実質的な少人数教育も実施しており、学生それぞれのニーズに対応できるよう教育課程が適切に設定されている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学の教育課程は編成方針に即して体系的に設定され、教育方法・内容とも建学の精神及び教育目的を反映し、本学の特色を形成している。また、進級・卒業要件等も適切に設定されており、専門教育が段階的に実施されている。履修登録単位数の上限は各学科 48 単位としているが、教職課程をカリキュラムに組み込んでいる音楽学科音楽教育コース、および初等芸術教育学科は、別に上限を設定している。進級・卒業要件及び履修制限（取得順位）によって、教育の質が担保されているものと評価している。年間学事予定、シラバスでの成績評価基準の公開もなされている。

大学院では平成 17（2005）年度の改組によって、理論系と制作系の研究科の統合がなされ、教育課程において連携が取れており、学生が各分野を横断的に履修・修得することが可能である。

【芸術学部】

芸術学部の教育課程は、教養科目、専門教育科目、専門関連科目から構成されている。これらの他に資格科目が開講され、教職、博物館学芸員、司書及び司書教諭の資格取得が可能である。

教養科目は人文、社会、自然、外国語、情報及び保健体育の分野で構成されている。専門知識・技術の修得と平行して、豊かな人間性を育むこと、広い視野と思考力を養成することを目的とし、平成 28（2016）年度では 66 科目が開講されている。専門教育科目は専攻する分野についての深い理解と高度な創造力を養成することを目的として、各学科・コースが特色ある授業科目を開講している。「講義」、「演習」、「実技・実習」の形態で実施され、本学の基盤となっている。

専門関連科目は他学科の専門教育科目を専攻領域と結びつけ、幅広く学習することにより、専門の細分化を防ぎ、広い専門的視野の獲得、そして教養と専門をつなぎ、授業科目全体を有機的に機能させることを目的としている。平成 28（2016）年度は 120 科目が開講されている。基本的には各学科の専門科目の内、基礎的な科目を中心に、演習科目も設けられている。例えば、「造形芸術演習」は、各学科の専門領域での表現技法の基礎を養うことを目的に設けられ、Ⅰ（造形）及びⅡ（デッサン）として開講され、造形・メディア領域の多くの学科が必須としている。

この他、教職課程、博物館学芸員課程、司書課程及び司書教諭課程が開設され、学部教育で培った専門性を土台に資格の取得を支援している。

年間学事予定及び授業期間は「学年暦」として定め、学内掲示板や『学生便覧』、ガイダンス資料に明示している。

単位制度の実質を保つための工夫としては、『学生便覧』に単位の計算方法を明示し、学

生に対し、単位に関しての理解を促している。また、平成 25 (2013) 年からシラバスの項目に「準備学修 (予習・復習)」を設定し、十分な予習および復習を課している。

授業期間は試験期間を含め年間 35 週で実施している。また、自然災害やその他の事情により規定の授業時間数を確保できなかった場合は、補講で授業時間数を補っている。

履修登録単位数は 1 学年度 48 単位の上限を設けている。各学科で進級要件と履修制限が細かく設定されており (データ編表 2-8)、また、最終年次に配当している卒業要件科目があることから、段階的な履修と専門教育の実施が担保されているものとする。

特色ある教育方法・内容として、次の事項が挙げられる。

①学外での成果発表及び社会連携 (産学官) の活用

デザイン学科では実習科目、平成 26 (2014) 年入学生以前の科目名「産官学プロジェクト」が実際に新商品として商品化され成果を挙げている。平成 27 (2015) 年入学生の科目名「ハイパープロジェクト 1」「ハイパープロジェクト 2」「ハイパープロジェクト 3」も 1 年次から各学年毎に産学連携による企画・開発に参加し発展させるよう設定されている。

また、映像学科では演習科目「製作研修 I、II」において、テレビ局との産学連携によるドラマ・映画制作が行われ、テレビ放送されるなどの成果を挙げている。舞台芸術学科、演奏学科においては学外公演を正課に組み込み、公演に向けての制作や実技指導を「公演実習」や「学外公演」といった科目として認定している。

授業として認定されていないが、これらの他にも、地域のイベントへの本学の制作協力や出演の機会が数多くあり、学内で学んだ成果の実践の場として機能し、教育的効果をもたらしている。

②国際セミナー・海外交流の導入

本学では海外協定校・協力校の協力のもと、国際セミナーを実施し、「海外文化演習 I、II」として単位認定している。平成 27 (2015) 年度は英国夏期セミナー (英国) が開催された。

現地校でのセミナー、ワークショップの受講や、作品制作・演奏会による発表・合評、文化施設の見学研修等の多彩なメニューが実施され、多くの学生が参加している。これにより、多様な文化や価値観に接して、刺激を受けるとともに、建学の精神でもある国際的視野を養い、創造性を広げることを目的としている。

国際セミナー以外にも、アメリカ美術大学協会 (AICAD) との交流協定、ウィーン音楽・表現芸術大学 (オーストリア)、弘益大学校 (韓国)、上海大学美術学院 (中国) 等との姉妹校提携による交換留学制度、交流作品展等の交流活動、海外語学研修が活発に行われている。この短期留学制度を利用して留学した学生には単位の上限はあるが、履修科目について成績認定を行っている。

③多様な授業形態と最前線で活躍する講師陣による指導

本学では外部の作家、アーティスト及び研究者による特別講義やワークショップを各学科主催で実施し、日頃の授業では触れることのできない領域、アート・文化の最先端の状況、理論・歴史・伝統の専門的知識等の吸収を促している。授業形態として学外の美術館

や文化施設への学外研修及び学外授業を認めており、特別講義同様、現場の空気に触れることを奨励している。

また、通常の授業においても、アート・文化の最前線で活躍する講師を積極的に専任教員あるいは客員教授として招聘している。これらにより、学生の創造性を刺激し、さらに芸術と社会との結びつきや社会における芸術のあり方について学ぶことを目指している。

④特色ある附属機関及び施設・設備と連携した教育

芸術情報センターや博物館等の附属機関の他、芸術劇場、撮影所、映画館、ガラス工芸棟、放送・写真学科スタジオ、ポピュラー音楽棟、個人レッスン室といった各学科の教育内容に特化した施設・設備を設置している。これらは実技・実習等の授業、また撮影所などは産学連携によるテレビドラマ・映画撮影等にも使用され、特色のある教育活動を可能にしている。

また、学生が施設使用願を提出することにより、これらの施設・設備を空き時間に使用することも可能であり、制作・表現技術を自主的に向上することが期待されている。

【大学院】

大学院の教育課程は教育目的に即して、前期課程の芸術制作専攻では2年間継続履修の「研究演習」と各領域の「特殊研究」の他、「制作理論演習」（必修）、「作品研究」、「原典研究」、「特論」（選択必修）が開講されている。

芸術文化学専攻では2年間継続履修の「研究演習」の他、「基礎演習」（必修）、「作品研究」、「原典研究」、「特論」、「特殊研究」（選択必修）が開講されている。

開講科目の教員の許可があれば、他領域、他専攻の「研究演習」の履修が可能で、研究上の必要があれば既修得科目を再度履修することも認めている。

後期課程は「研究」を3年間継続履修し、芸術制作研究分野のみ「制作理論研究」を必修としている。後期課程の学生でも研究上の必要があれば前期課程の開講科目を履修することも認めている。履修登録単位数の上限は設けていない。

年間学事予定・授業期間は学部同様に年度当初のガイダンスで学年暦を配付し、また大学内掲示板、大学広報誌等で明示し、全学生が把握できるようにしている。

シラバス及び成績評価基準は学部同様、本学ホームページで公開し、成績評点も同内容である。

【通信教育部】

通信教育部の授業は面接授業（スクーリング）と通信授業で行われる。本学独自のテキスト又は市販本を教科書として使用し、全ての科目に副教材として学習指導書を提供している。また、音楽学科の16科目はWebによる教材を配信し、Web上から課題の提出ができるシステムを構築している。提出された課題に対する添削指導は1ヶ月を目途に返却される。

面接授業（スクーリング）は夏期及び冬期を中心に連休などを利用して開講している。受講生は各自の都合に合わせて受講を選択できる。実習・演習科目の面接授業が大半を占めることから、1科目の受講期間が講義科目に比べて長くなっており、一部の科目は平日

に開講されている。

また、全国の学生のニーズにあわせ、東京でも面接授業を実施している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学では永らく建学の精神を教育目的として掲げてきた。これまで実質上の教育目的として、教育課程の編成及び教育活動が行われるとともに、現在の本学の特色ある教育研究活動のコンセプトとして機能し、評価することができる。

しかし、策定された開学当初の状況と現在の本学を取り巻く状況は相当異なっている。一部の語句や抽象的な部分を解釈・整理して、現在の状況・環境に適用する必要がある。また、学科・コースが多くなり、それぞれが自立性を持つにつれて、組織のセクショナリズムが広がる傾向も見受けられる。

建学の精神を教育研究活動の実践に繋げるために、平成 25（2013）年、新たに教育目的の他、学科別の教育目標、教育課程編成方針を設け、今後はこれらの一貫性・連続性が重要であり、教務委員会等の関係機関で検証していくことが必要である。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

平成 27（2015）年度より履修登録単位数の上限設定を導入した。改善された点としては、履修登録制限を設けたことによる学修時間が確保され、1 学年から最終学年まで偏りなく履修が継続していく。過剰な履修登録を防ぎ、上限制限が有効になってきている。

学科・コース数が増加し、継続して自立性が高まったことにより、より専門的に教授できるようになってきている。時代に即した教育課程となるよう見直しを進めている。

また、学科の新設・改組も中長期的に進行しており、新学科（名称：アートサイエンス学科）が、平成 29（2017）年 4 月開設にむけて整備が進められ、既存の学科を含めた教育課程の見直しが進んでいる。

大学院の課題としては、後期課程の作品制作を主とする学生への学位レベルの設定、「造形」「メディア」「音楽」領域それぞれの学位の位置付けの統一が挙げられ、指導面に工夫・改善を要する。また、作品制作を主とする芸術制作研究分野の学生の博士論文指導を芸術文化学研究分野の教員が行い、作品制作との関連性を重視しつつ分量を見直すとともに、領域間の教員間の学位レベルの統一を進めている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では大学院生に対する教育効果を高めるため、平成 11（1999）年度より大学院ティーチングアシスタント（TA）制度を導入している。TA は専任教員の補助者として、授業、実験及び実習科目の教育・研究業務の補助を担当する。学部生の指導補助は大学院正規課程の在籍者が、大学院生（博士課程前期課程）の指導補助は大学院博士課程後期課程の在籍者が行う。平成 28（2016）年 5 月 1 日現在で 37 名が採用され、教育補助に携わっている。

また、大学院博士課程後期課程修了生の中から平成 28（2016）年 5 月 1 日現在で大学院嘱託助手 4 名が採用され、大学院合同研究室に常駐して大学院生をサポートしている。

TA 以外に卒業生の中から非常勤副手が平成 28（2016）年 5 月 1 日現在で 117 名採用され、各学科において実習等の授業の円滑な運営に寄与している。

本学はオフィスアワーを定めていないが、各学科には合同研究室が置かれ、常に学生に開放されており、また少人数・グループでの演習及び実技・実習によって、学生と教員のコミュニケーションが日常的にとられている。

非常勤副手は各学科合同研究室に常駐し、学生からの相談や教員及び事務局からの照会等に対応するなど、それぞれの間をつなぐ存在として学習支援にあたっている。また、木材加工・金属加工・ガラス加工・撮影スタジオにはそれぞれ専門技術職員を配置している。音楽系の授業においてはピアノ伴奏要員 7 名と管弦打要員 32 名を配置し学生をサポートしている。

平成 24（2012）年より事務組織機構に教務部教職相談室を配置し、教育実習や介護等体験を含む教職課程全般の運営を行っている。また、教職課程運営委員会を設け教員と職員の協働で教職採用希望者の支援を行っている。

留年者及び退学者対策としては、履修・成績状況が思わしくない学生及び身体・精神面で不安を持つ学生に対しては把握次第、教務課及び合同研究室の他、学生課、キャンパスライフサポート室、保健管理室等と情報交換・連携を取りながら、指導・相談にあたっている。さらに、学習支援の一環として学生及び保護者向けの教育相談会を開催し、教学、進路、学生生活について、学生・保護者からの相談に事務職員が個別の相談に対応している。また、平成 24（2012）年から新入生全員を対象に一泊二日でフレッシュマンキャンプを実施している。教員と職員の協働により、新しく始まる学修環境への理解を促し、中途退学者や留年者を減少させる対応を行っている。

附属施設の図書館は教員及び学生からの要望に対応する図書・雑誌の閲覧・レファレンスの充実に努めており、博物館は本学コレクションを主体とした展示により、授業との連携、学芸員実習の場として、教育支援の一環を担っている。

大学の意思決定にかかる諮問・審議機関である教授会、大学院委員会、研究科委員会、通信教育部運営委員会及び各種委員会には、事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について、教員、委員と連携を取りながら進めている。

学生の意見を取り入れる仕組みとして、平成 13（2001）年度より授業アンケートを実施しており、今年で 16 年目となった。授業アンケートは、原則全科目・全教員を対象に実施しているが、個人を特定できるような受講者の少ない授業については除外している。ア

アンケートは、学生自身の出席状況や教員の授業実施状況など 14 項目と自由記述から構成されている。集計結果は、広報紙『大阪芸術大学グループ通信』に掲載の上公開し、各教員にもフィードバックしている。また、教員には、アンケート結果を今後どのように授業に活かしていくのか、授業への取り組み方について、教務課まで書類で提出することを義務付けている。

授業アンケートを導入以降、制度の定着とともに、教員は授業改善に積極的に取り組んでいる。その結果、学生の授業に対する満足度は 80%を超えている。また、平成 17 (2005) 年度から質問項目を精査し、回収方法も変更したことが高い回収率に繋がっている。

【通信教育部】

通信教育部事務室を設置し、専任職員が学習支援・教育相談を行っている。また、一部ではあるが、通信教育部学科所属の専任教員を配置している。特に授業内容に関する質問は、教員に直接つながる電話回線を設け担当教員が対応している。電話による対応に加え、質問票による郵送・ファックスでの質問やインターネットを利用した Web による質問等、学生それぞれの学修環境に応じて複数のメディアによって大学とのコミュニケーションが可能となるように配慮している。

科目履修登録、面接授業（スクーリング）申込等の事務手続きにおいては、郵送のほか独自に独自の Web 学習支援システムを構築し、インターネットによる 24 時間受付を可能にしている。

面接授業（スクーリング）期間中の図書館、インターネットルームの開放などの施設使用、福利厚生については通学課程に準じた体制をとっている。

通信教育部では、平成 21 (2009) 年度後期から学生アンケートを実施している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

上記の課題のうち、教養課程教員のオフィスアワーの設定については、現在、教務課が学生と教員を取り次いでいる場合と一定の相談時間を設ける場合のメリット・デメリットを判断しながら、検討を進めているところである。

また、学習意欲が低下している学生への支援については、事務局各部署の連携を進めるとともに、出席・成績管理による学習指導によって早期の対応ができるよう検討している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、ディプロマポリシーを芸術学部及び大学院ごとに以下のとおり定めている。

ディプロマポリシーについては、『学生便覧』、『大学案内』、ホームページで公開している。

芸術学部平成 27（2015）年度入学生より履修登録単位数の上限（資格科目を除く）及び進級要件における修得単位数の設定を実施している。このことは、履修単位での進級・卒業の基準を明確化することとなり、履修単位における履修指導も実施している。また、学修意欲向上のため成績優秀者に対する措置として学業優秀者奨学金制度を設けた。

表 2-4-1 芸術学部の学位授与方針

学位授与方針（ディプロマポリシー）	
芸術学部	<p>建学の精神を体現し、クリエイター、教育者、そして芸術の良き理解者として社会に貢献し得る能力を学修していることを求める。成績評価は卒業所要単位数の修得、卒業制作・論文・演奏の審査により、学位を授与する。</p> <p>①創造性と独創性：創作・表現・研究活動への主体的な取り組み／独創性・創造性の伸張／専門的な能力の獲得</p> <p>②社会創造・貢献への意欲・能力：芸術を通じた社会創造・社会貢献の経験／社会人として必要な課題解決能力の獲得</p> <p>③境界領域の開拓：他領域・異分野への視野の獲得／コラボレーションの経験</p>
大学院	<p>芸術創造及び芸術理論研究について高度な専門性が備わり、専門家及び芸術家として自立し得る能力を学修することを求める。所定必要単位数を修得した上で、研究指導教授による研究指導を得て、学位（修士・博士）論文、学位（修士）作品を提出し、かつ審査及び最終試験に合格した者に学位を授与する。</p>

【芸術学部】

単位の認定については学則及び履修規程により定めている。各受講科目において授業時数の3分の2以上の出席かつ試験、作品提出、レポート等で60点以上の評価を得た者を合格としている。成績は優（80点～）・良（70～79点）・可（60～69点）・不可（～59点）の評点としている。「授業目的と到達目標」・「授業概要」・「授業計画」・「準備学修（予習・復習）・受講上の注意」・「成績評価方法・基準」についてはシラバスの必須項目となっておりホームページ上で全科目公開している。

成績は、造形系学科においては合評、メディア系学科においては合評、上映会、公演、音楽系学科においては発表会・卒業試験・グレード試験等が実施され、複数教員により評価されることにより公平性が担保されている。

また、評価結果を活用して、各学生の単位修得科目の平均点を算出し、最高得点者には「塚本英世賞」を与え、各学科の最高得点者は卒業式における「総代」とし、卒業制作の優秀者には「学長賞」を与えるなど、学修成果に対する広範な視点から顕彰を行い、勉学を奨励している。

さらに、芸術学部平成 27（2015）年入学生より成績優秀者に対する特例措置として学業優秀者奨学金制度を導入し前年度成績優秀者（1 学年最大 40 名）に対して 50 万円を給付する制度を設けた。

既修得単位の認定は、入学以前に在学した大学または短期大学において修得した単位のうち 60 単位以内（編入を除く）について行っている。また、編入学及び転学の場合、原則

として3年次への編入学等の場合は60単位としている。その他、実用英語技能検定準一級以上の合格者に対して、教養科目英語系科目2単位の単位認定を行っている。

進級要件は「大阪芸術大学芸術学部履修規程（別表6）進級要件」により、各学科・コースで設定されている。この「進級要件」に定められた科目の単位を修得しなければ進級はできず、上級年次に配当された授業科目を履修することができない。

また、実技・実習等の科目には取得順位（履修制限）を設定し、進級要件とあわせて専門教育科目を基礎から応用へと段階的・体系的に履修することを促している。

平成27（2015）年入学生より履修登録単位数の上限を教養科目だけでなく、資格科目を除く全ての科目を対象に設け、過剰な履修登録を防ぎ適切な学修時間の確保に努めた。

進級要件については、教養科目、専門教育科目、専門関連科目の全てを合わせた修得単位数での制限を全学科に設け、学生に計画的な単位修得を目指すよう求めている。

卒業要件は、4年以上の在学及び124単位以上の取得である。「大阪芸術大学芸術学部履修規程（別表2）履修方法」により、教養科目、専門教育科目及び専門関連科目の科目区分ごとに各学科がそれぞれ所要単位数を設定し、124単位との差分を自由選択として、学生が主体的に履修科目を選択できるようにしており、専門性と広い視野を獲得することを求めている。

学位は、卒業所要単位数の修得、卒業制作・論文・演奏の審査により授与している。

授業科目の履修方法や単位制、成績や卒業の認定等に関しては、『学生便覧』に掲載し案内するとともに、毎年度初めには成績表の配付とともにガイダンスを実施して理解を促している。

【大学院】

成績評価は学部と同様に試験及びレポートと課題作品の成績を厳正に評価し、出席及び受講態度等の評価を加え総合的に行っている。さらに学位（修士）作品、学位（修士）論文、学位（博士）論文については、審査委員会を組織して審査・評価を行っている。

「授業目的と到達目標」、「授業概要」、「授業計画」、「準備学修（予習・復習）・受講上の注意」、「成績評価方法・基準」については、学部と同様にシラバスの必須項目となっており、本学ホームページで公開している。また、成績評点も同内容となっている。

前期課程の修了要件は2年以上の在籍、38単位以上の取得、学位（修士）作品または論文の審査及び最終試験の合格である。修業年限は2年で、4年を超えて在学することはできない。後期課程の修了要件は3年以上の在籍、14単位以上の取得（芸術文化学研究分野は12単位以上）、学位（博士）論文の審査及び最終試験の合格である。修業年限は3年で、6年を超えて在学することはできない。

なお、修了の認定は分野ごとに行われる専門分野の審査会の議を経て「大学院委員会」で確定し、及び「大学院研究科委員会」で報告される。

これらの内容は『学生便覧』に掲載している。履修に関しては毎年度初めに成績表の配付とともにガイダンスを実施し、特に入学年度は履修方法、進級・卒業要件について詳細なガイダンスを行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学科・コース数の増加や担当教員の裁量等により教育課程上での連携が希薄になってきたため適切な学修時間に問題が生じている。また、採点についても担当教員の裁量に差が生じているため、教員間の緊密な連携や単位に見合った課題の出題などの改善策について検討している。

シラバスに基づいた授業の進行において、単位修得の基準及び授業の目的を学生に理解させ、個々の学修効果に応じた指導で、能力を最大限引き上げることを目指す。

採点表のコンピュータ化を平成 27（2015）年度より進めており、このことにより将来の GPA 制度の導入を検討している。GPA 制度の導入で、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準をより明確化し、学修効果を学生自身が把握できるメリットを活かして学生が主体的に学修効果をあげることとともに、教育の質の向上に繋げたい。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【就職・進路支援体制】

就職部は、部長（教員兼務）ほか専任職員 9 名、非常勤職員 1 名で構成されている。

また、就職委員会を設置し各学科の就職委員と常に連携を取り学生の支援体を行っている。就職部の主な業務は、次のとおりである。

年間の「就職・キャリア支援プログラム」の作成と実行

就職部では、早い時期から将来の進路を意識させるような「就職・キャリア支援プログラム」を作成している。掲示は勿論の事、作成したプログラムをホームページに掲載し広く学生に周知している。

また、保護者にも理解を深めてもらうために『大阪芸術大学の就職活動（進路）支援』リーフレットを作成している。

就職及び進路の適切な指導・助言・支援活動

3 年次の時点では進路登録票を提出させ、それを基に学生への就職情報の提供、進路面談など、進路支援に当たっており、専門を活かすことが出来る職種を希望する学生の期待に応えるよう努めている。

また、学生の相談に積極的に応じており、就職活動方法・自己分析から業界・企業・職種などに至るまで個々の学生を対象にきめ細かな指導を行っている。同時に、採用試験に合わせて履歴書・自己紹介書作成、エントリーシートの書き方、模擬面接、ポートフォリオ作品などについても支援を行っている。

就職及び進路等に関する情報の収集と発信

学生が学内外の情報端末から、本学求人票の採用情報や約 20,000 社の企業情報・業種・職種・資本金・卒業生数などの企業情報を複合的に検索できるように、コンピュータによる就職支援システムを導入しており、学生の業界研究や企業研究を行う際にも非常に有益なものとなっている。

企業訪問などによる求人開拓

学生が希望している企業への訪問や、求人票の送付などにより求人を開拓している。

また、新規に内定した企業を訪問して、今後の求人に繋げている。企業訪問では、内定のお礼及び「求める人物像」「採用において重視するポイント」「企業の雰囲気」などの声を聴き学生に伝え、就職部職員が企業と学生との架け橋の役割を果たしている。

就職・進路ガイダンス

1 年次から 4 年次にかけて就職・進路ガイダンスを実施している。就職・進路支援の基幹行事であり、早い時期から進路や就職を意識させ、目的を持った学生生活を送ることができるよう 1 年次から実施している。3 年次から本格的な就職ガイダンスを行っており、就職部の活用、自己分析、業界・企業研究、マナー、企業へのアプローチ、採用試験、内定、など就職活動・進路決定に関わる基礎的な事項を指導している。

進学希望者には、就職希望者と同じように進学に際しての指導・助言を行っている。本学大学院進学希望者に対しては学内説明会を実施している。

就職試験対策講座

採用試験に向けての対策準備を目的として、企業研究、面接、マナー、論作文、エントリーシート、SPI、プレゼンテーション、ポートフォリオ制作など、採用試験には欠かせない内容に関する講座を行っている。

適性診断（テスト・解説）

低学年から自らの将来像を模索し、大学生活の中で高い目的・目標を持って学び、自分自身を向上させ、希望どおりに就職・進路が実現する能力を身に付けさせることを目的に適性診断を実施している。

就職試験模擬テスト

一般常識試験、SPI、エントリーシート、教員採用試験、公務員対策など、採用試験等を受験することに向けての対策準備を目的として実施している。

業界研究セミナー

広告、放送、テレビ美術デザイン、出版、流通、建築、写真、エンターテインメント、演劇等の業界の企業から講師を招き、学生の業界研究や職種研究及び採用試験研究を支援する目的で業界研究セミナーを開催している。

業界・企業研究会及び学内合同企業説明会

3年次を対象として学内で業界・企業研究会及び学内合同企業説明会を12月と2月（2日間）に開催している。学外で行われている合同企業説明会は芸術系大学の学生にとって魅力あるものが少ない中、この業界・企業研究会及び合同企業説明会は学生にとって大変有益なイベントとなっている。平成27（2015）年度参加者は、3日間で延べ2,169名であった。平成27（2015）年度は、新たにあべのハルカスの大阪芸術大学スカイキャンパスで合同企業説明会を3月に開催した。4年次を対象に5月と7月にも同様のイベントを開催している。

【キャリア教育のための支援体制】

進路ガイダンス

低学年から卒業後の進路、就職に関する意識を高めることを目的に「進路ガイダンス」を年数回開催している。就職だけでなく、作家、創作活動を志向する学生や、大学院進学希望の学生に対しても早期から支援を行なっている。また、2年次には進路適性検査を実施して自分の進路について考える機会を提供している。

インターンシップ

企業インターンシップは就職部が主体となってキャリア支援の一環として行っている。

2年次および3年次、大学院1年次を対象として希望する学生を企業に派遣している。

学校インターンシップは1年次から4年次、及び大学院生で学校教員希望者を対象として行っている。いずれのインターンシップも単位認定は行わない。

企業インターンシップは10日間から1ヶ月間程度の期間、学校インターンシップは原則として1年間（半年間も可能）就業体験を行う。

【エクステンションセンターによる資格取得支援】

本学学生の資格取得を支援し、キャリア教育を促進すべく平成17（2005）年度にエクステンションセンターを設置し、資格講座を企画・実施している。学生の専攻している領域と関連のある講座を多数開講しており、授業終了後に受講できるよう便宜を図っている。

(3) 2-5の自己評価

本学の就職支援は、就職部職員と就職委員や就職担当教員が連携して行っており、学生が早期より意識を持てるよう、年間を通して支援行事の企画・運営に当たっている。

また、個々の相談に対しても、一人ひとりの学生に応じたきめ細かい対応を心がけている。就職試験対策講座、業界研究セミナー、適性診断テストなど、平成27（2015）年度1年間に延べ3,942名が参加しており、早期より就職や就学についての意識を高めることに繋がっている。

キャリア教育という点においては、インターンシップは重要と考え、参加する前の事前ガイダンス、終了後の報告書提出を実施し学生のモチベーションを高めている。また、インターンシップ参加者（申込者）が減少傾向にあったため、インターンシップ体験者によ

る PR を行い参加者の増加を図った。エクステンションセンターの講座は質・量とも充実しており、初年度から高い合格率をあげており、受講生から高い評価を得ている。

進学者は 67 名。支援体制として進学者希望者に対しての指導・助言及び大学院進学説明会を実施しており、今後もさらなる充実を図りたい。

(4) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

早期化、多様化する就職活動に対応するために、常に就職支援プログラムの見直し、改善を図り実行していく。業界研究セミナーは企業を知る上での重要な機会として位置付けており、年度の早い時期に対象企業を選定・確保して学生へ機会提供の充実を図る。

就職支援プログラムの多くは 1～2 年次も参加可能であるが、参加割合が高くないことから、1～2 年次対象のキャリアガイダンスの実施回数を増やし、早い時期から学生自身のキャリアに対する意識の向上を図る。

インターンシップは、社会に出て活躍出来る人材を育成するために必要と考え、さらに多くの学生が参加出来るよう、企業訪問等によって受入れ企業数の増加に取り組む。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育目的の達成状況を点検・評価するための方法として、授業科目ごとに、授業評価アンケートを実施している。一般的な質問項目の他、自由記述欄を設けて、授業以外の内容についての記述も促し、次学期・年度以降の教育研究活動の改善・向上に反映させている。

アンケートの結果は授業担当教員へ科目ごとの回答の周知が行われる、また、回答内容の集計結果は、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を通して各学科へフィードバックされており、組織的な実施・活用が行われている。

また、新入生アンケートを実施し、志望動機、本学に期待することなどを汲み取り、教育活動及び入試広報に取り入れる試みを行っている。その他、就職課では就職先・進路状況の調査に加えて、就職相談の利用状況などの調査を実施し、学生支援に役立てている。

本学で取得できる教職員免許状は、美術科中高一種、工芸科高校一種、情報科高校一種、国語科中高一種、音楽科中高一種があり、美術学科、デザイン学科、工芸学科、文芸学科、音楽学科、演奏学科で教職課程を履修することができる。平成 27（2015）年度における公立学校への教諭採用は 9 名であるが、常勤、非常講師、私立を含め 50 名以上が教職関係に従事している。

平成 23（2011）年度後期から教務部教職相談室が設置され、教員志望学生に対する支援

が強化された。就職課では、大学近隣の小中学校と提携した学校インターンシップを実施し、30名以上の学生が参加している。就職課と教職相談室の連携により、教職課程の履修から進路指導、教員採用試験対策、教職への斡旋を行っている。

その他、博物館学芸員、図書館司書等の取得資格を生かした専門職への希望者も多く、就職課に寄せられた求人情報などから紹介・斡旋を行っている。

本学の学修内容に関連する受験資格・登録資格では、建築学科で、1級建築士及び2級・木造建築士、デザイン学科（スペースデザインコース）では2級・木造建築士に必要な「指定科目」を各専門教育科目として履修することが可能である。また、建築学科では、建築設備士、1級・2級建築施工管理技士、土木施工管理技士、インテリアプランナーの受験資格、登録資格に必要な科目を履修することもできる。

受験資格・資格取得を得るまでに、卒業後にそれぞれの実務経験が必要となるが、将来のスキルアップを目指す上で在学中に多くの履修希望がある。

舞台芸術学科舞台音響コースでは、舞台機構調整技能士3級、舞台照明コースでは、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験2級の受験に必要な科目を履修することが可能である。音響コースでは例年、舞台機構調整技能士3級を、2年生以上の希望者が受験している。照明コースでも、希望者が認定試験を受験している。合格後もさらに上級の認定試験を目指す学生も多く、実習授業などで培われた実践的スキルと、認定試験に合格していることで技術力への信頼があり舞台関連の業種職種へは高い就職率となっている。

芸術計画学科では、専門教育科目に、博物館学芸員課程に必要な科目単位数を含み、卒業と同時に学芸員資格が取得できる。

就職課では、卒業生対象に卒業後の進路の把握とともに、大学生活の振り返りのアンケートを実施している。

事務局及び学科研究室の日常業務においては、普段寄せられる教職員・学生のニーズを吸収し反映させるよう努めている。

3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

各種アンケートの結果は、それぞれ教育活動へ反映されており有効に活用されているが、これらのアンケートは当初教務課、入試課及び就職課の各課単位で実施され、それぞれの業務改善が目的であった。そのため、結果が各課内での活用にとどまり、大学全体として教育目的の達成度を測るという意識が薄く、データの共有や全学的な取り組みという点で改善の余地が認められる。

今後は、各アンケートの目的や内容、実施時期、対象者について検証と精査を行い、実施方法や質問項目の改善による多角的な調査を目指す。また、アンケートにより得られるデータの蓄積と分析、共有、公表方法を含めた教育研究活動への反映が、有効に機能する仕組みを構築することを目指す。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

組織として「学生生活委員会」、「人権教育推進委員会」、「奨学生審査委員会」を設置し、事務担当部署として学生部を設けている。

「学生生活委員会」は、学生の厚生補導及び福祉に関する事項について企画・協議の上、その執行にあたっている。

「人権教育推進委員会」は、大阪芸術大学人権・同和教育基本方針に則り本学の人権教育を推進するための諸事業の計画及び実施。講演会、研修会の計画及び実施。法人本部人権推進委員会、法人本部総務部人権推進室との連携により、学内人権週間（講演会・人権映画・啓発パネル展示、人権標語・啓発ポスターの公募等に取り組み等）の実施や人権教育特別講演会（年2回）を行い、人権意識を高める活動を実施している。

この二つの委員会組織は、学生部長を委員長とし、芸術学部 14 学科、教養課程、大学院研究科より選出された教員 16 名と事務職員で構成され、通常年 3 回開催している。

「奨学生審査委員会」は、本学学費全額免除特待生・奨学規程に定める奨学生の選考、資格の喪失及び給付の休止、本規程その他奨学制度に関する事項について取り扱う組織として設置している。委員長は学長とし、芸術学部 14 学科の学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長の 16 名の教員と事務職員で構成されている。

学生部学生課の業務は、次のとおりである。①生活指導業務の総括的な事項に関すること ②入学、休学、退学、除籍、課程終了等による学生の身分及び学籍簿に関すること ③学生及び学生団体の指導監督に関すること ④学生の課外教育及び課外活動施設の使用に関すること ⑤学生生活委員会・人権教育推進委員会・奨学生審査委員会に関すること ⑥学生の自動車（二輪車を含む）通学に関すること ⑦学生の経済相談に関すること ⑧各種研究奨励金、奨学金に関すること ⑨学生の寮・下宿に関すること ⑩学割及び通学定期に関すること ⑪学生のアルバイト指導及びあっ旋に関すること ⑫学生の各種ハラスメント相談に関すること ⑬留学生のガイダンスに関すること ⑭留学生の奨学金に関すること ⑮留学生の学生生活の相談に関すること ⑯所掌事務の調査、統計に関すること ⑰その他生活指導並びに福利厚生に関すること。

学生部保健管理室の業務は ①学生の保健管理に関すること ②その他保健室業務に関すること。

学生部キャンパスライフサポート室の業務は ①学生のカウンセリングに関すること ②その他キャンパスライフサポート室業務に関することを取り扱っている。

全学生を対象に学生教育研究災害傷害保険（以下、学研災）に大学として加入している。

また、初等芸術教育学科生、教職課程や介護体験実習、博物館実習や図書館実習履修者、インターンシップ申込者には、学研災保険に加えて、付帯賠償責任保険にも加入している。

その他、入学時に学研災付帯学生生活総合保険を任意加入で案内している。さらに、ク

ラブにはスポーツ安全保険加入を推奨しており、加入した場合は全額加入費を大学より負担している。

平成 26 (2014) 年 9 月より学生食堂において、100 円朝食を実施。午前 8 時から 9 時まで学内の第一食堂にて朝食が 100 円で提供される。寮・下宿生をはじめとする朝食抜きの学生が、朝食を摂ることで脳も活性化され感性や創造力が磨かれ勉学に集中できるよう、また 1 時限目の授業への出席率の向上を期待し実施しており、好評を得ている。

学生が自動車通学を希望する際には、申請書類の提出と任意保険の加入を義務付けており、あわせて警察署による安全運転講習会を受講させている。年に数回申請期間を設けており、平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在、66 名が利用している。

スクールバスは、授業期間中を主として本学と喜志駅を結ぶ区間を無料で一日当たり 180~200 便運行している。また、平成 26 (2014) 年度より本学と大阪(梅田)駅を結ぶ区間も時間を指定して運行開始した。乗車時間約 42 分(渋滞時除く最短時間)で本学と大阪(梅田)間を結ぶことにより、大阪(梅田)駅を利用する学生に対し有意義な時間を提供している。授業期間(前期 4 月~7 月、後期 9 月~1 月)で通学定期料金として半期 25,000 円で販売し、また片道(当日)乗車券として 300 円券も販売している。

大学登録団体(クラブ・サークル)には顧問(専任教員もしくは主任以上の事務職員)を配置しており、クラブ活動を行う上で安全面の指導や活性化のための助言等を行っている。顧問に対しては、毎年クラブ顧問会議を実施し、負傷時の応急マニュアルや顧問の役割など、安全な活動推進や諸事問題について情報交換を行い、クラブ活動の活性化及び安全面の強化に取り組んでいる。

クラブ・サークルの所属学生には、年に数回、消防署員の指導による AED(自動対外式除細動器)を含めた救命講習会を実施している。毎年各クラブ部員の中で必ず一人は救命講習の知識を持てるよう行っている。また、学園祭開催前には学園祭実行委員会委員も全員が講習会を受講している。

大学周辺で寮・下宿・ワンルームマンションを紹介している。紹介する物件は開学より本学と連携を図り、大家には親身な対応をお願いしている。毎年下宿主懇談会を実施し、一人暮らしの学生のケアやサポートについて情報交換をする場を設けている。

【学生に対する経済的な支援】

＜本学独自の奨学金制度＞平成 27 (2015) 年度

大阪芸術大学奨学金

2 年次~4 年次を対象に前年度の学業成績、人物ともに優秀であり、学費支弁の困難な学生を対象として、50 万円(1 学年 80 名)支給する経済支援を行っている。

平成 23 (2011) 年度以降新入生より、入学試験により入学金免除生を 130 名、入学金免除生の中からさらに家計基準を満たした学生全員を授業料 3 割減額免除にする制度を設けている。

大阪芸術大学緊急奨学金

家計支持者の死亡により家計が悪化し学業継続が困難と申し出があった場合に、50 万円を支給する臨時採用奨学金制度を設けている。

大阪芸術大学震災・災害奨学金

災害指定地域に在住し、被害を受けた在學生（保護者住所を含む）に対して、見舞を兼ねた奨学金として支援している。なお、支給額は被害の程度により 60 万円を上限に 40、20、10 万円、軽微な被害の 50,000 円まで 5 段階に分かれている。

大阪芸術大学大学院学生研究奨励金

博士課程前期・後期の大学院生に対して研究の奨励を目的として、年間 40 名以内に 50 万円を支給している。

大阪芸術大学通信教育部奨学金

2 年次～4 年次の正科生対象に前年度の学業成績、人物ともに優秀であり、学費支弁の困難な学生を対象として、1 名につき年間 10 万円を支給する経済支援を行っている。

<本学独自の学費の軽減（経済的支援制度）>

低収入基準の満たした学生の授業料 3 割減額免除

平成 27（2015）年以降入学者より就学者を除く家計全体の所得金額が 218 万円以下の世帯の本学学生に対し、授業料 3 割を減額免除する制度を設けている。なお、入学金免除者の 3 割減額免除生を含め 1 学年 130 名以内を採用している。

卒業見込者が留年した際の学費の軽減

卒業見込を経た留年生に対して、履修登録単位数 1 単位につき 5 万円の学費と設定し、学費負担の軽減を行っている。

学内で進学（学部→博士前期→博士後期）した際の入学金の軽減

学部で進学する場合の入学金は半額、博士前期から後期へ進学した場合の入学金を免除することにより学内進学者への経済的負担の軽減を行っている。

大学院において修業年限を越えた者の学費軽減（独自・大学院）

大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得したものが、学位論文提出のため在学する時の学費は、博士前期課程が半額、博士後期課程が 4 分の 1 として学位取得に対する支援を行っている。

学費の延納・分納

在学中の学生が、やむを得ない理由により学費の納入が困難になった場合、学費の延納（納付期限の延長）、または分納を許可している。

<学外の奨学金制度>

日本学生支援機構奨学金のほか校友会奨学金、地方公共団体・民間育英団体より多種にわたる奨学金の取り扱いをしている。奨学金情報の提供については、毎年大学独自で「奨

学金制度」冊子を作成して入学時に配布し周知徹底を図っている。

教育ローン

奨学金の他に、塚本学院教育ローン（三井住友銀行提携）、国の教育ローンを紹介することにより、経済的な問題の解消に努めている。また平成 24（2012）年度より経済的に困難な学生の家計支持者を対象に信販会社オリエントコーポレーションより学費貸付を導入している。

アルバイト紹介

学生がインターネットの事前登録により、終日検索できるアルバイト紹介システムに参加している。また、より専門性を生かしたアルバイト紹介も実施している。

【学生の課外活動への支援】

学生課では体育館、グラウンド等の練習場所の提供と部室等の施設の整備に対して支援を行っている。顧問・監督には試合や合宿に伴う交通費・宿泊費の旅費支援（1回5万円上限〔実費〕・年2回まで）を行っている。

毎年2日間で約2万人の来場者がある学園祭へ200万円の援助金、及び企画内容の相談、指導を行っている。また警察署・消防署への実施届は学生課員が調整及び必要な場合は同行している。

大学としてチアリーダー、OUA ブラスバンドを創設し、応援依頼があるクラブに対し現地にて応援を行っている。

白浜（和歌山県）と菅平（長野県）にある福利厚生施設をクラブ・サークルの研修や合宿、レジャー等の場として学生料金にて開放している。

【学生に対する健康相談、心的相談、生活相談への支援】

健康相談は保健管理室、心的相談はキャンパスライフサポート室。生活相談等は学生課で受け付けている。学生相談の多様化に伴い学生課、教務課、学科の教員と常時連携をとりながら対応する体制も整っている。

<健康相談>

保健管理室では、専任看護師2名を配置し、応急処置、健康相談と年度始めには健康診断を実施し学生の身体の状態に関する支援を行っている。

健康増進法の一環として、スモーカー度チェックや肌年齢チェックを用いた喫煙防止教育への取り組みも行っている。また、アルコールパッチテストも実施し学生の飲酒に関しての指導も行っている。体育会系クラブに所属する学生に対して、毎年心電図の受診を行いクラブ中の事故を未然に防ぐ努力も行っている。

<心的相談>

キャンパスライフサポート室は、事務局と連携を保ち学生課に隣接することから、学生が気軽なんでも相談しやすい場所となっている。精神科医（専任教員）1名と専任カウンセラー3名を配し、常時学生相談に対応できる体制をとっている。

個人面談室2部屋とフリースペースの部屋を用意し、学生への相談・カウンセリングを中心とした心のケアに関する支援を行っている。フリースペースとは学生が特別な相談がなくても自由に利用でき、流行の雑誌やフリードリンク（お茶やコーヒー、紅茶など）を用意しており、複数人が同時に自由に利用できる空間である。また、精神的な成長、仲間づくりやコミュニケーションできる場として「ティーアワー」や「たこ焼きパーティー」「クリスマスパーティー」等の企画を実施している。

<生活相談>

ハラスメントに対する取組として、学生に対しては『学生生活を円滑におくるために』と『人権ハンドブック～人権問題をより深く理解するために～』の冊子を配布し、相談窓口の案内や対処方法への啓発に努めるとともに、教職員に対しては『セクシャルハラスメントって…』のリーフレットを作成・配布することによりハラスメント防止に努めている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

中央委員会主催で学生生活全般に対し討議し合う学生会議を毎年実施している。中央委員会を中心に意見を取りまとめ改善できるところは独自で取り組み、大学に対しての意見・要望などは要望書として提出され、実現可能なところから取り組んでいる。

聴覚障がい者支援の一環として、ノートテイクによる反省会を実施して、問題点や要望などを聞き取り今後の障がい者支援に活かしている。

(2) 2-7の自己評価

経済的支援は、給付制の奨学金、家計支持者の急死、地震等の災害被害者のほかに、新たに低所得家庭への授業料減額免除制度を設けた。また、留年生に対する学費の軽減制度や、入試の成績優秀者の入学料免除も含めて、本学での経済的支援の制度は充実していると自負している。

課外活動支援は、体育会クラブハウス、学生自治会棟、新文化クラブハウス、人工芝と土のグラウンド2面、総合体育館、テニスコート、弓道・アーチェリー場など施設面での充実が図られ、入学試験実施時や大学一斉休暇以外は利用することができ、経済的支援及び学生課員の人的支援も充実している。

LGBT及びマイノリティの人権に関わる問題、在日外国人、障がい者、女性や子供問題を含めて多様な学生の相談、対応できるセクションとして人権・同和教育研究室を設けている。

広く学生からの意見・要望を聞き把握する為に、学生自治会や各クラブなど学生団体との話し合いの機会を設けている他、学生食堂前には意見箱を設置している。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援は、多様な予算を組み学生へ支援を行い、充実した制度として実施しているもののさらに学生のニーズを踏まえて学修支援体制の検討を今後も続けていきたい。

課外活動支援では、各団体からの要望を踏まえ、更なる体育会クラブ体制の強化、文化系クラブでは発表の場など施設の充実を図りたい。

また、近年増加している未所属の有志団体への活動サポートも充実させていきたい。更に文化・芸術・スポーツ活動において優秀な成績を修めた学生に対し表彰制度などあらゆる奨励制度を検討していきたいと考えている。

キャンパスライフサポート室のフリールームでは、心的相談やケアへの体制は充実しているが、学生がより大学や友達間で馴染めるような企画や講座などを実施していくことができないか検討していきたい。

留学生に対し、日本の文化に触れることが出来る社会見学を実施し好評を得ているが、より一層の支援として、上級生と交流できる留学生歓迎パーティーなどの留学生同士の親睦企画など検討している。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

建学の精神において「総合のための分化と境界領域の開拓」、カリキュラムポリシーにおいて「演習及び実技・実習」を根幹におくことを謳っている。学科・コース構成に見られるように、本学がカバーするのは多岐にわたる芸術領域である。「芸術系総合大学」ともいえる環境を整備すべく、教員組織の構成は多様な人材を確保配置している。専門性の高い教員に加え、芸術や社会での実務経験の豊富な教員、現在、先端で活躍している人材を多数配置している。

本学は大学設置基準に定める必要教員数を充たしており、また教職課程を置く学科については教職課程認定基準を充たしている。学部の在籍学生数に対する専任教員一人当たりの学生数は27.8名である。専任教員のほか、兼任教員も多数授業を担当しており、専任・兼任を合わせた教員一人当たりの学生数は8名となっている。芸術系大学である本学の特性上、実習・実技指導の科目が多くを占めること、また個人レッスン等少人数での指導が必要なことから、これらに携わる兼任教員数が多くなっている。さらに、音楽系学科の伴奏要員（オーケストラ・ピアノ）や映像制作や金工・木工などの特殊技能を有する技術職員を擁し、手厚い教育組織となっている。

大学院は、学部教育課程と大学院教育課程の連携・継続性の要請から、学部教員が兼担している。

学部の教員数は専任教員201名、兼任教員497名で、平成27（2015）年度比で専任教員

が2名、兼任教員が21名増加した。また、通信教育部に所属しながら通学課程の授業を担当している教員を含めると専任教員は206名である。大学院は学部専任教員による兼任が121名、兼任教員44名（いずれも延べ人数）となっている。

専任教員の職位別・男女別構成は、大学全体では教授141名、准教授53名、講師12名であり、教授の比率は全教員の68.4%となっており、全教員のうち女性教員の占める割合は25.2%である。

本学専任教員の平均年齢は60.28歳である。61歳から65歳が60名（29.9%）で最も多く、次に66歳から70歳が50名（24.9%）、56歳から60歳が40名（19.9%）となっており、40歳以下の若手教員は2名（1.0%）である。

専任教員数は大学設置基準に基づいて適切に配置されている。年齢構成がやや高年齢に偏っているが、学科別、職位別、男女別、分野別の構成は適切である。

専門分野別の教員構成は、14学科並びに教養課程ごとに偏りなく配置している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用は「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」及び「大阪芸術大学教育職員就業規則」に基づき行っており、就業規則第3条には、本学の求める教員像が「個人の尊厳を重んじ、真・善・美を探究する人間の育成を期するとともに、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育の実践者」と記述されている。なお、助手については「大阪芸術大学助手規程」を嘱託助手については「大阪芸術大学大学院嘱託助手規程」を定め、運用している。

採用にあたっては、各学科からの希望、推薦をもとに、事務局長、教務担当部署並びに人事課が計画を策定・立案し、常務会及び大阪芸術大学資格審査委員会で「大阪芸術大学教育職員資格審査基準」により審議され、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。

第一線で活躍し、継続的な出校が困難な者を採用する場合、近年は専任教員ではあるが、更新制の年間契約により嘱託等として採用するケース、あるいは専任教員ではないが、1年契約の「客員教授」に委嘱するケースもあり、教育の活性化に寄与している。

なお、本学では公募による教員募集は行っていないが、これは本学の扱う領域の大半が公募の難しい、限られた専門領域のため、前任者や近接領域を専門とする教員を通じて採用するケースが多い。また、著名な人物を採用しようとする場合も同様である。

昇任は採用と同様、「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」に基づき行っている。昇任案は採用の場合と同様に立案され、常務会及び資格審査委員会で「大阪芸術大学教育職員資格審査基準」により審議、検討し、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。審議にあたっては教育業績、研究業績、社会貢献、管理運営面での貢献などを総合的に判断している。

また、学科の新設・再編時の配置人数の調整や、適材適所の配置、人事の活性化等を目的として、学科間の異動あるいはグループ内各校間の異動を実施している。

【研究活動の助成制度】

本学では教育理念である芸術分野における境界領域の開拓と創造性の奨励を図るため、教員の教育研究活動を助長すべく、研究助成制度を設けている。

全専任教員に対しては研究手当として、月額1万円を支給しており、その用途は限定していない。また、教員からの応募制による助成制度が設けられている。申請された研究計画を運営委員会等で審査・採択し、研究終了後は成果報告書の提出を求めている。この内、塚本学院教育研究補助費及び大阪芸術大学芸術研究所研究調査補助の2制度の研究成果については、本学ホームページ等に掲載し公開している。

「塚本学院教育研究補助費」は本学教員が個人又は共同研究を申請し、委員会による審査・採択を得て、研究費を受給する制度である。研究成果を冊子・ホームページで公開しており、研究の質も担保されている。「大阪芸術大学芸術研究所研究調査補助」は複数学科による共同研究であることを条件にした助成制度で研究成果発表を公開で行うなど特色のある制度となっている。出版助成についてはコンスタントに出版活動に結びついており、書評に取り上げられるなど成果を挙げている。海外研修員制度については、海外での調査研究を計画する若手教員に対する大きな支援となっている。

本学では、科学研究費補助金をはじめとする外部資金への積極的な応募と獲得を目指し、平成23(2011)年に「塚本学院教育研究補助費」との書式・公募時期の共通化を行った。これにより応募件数が大幅に増加し、採択件数がそれまでと比較して増加した。

その反面、「塚本学院教育研究補助費」が実技を主とする教員にとって、書式の作成の難易度が上がり、また公募時期が従来の年度明け4月から前年度秋となったことから、応募件数が半減する結果となった。実技を主とし、研究活動が本格的ではない教員に対して、学内外の研究への参加、資金獲得の支援や促進をどのように行うかが課題である。

【授業評価アンケート】

平成13(2001)年度から学生による授業アンケートを実施している。授業アンケートは、原則全科目・全教員を対象に実施しているが、個人を特定できるような受講者の少ない授業については除外している。アンケートは、学生自身の出席状況や教員の授業実施状況など14項目と自由記述から構成されている。集計結果は、大学広報紙の『大阪芸術大学グループ通信』に掲載の上公表し、各教員にもフィードバックしている。また教員には、アンケート結果を今後どのように授業に活かしていくのか、授業への取り組み方について、教務課まで書類で提出することを義務付けている。

授業アンケートを導入以降、制度の定着とともに、教員は授業改善に積極的に取り組んでいる。その結果、学生の授業に対する満足度は80%を超えている。平成17(2005)年度からは、質問項目を精査し回収方法も変更したことが高い回収率に繋がっている。

【ファカルティ・ディベロップメント委員会】

本学では、平成20(2008)年度に大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)を設置した。委員は各学科長及び教養課程主任教授で、教務課が所轄部署である。平成21(2009)年度の3月に第1回のFD委員会を実施し、平

成 13 (2001) 年度から実施してきた授業アンケートの報告と今後の運用について協議した。平成 22 (2010) 年度より、授業アンケートの集計結果を各学科長に配布し、授業状況の現状把握と併せて授業改善計画の提出を義務付けた。その結果に基づいて FD 委員会の委員 (造形系 1 名・メディア系 1 名・音楽系 1 名) 並びに事務局で 6 月より授業参観し、今以上の授業の充実・改善に努めることとした。平成 27 (2015) 年度は授業参観を前期・後期合わせて 14 科目実施し、講義・演習・実習様々な形態の授業方法、教室・施設面についての現状や課題について議論を重ねた。

【教員発表会】

教員発表会は、平成 19 (2007) 年 7 月から専任教員を対象として、1~2 週間に 1 回の周期で FD (ファカルティ・ディベロップメント) 活動の一環として実施している。公開の対象は教職員及び学生であり、教員の研究テーマを広く周知させることが目的である。発表内容については、2 週間前に教務課にレジュメとして提出され、Web 上で公開している。発表後、教員には、発表会の感想と今後の教育・研究のあり方などを記した書類を教務課まで提出することを義務付けている。

【研究業績報告】

自己点検・評価活動の一環として、専任教員全員に、毎年度初めに前年度の研究業績について報告を求めている。芸術大学としての特性によるさまざまな専門領域にわたる研究活動を、広く報告してもらえよう、A (著書・論文等)、B (その他の文筆や口頭による発表)、C (実技発表) の 3 つに分類して提出を求めている。これらは教務担当部署で受け、人事課で保管され、昇任・昇格の際の参考としても用いられる。

【人権研修】

毎年、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり実施している。教員に対しては学科等ごとに計 15 回実施、最新の人権にまつわる情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を常に身につけておくことを主眼として行なっている。平成 25 (2013) 年度のテーマは「日常生活と人権」、平成 26 (2014) 年度は「教育と人権」、平成 27 (2015) 年度は「性的マイノリティ (LGBT) と人権」、平成 28 (2016) 年度のテーマは「障害者と人権—障害者差別解消法の施行にあたって—」である。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では教養教育の組織・責任体制として教養課程を設けている。大学設置基準の大綱化以降、教養課程の組織を既存学科へ吸収する例が多いが、本学では教養課程を学科と同列の組織として設置している。学科長に当たる役職者として教養課程主任教授を任命し、教養課程内の教育研究活動の任を負わせている。

教養課程主任教授は教養課程の代表として、教務委員会及び各種委員会の委員となり、学則変更、人事、入試、教務といった重要事項の意思決定に加わっている。組織として学科同様の自立性と責任を持ち、教育研究の根幹となる教養教育の推進に努めるとともに、各学科と連携して教育課程の運営に当たっている。

本学は専門教育を根幹とする上で、専門教育の基礎となる教養科目及び専門関連科目を重要視しており、それだけに教養課程にかかるウエイトは大きい。教養課程は学科と同等の組織と位置づけられており、運営上の責任体制も確立されている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の構成、特に高年齢層への偏りについて、今後退職者が増加し更新していく中で改善を進めていく。具体的には客員教授・准教授を初めとする契約制の雇用を増加するなど一線級のプロフェッショナル、特に若手の人材を招聘できる仕組みを導入している。

また、研究活動の助成について、学内助成制度への応募件数の減少や実技を主とする教員への支援・促進が課題となっているが、公募情報の適切な周知と働きかけ、制度・書式の整備などの改善を図っていく。

平成 27（2015）年度の入学者から履修登録単位数の上限を原則 48 単位とした。教養科目の履修者数が相当数減少するなどしており、今後も授業の履修者数の変動が予想される。

全体の開講授業数や教員一人当たりの担当授業数のバランスに注意しつつ、教育目的及び教育課程に即した教員の適正な配置を進めていく。

これまで教養課程のカリキュラムは資格課程を除き、大きな改定をしていない。キャリア教育、アクティブラーニングなどに見られる高等教育における学修内容や方法についての動向や、学生・社会からのニーズや専門教育との連動などを踏まえ、内容・制度面の検討を図る。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【校地・校舎】

本学キャンパスは、大阪府南河内郡河南町にあり、近鉄南大阪線・長野線喜志駅から大学専用スクールバスにて約 10 分の所にある。校地・校舎とも大学設置基準上必要な校地面積を十分に充たしている。

本学キャンパスの校舎群は日本初の公開コンペティションによって設計され、その後およそ 20 年間にわたって整備が進められた。昭和 54（1979）年芸術選奨文部大臣賞を受賞した特色ある社会的評価の高いものである。

また、各施設・設備は十分に整備され、有効に活用されている。

表 2-9-1 本学の校地・校舎面積

校地面積	設置基準上必要な校地面積	校舎面積	設置基準上必要な校舎面積
318,691 m ²	52,000 m ²	135,750 m ²	41,870 m ²

【主要施設】

<塚本英世記念芸術情報センター>

昭和 56 (1981) 年に竣工。キャンパスの基調デザインであるコンクリート打ち放しの外観を備えたスケール感豊かな建物で日本建築学会作品賞、日本芸術院賞、JIA25 年賞（社団法人日本建築家協会）・BELCA 賞（社団法人建築・設備維持保全推進協会）を受賞した。

地上 8 階・地下 3 階のセンターの中には、芸術情報資料が多数収集された図書館のほか、ドイツライス社製のパイプオルガンを備えたホールなど多様な学科内容を反映した設備が入っている。学生はここで芸術に関する情報や表現に触れるほか、気軽に憩いの時間を過ごすことができる。本学の創設者である塚本英世初代学長を記念し、本学のシンボルとしての役割を果たす特色のある建築物である。

展示ホールは、学生・教員、学外の芸術家・クリエイターの創造の成果を展示・発表するための空間で、可動パネルを用い、展示内容に適した空間を構成・演出することが出来る。

実験ドームは、音響・映像による新しい表現を試すためのホールで、可動ドーム、吊り物等の舞台機構を備えているほか、マルチ映写、立体音響を用いることが可能である。

AV ホールは、映画上映や映像を利用した講演会など、視聴覚メディアに対応したホールで、特別講義やシンポジウム会場としても使用されている。

<図書館>

芸術情報センターの 2 階～4 階及び、地下 2 階に位置し、閲覧スペースは延面積 2,788 m²、書庫スペースは延面積 1,188 m²である。芸術各分野に関する専門書をはじめ、蔵書数は、和・洋書 258,101 冊、映像資料 18,082 点、録音資料 26,746 点、CD-ROM 等 388 点、楽譜 51,661 点、和洋雑誌 2,829 種、電子ジャーナル 7,639 種（うち外国語 7,013 種）、データベース 11 点、電子ブック 122 点である。

座席数合計 581 席、利用者用端末 22 台を有し、平成 27 (2015) 年度は開館日数 261 日、入館者数は 87,936 名で、貸出冊数は 33,122 冊、貸出者数 21,233 名である。昨年度からノートパソコン 3 台を館内貸出し、好きな場所で自由に利用できるようにしたが、今年度は、学習室 4 部屋にホワイトボードを設置する等、グループ学習の支援も行っている。

「ウィリアム・モリスコレクション」をはじめとしてヴィクトリア朝時代の絵入り芸術雑誌や挿絵本、「ラファエル前派コレクション」「万国博覧会（ロンドン、パリ等）関係資料コレクション」等の貴重書を収集・保存している。これらのコレクションは、定期的に 4 階展示コーナーで展示し、一般にも公開している。また、図書館 HP 上では、所蔵品展についての解説も公開している。

通常授業期間中の開館時間は、平日 9:20～19:20、土曜 9:20～15:40（第 1・3 土曜のみ 18:20 まで）である。日曜・祝日は休館となっている。また、通信教育部のスクーリング

期間中も開館（平日 9:20～17:40、土曜 9:20～15:40）し、通信教育部生も利用している。

各学科の研究室には、研究室別置図書として図書館資料を別個に保管し、利用できるよ
うになっている。なお、当該資料については、該当学科の学生だけではなく、図書館を通
じて他学科の学生も利用できるよ
うになっている。また、2 階閲覧室の中央には、各学科
の指定図書や各学科の教員が推薦する図書を配置しているので、学科を越えて利用されて
いる。

さらに閲覧室以外に視聴覚資料閲覧室、視聴室、学習室（多目的ルーム）、共同研究室が
あり、授業・ゼミ等や図書館の各種ガイダンスでの使用の他、学生グループの自主的な学
習・研究活動にも使用している。

<博物館・ギャラリー施設>

博物館

本学博物館は平成 14（2002）年に大阪府より博物館相当施設として指定された。大学開
学以来、教育・研究のために収集してきた国内外の優れた芸術作品・資料の保存・展示を
行っている。19 世紀末の初期モデルから 20 世紀半ばまでの蓄音機コレクション、世界で
4 セットしかないアンリ・カルティエ＝ブレッソン写真コレクション、20 世紀のグラフィ
ックデザインの大きな流れの一つであるスイス派の作品など、近・現代の貴重な芸術作
品・資料を所蔵している。これらのコレクションを広く社会に公開していくと共に博物館
学芸員の資格取得に必要な実習も行っている。

博物館事務室を設置し、学芸員有資格者の職員を配置して所蔵品の保存管理、所蔵品展
開催、博物館実習実施、展示施設貸出管理、所蔵品貸出等の業務を行っている。

ギャラリー

総合体育館 1 階に設置した体育館ギャラリーは博物館事務室管理のもと、学生が自分の
作品を展示するためのスペースとして、機能しており、主に造形・メディア系の学生が各
自展覧会を自主的に企画・実施している。

<体育関係施設>

総合体育館

平成 10（1998）年に竣工。斬新なデザインにより、大阪府建築士会より大阪都市景観建
築賞、第 46 回大阪建築コンクールにおいて大阪府知事賞を受賞している。館内には大小
のアリーナ、トレーニングルームなど体育施設のほか、インターネットルーム、ギャラリ
ー、書店、売店、食堂、喫茶店などが設置されており、学生が気軽に過ごすことができる
コミュニティ空間となっている。体育の授業の他、各種の全学的イベント、入学式・卒業
証書授与式、附属幼稚園の運動会、大学祭、クラブ活動（バレーボール部・バトミントン
部・バスケットボール部）等に利用されている。

グラウンド

本学には、グラウンドを 3 箇所設置しており、総合体育館の裏手には、弓道場・アーチ
ェリー場・テニスコート 3 面を併設した人工芝のグラウンド（約 20,500 m²）を設置して

いる。陸上競技・野球・サッカーの種目に対応する広さで、体育の授業の他、クラブ・サークル活動に利用し、夜間照明も完備しているため午後 8 時まで使用可能である。また、大学所在地の河南町より災害時における避難場所として総合体育館第 1 アリーナとともに指定を受けている。

平成 22 (2010) 年 8 月には、10 号館裏手に第 2 グラウンド (約 39,000 m²) を新設し、陸上競技用のトラックを整備している。以上の他に、大学の隣接地である南河内郡太子町にもグラウンドを設置し、少年野球チームに練習場所として貸し出している。

総合体育館やグラウンド等の体育設備については、授業、クラブ活動以外にも開放時間を設け、希望する者が自由に使用出来るようにしている。体育施設では体育系クラブに配慮して、グラウンドに人工芝や夜間照明を設置したことにより、クラブ活動が活発化している。

<情報教育施設>

総合体育館1階にインターネットルームを設置し、学生の学習支援を目的に、コンピュータ (Windows 73台・Mac 52台 合計 125台) と大判プリンターを備え、インターネット接続及び制作活動を支援している。授業期間中のインターネットルームの開室時間は、平日10:00~19:40、土曜日10:00~15:00である。日曜・祝日は、開放していない。また休暇期間中は、平日10:00~17:00、土曜日10:00~15:00に開室し、大規模なコンピュータのメンテナンスもその期間中に行っている。

コンピュータの教育環境は、コンピュータ基礎教育及び授業目的・内容に合わせて9号館5階にコンピュータ教室 (Windows 51台)、10号館5階にコンピュータ教室 (Windows 248台・Mac 153台) を設置し、本学の特徴である芸術教育支援のための制作ソフト (画像系・3D系・音楽系等) を各種導入し学修環境の整備に努めている。

また、平成 26 (2014) 年度には学生の発想力・表現力養成の場としてラーニングコモンズ化の整備を行った。

<実習施設>

芸術劇場

平成 17 (2005) 年 10 月に竣工。舞台芸術を学ぶ大学の中でも屈指の舞台実習施設で、舞台・客席 (569席)・照明・音響設備・楽屋などの劇場設備を完備している。さらに、舞台芸術学科研究室、舞台表現演習室など館内に設置し、舞台芸術学科を中心に授業、実習を行っている。毎年、学年ごとに学内公演や卒業公演を開催し、授業で培った能力を発揮できる場として活用されている。

舞台は、主舞台とそれに続く奥舞台兼組立場の大きなスペースを設け、1階席の床を上下に可動させてオーケストラピットや舞台に転換でき、様々な演劇・演奏・オペラ・ミュージカル等の公演・研究発表が可能である。

20号館ホール

舞台芸術学科の発表・実習の場として、舞台装置・音響・照明等の設備を備え、学生が主となって実習ができる場所となっている。

撮影所

平成 13 (2001) 年に竣工。延床面積約 1,100 m²の広さを誇る撮影所は、高さ 10mの遮音壁構造で形成された 2つのスタジオ棟と屋外作業所で構成されている。スタジオ内には、日本間・洋間の据え付けセットが設けられ、季節や天候の制約に関わらず、計画的にイメージとおりの撮影が可能である。映画撮影の現場で蓄積されてノウハウを反映し、映画制作に最適化された設備の撮影所で映像学科学生たちによる制作が行われている。

映画館

平成 21 (2009) 年 10 月に完成。7 号館 1 階実習ホールを改装して 35 mm・16 mmフィルム映写機及び DLP プロジェクターによる大画面での映写、ドルビーサラウンド 6.1ch EX の圧倒的な臨場感あふれる音響再生によって、一般の映画館と同等のクオリティを持つ小劇場を設置する。(屋内面積 101 m²・客席 119 席)

学生たちによる映像作品の試写や学内行事に使用している。

音楽関係設備

講義、演奏会などに用いられる多目的ホールとして、3 号館ホール・14 号館ホールがあり、吹奏楽・オーケストラやグループによる授業・実習、演奏会や研究発表に使用されている。また、3 号館・5 号館にはピアノレッスン室が 47 室、練習室が 57 室あり、個人レッスンや自主練習に使用されている。練習室は学生の申し込みによって自由に練習できる。

また、ポピュラー音楽コース専用のスタジオとして、23 号館レッスンスタジオ・アンサンブルスタジオがあり、防音設備・保有機材は録音スタジオレベルの質と量を完備している。専用ミキサー卓やマイク・アンプ・キーボード類が揃い、デモ音源の録音も可能である。この他に、9 号館にはレコーディングスタジオがあり、CD の制作や音響作品の収録等が可能であり、6 号館の音楽スタジオでは、録音・編集機器を備えた専用のスタジオで電子楽器の機材も保存されている。

放送学科関係設備

放送学科内には、メディア産業での活躍を目指す学生が多く、声優・アナウンス等のコースを開設し、制作現場と同様の実習が可能であるテレビスタジオ・アフレコスタジオ等の実習室やハイビジョン中継車等も完備している。平成 27 (2015) 年には、アフレコスタジオを増設した。この 2 箇所スタジオでは洋画やアニメのアフレコ実習を行っている。

ガラス工芸設備

ガラス工芸の実習施設には、1 階にブローベンチや吹きガラスの作業ができる工房、2 階に平面研磨機、片軸研磨機、ダイヤモンド平面研磨機を備えるガラス加工室・展示室、3 階に電気炉を有するガラス鋳造室、サンドブラスト室、バーナーワーク室を備え、学生のあらゆる制作を可能にしている。

その他

芸術系大学のため、カリキュラムの大部分が実習・実技系科目であり、各学科が特色のある実習スタジオやホール等の実習施設を擁している。実習施設等においては、芸術学部や通信教育部及び大学院の学生が年間を通じて、施設・設備を授業以外でも、作品制作等の場として有効に利用している。芸術劇場や撮影所は同様の施設としては他に類を見ない規模のもので、特色ある施設・設備として、学内外から評価されている。また、平成 26 (2014) 年度には、受動喫煙防止対策のため屋外喫煙ブース、食堂内には女性専用のパウダールームや一人でも食事を取りやすいブースを設置した。

平成 27 (2015) 年度には、グループ活動や課題解決学習などを取り入れたアクティブラーニングの重要性が着目されてきている中、自由な空間として講演やグループ交流、大型プロジェクターを使用してのプレゼンテーション、展示会場としてフレキシブルに使用できる空間としてデザイン学科棟 1 階にプロジェクトラボ室を設置した。

<学内テナント>

学内には、業務契約により、テナントとして食堂・喫茶・パン店・画材店・楽器店・書店・カメラ店等多様な店舗を設置している。毎年、学生のニーズに対応できるように双方確認の上、契約書を交わしている。また、藤井寺保健所が中心となって開催している「中ブロック大学等食環境整備連絡会議」に参加し、学生食堂を通じて学生の食育環境の改善にも取り組んでいる。

【施設設備の維持・運営体制】

法人本部内に基本計画検討委員会建築部会を設置し、校地の整備、校舎の増改築等に係る基本計画の企画・立案を行っている。これらは財務部財務課が所掌している。

本学キャンパスの施設管理は庶務部庶務課が所掌しており、教員や各部署と連携して、改修や改善の要望に基づき施設の維持、管理に努めている。また事務局各部署は、当該部署が管理する設備等の改善と充実に努めている。

キャンパス全体の施設設備の清掃や管理・警備については庶務部庶務課が所管し、委託業者の協力を得ながら実施している。また、水道・電気・ガス・消防設備・空調設備・照明設備・エレベーター、ホール・ステージの昇降装置・照明設備等の点検も定期的を実施し、施設設備の良好な状態を維持するように努めている。特に、法律に基づき「特定建築物」として指定を受けている建物については、空気・空調設備・飲料水・雑用水・排水等の衛生上の維持管理を計画的に行っており、毎年、保健所による検査において衛生上の維持管理状況の検査を受け良好な状態を維持している。

身体障害者対応としてスロープ、点字ブロック、音声・点字対応エレベーター、専用駐車場、身体障害者用トイレ、自動ドア等を導入している。

実習の授業で使用した廃液の処理や空気環境測定、産業廃棄物などの処理・対策についても関係法令を遵守し、委託業者の協力を得て廃棄・処理を行っている。また、廃液タンクの設備については、床面をコンクリートにすることによって地下水・土壌への漏洩汚染防止の対策を取り良好な環境を保つように努めている。

大学所有の自動車や教職員バス、学生送迎用として業者に委託しているスクールバスについても法定点検等を実施し安全な状態を保つように努めている。また、毎年、庶務課職

員が「安全運転管理者法定講習」を受講し安全運転管理者として公用車の管理を行っている。特に、教職員が公用車を運転する際には、公用車学外運行管理簿に使用状況を記録することにより運行状況の管理及び安全運転の徹底を図っている。

また、環境保全のため大学内に芝生を植え、緑化に努めるとともに 12 号館、13 号館屋上には太陽光発電設備の設置、空調省エネシステム（ピークセーバー）の導入、LED 照明の設置等を通して省エネルギー対策も行っている。

【施設・設備の安全性確保】

基本計画検討委員会建築部会により学内の建物の建築・改修計画が立案され、安全性を確保するように努めている。建物の老朽化への対応として毎年計画的に耐震化を図っており、平成 27（2015）年度には 2 号館、20 号館、21 号館の耐震補強及びバリアフリー改修工事を行った。また、平成 28（2016）年度は、3 号館の耐震補強及びバリアフリー改修工事を行っている。バリアフリー対策として、視覚障がい学生に対する配慮としては、施設面では点字ブロック、音声・点字対応エレベーターを設置し、設備面では音声読み上げソフト導入パソコン、点字プリンター、点字パソコンを導入している。

肢体不自由な学生に対しては、スロープ・専用駐車場の整備・車椅子対応トイレ及び障がい者用エレベーターを設置している。

平成 27（2015）年度には、駅と大学間の送迎用としてスクールバスと教職員バスを運行しており、安全性確保のため送迎用の大型車両が日々走行している正門から 11 号館前までの坂道の地盤・舗装の強化を行った。

また、消火器や消火栓等の消防用設備については、非常時への対応として総合点検及び機器点検を実施し、安全性を確保している。

【設備管理】

契約している設備管理会社がキャンパス内に常駐し、日々施設設備の保守管理に務め安全を確認するとともに、日々の電気・空調・給排水設備の管理・点検内容や電力使用料の作業日誌を庶務課に提出し、担当者間のコミュニケーションの充実を図っている。また、設備管理室にはエレベーター監視装置や火災報知の受信盤等も設置され管理を行っている。この他に、学内の建物の簡易な補修作業等も併せて行っている。

芸術系の総合大学であるためそれぞれの専門分野に相応しい施設、設備や実習室等に多数の機器を設置しており、それらの安全を確保するため定期的に点検を行っている。

【保安・防犯対策】

学内に常駐する警備業者が日々施設の巡回を行い、庶務課へ保安警備日誌を提出し、日々のキャンパス内の安全確認を行っている。

構内入口及び 11 号館・総合体育館の 3 箇所に警備員室があり、学内巡回等も行い、常時警備員が不審者の侵入を未然に防ぐように努めている。また、構内入口や学生駐車場、教職員駐車場等には交通警備員を配置し、学内への自動車の進入も最小限に留め、自動車等による事故が発生しないように努めている。

キャンパス内の安全性確保のため、正門周辺や学内のエレベーターに防犯カメラを設置

し防犯対策を行っている。また、学舎配置の大型案内板を設置し、避難場所や避難経路の明示等も行い緊急時対策を行っている。

各施設は庶務課を中心に管理されており、「施設・設備等使用許可願」を提出することで利用できる。授業時間外であってもこの許可願を提出することで、原則午前9時～午後8時まで利用できる。また、許可された書類を警備業者に配付することにより、使用時の巡回・警備・使用後の施錠確認など、適切に対応している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

教養科目を中心とした講義科目については、同一科目を複数クラス開講した上で、各クラスの学科を指定するなどして、履修者を分散させる努力をしている。また、教養科目の英会話やコンピュータを使用する科目、専門関連科目の主開講学科外の学生などは、あらかじめ受講可能者数を設定し、希望者が受講可能者数の上限を超えた場合は抽選で受講可能者を決定している。

教養科目では履修登録数の上限を20単位までとし、受講者数の抑制、及び学生の学修時間の確保に努めていたが、平成27(2015)年度入学生からは、教養科目に限らず実習も含めた卒業所要要件科目の履修登録単位数の上限を設けた。これに加え、進級要件として卒業所要要件科目の修得単位数を各学科、各学年に設定した。この結果、教養科目では平成26(2014)年度と平成27(2015)年度を比較すると、受講者数が減少している科目が6割ほどある。導入2年目にあたる平成28(2016)年度においては、教養科目では受講者数は大幅な減少が見られず、むしろ科目によっては大きく増加している。トータルで見ると、教養科目は前年度よりも増加しているが、専門関連科目の受講者数は、前年度より減少している。これは、平成27(2015)年度入学生から教養科目の余剰分が自由選択科目としてカウントされるようになった影響だと考えられる。

平成26(2014)年度から平成28(2016)年度の3カ年では、開講科目について条件(担当者や開講曜日時限、開講クラス数等)がそれぞれ異なるため、単純比較することはできないが、大幅な受講者数の減少や増加の見られる科目については、今後、開講クラス数や開講曜日時限等を見直し、適切なクラスサイズでの授業を運営できるよう努めたい。

各学科の専門教育科目における演習、実習科目については、人数の多い学科では同一科目を複数クラス開講し、教室のキャパシティや設備・備品などの兼ね合いも含め、適正な人数での指導に努めている。

時間割の工夫や複数クラスの開講だけでは学生数の多い学科には対応できないため、学科・科目に特化した専用教室を順次用意している。平成26(2014)年度には、舞台芸術学科に音響効果コースの教室を増設し、前年度まで音響効果教室として使用していた教室を演技・ダンスなどの身体表現系の教室として仕様を変更した。また、学生数が減少傾向にある美術学科の実習室を整理し、舞台芸術学科の演技・舞踊などの身体表現系の教室として改築した。平成27(2015)年度から講義教室をアフレコスタジオと身体表現系の演習室に改築し、アフレコスタジオは放送学科の専用教室として、演習室は放送学科を主とし、身体表現系の科目を持つ学科の教室として使用している。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

校舎の増改築の際に、身体障害者用トイレの設置等バリアフリー対策を進めてきたが、今後も引き続き充実を図っていく。平成 26（2014）年度には、健康増進法に規定されている受動喫煙の防止対策として屋外喫煙ブースの設置、総合体育館インターネットルームのラーニングコモンズ化整備、第一食堂の一人でも食事が取りやすいブースなどを設置する改修工事等も実施し、平成 27（2015）年度にはグループ活動、大型プロジェクターを使用してのプレゼンテーション、展示会場へとフレキシブルに対応できる場として 10 号館 1 階にプロジェクトラボ室を設置した。今後も同様に学科棟の整備を進めていくとともに芸術情報センターAV ホールのプロジェクター機器をより鮮明な映像表現のもとで学生作品の上映やプレゼンテーション等が可能となるよう高輝度・高画質の機器に変更する予定である。

今日、環境保全に対して大学としての社会的責任は益々高まる傾向にあり、本学も単にハード面だけで環境対策を行う時代から、環境教育を行なうことにより環境問題を理解できる学生を社会に送り出す時代へと変わらなければならない。それと同時に今後も芸術表現を通して、また、総合芸術大学の特色を生かして地球環境に優しい大学を目指す必要がある。

授業を行う適正な学生数を確保するために抽選で受講者数を決めている科目があるが、抽選に漏れる学生が希望とおりの履修登録をすることができないという問題がある。また、抽選で受講可能となった学生が、後に必須科目との重複に気づき当選科目の取消を申し出ることがある。抽選に漏れる学生がいる一方で当選を辞退する学生がいるという状況を打開できるように改善していきたい。抽選の必要な科目の予備登録システムを構築し、必須科目との重複チェックなどを予備登録の時点で行うような仕組みを作ることが今後の課題である。また、予備登録の必要な科目が定員割れした場合、追加募集を行っているが、職員による手作業であるため今後は追加募集についてもシステム構築を目指し適正な学生数での授業を目指したい。

平成 26（2014）年度以前入学生については、教養科目にのみ履修登録単位数の上限を設けていたが、平成 27（2015）年度入学生より、卒業所要要件科目すべてに対し、履修登録単位数の上限を設ける条項を履修規程に加えた。これにより教養科目の履修者数は、導入 1 年目ですでに大きく減少傾向が確認できたが、2 年目の今年度は前年度ほどの減少が見られない。各開講科目の履修者数の推移を見ながら、クラス数や時間割の整備を行い、より適正なクラスサイズを目指す。

【基準 2 の自己評価】

建学の精神、教育目的等をふまえた入学者選抜方針（アドミッションポリシー）を学部、大学院それぞれに定め、さらに学科ごとに設定し、ホームページで公開し運用している。

入学者選抜については A0、推薦、スポーツ推薦、一般、センター試験利用入試と多様化・多元化を進めており、多彩な能力、資質を持った学生を受け入れている。在籍学生数は入学定員を満たしており、適正である。

教育目的、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）についても、建学の精神をふまえて設定し、『大学案内』、『学生便覧』及び本学ホームページにおいて公表している。教育

目的やカリキュラムポリシーの達成に向けて、様々な施策を実施し、特色としている。

大学の意思決定にかかる諮問・審議機関である教授会、大学院委員会、研究科委員会、通信教育部運営委員会及び各種委員会には、事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について、教員、委員と連携を取りながら進めている。また、大学院ティーチングアシスタント（TA）制度を導入し、大学院嘱託助手、非常勤副手等とともに実習等の授業の円滑な運営に寄与している。

学位授与方針（ディプロマポリシー）を芸術学部及び大学院ごとに定め、『学生便覧』、『大学案内』、ホームページで公開している。単位の認定については学則及び履修規程により定めている。進級要件は各学科・コースで設定されている。

就職部では「就職・キャリア支援プログラム」を作成し、ホームページに掲載し周知している。また1年次から4年次にかけて就職・進路ガイダンスを実施している。進学希望者には、就職希望者と同じように進学に際しての指導・助言を行っている。さらに就職試験対策講座、適性診断、就職試験模擬テスト、業界研究セミナー、学内合同企業説明会、キャリアガイダンス、インターンシップの実施、エクステンションセンターによる資格取得支援などに取り組んでいる。

授業科目ごとに授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を点検・評価するための方法の一つとしている。結果は授業担当教員へ科目ごとに周知し、また学科ごとに集計し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を通して各学科へフィードバックしている。

学生支援、厚生補導の組織として「学生生活委員会」、「人権教育推進委員会」、「奨学生審査委員会」を設置し、事務担当部署として学生課を設けている。本学独自の奨学制度など経済支援が充実している。健康相談は保健管理室、心的相談はキャンパスライフサポート室、生活相談等は学生課で受け付け、相談内容の多様化に伴い3部署が常時連携をとりながら対応する体制も整っている。学生自治会からの要望書提出により改善に取り組むなど、学生の意見を吸い上げるシステムも機能している。

大学設置基準に定める必要教員数を満たしており、また教職課程を置く学科については教職課程認定基準を満たしている。実習・実技指導に必要とされる十分な教員を確保し、伴奏要員、技術職員など、教員とともに授業を支える職を置いている。

教員の採用・昇任は規程に基づき行っている。ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、授業アンケート、授業参観、教員発表会を実施している。また毎年度、研究業績について報告を求めている。

人権研修は、毎年、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、最新の人権にまつわる情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を常に身につけておくことを主眼として実施している。教養教育の実施組織として教養課程を設けている。

校地・校舎とも大学設置基準を大きく上回る面積を有し、芸術情報センター、総合体育館をはじめ、各校舎及び校舎群は数々の賞を受賞しており、社会的評価も高い。また芸術劇場、撮影所、映画館など実習施設も充実している。受講者数の適正化に努め、バリアフリー工事や耐震工事を計画的に実施している。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

大阪芸術大学（以下「本学」）の設置者である学校法人塚本学院（以下「本学院」）は、「学校法人塚本学院寄附行為」第 3 条において、「本学院の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。」とし、同第 4 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を行う。」とその目的を定めている。本学院ならびに本学の経営は、「寄附行為」をはじめとする各規則・規程に則り適切に運営が行われている。

組織倫理に関しては、「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」を設けている他、本学院の全教職員に対して、「大阪芸術大学教育職員就業規則」「学校法人塚本学院事務職員就業規則」「個人情報保護に関する規程」を定めている。教職員の研究活動に関しては、「学校法人塚本学院研究倫理基準」「学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程」を定めている他、平成 19（2007）年の文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、同年 12 月に「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定した。また、平成 26（2014）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受けて、「学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程」「学校法人塚本学院研究行動規範」「学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程」「学校法人塚本学院内部監査規程」を新たに制定した。

「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとするこれら諸規程は、『学校法人塚本学院例規収』（CD-R）に収録し教職員に配付しており、規程に基づき経営の規律と誠実性の維持に努めている。

3-1-② 使命・目的の実現へ継続的努力

本学院は、使命・目的の実現のため、予算計画や教育研究に係る取り組みについて、単年度ごとに事業計画を策定している。この事業計画は、評議員会に諮問し、その後、本学院の最高意思決定機関である理事会において審議され承認されたものであり、年度ごとの目標実現に向けた指針となるものである。また、翌年度には事業報告書が取りまとめられ、

使命・目的実現のための取組みについての報告が行われる。事業報告書は本学のホームページにも掲載され、使命・目的の実現に向けた継続的努力の実践と意思を表明している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学院は、「学校法人塚本学院寄附行為」を定め、教育基本法及び学校教育法に従い教育事業を行うことを掲げている。学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の制定や改正に対して、関係する規程を整備し適切に対応している。平成 20（2008）年には「学校法人塚本学院研究倫理基準」、平成 21（2009）年には「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」を制定した。

また、平成 26（2014）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）の改正を受けて、「学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程」「学校法人塚本学院研究行動規範」「学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程」「学校法人塚本学院内部監査規程」を新たに制定するとともに、公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づくコンプライアンス教育として、CITI Japan の行う e ラーニングプログラムを採用し専任教員等を対象に実施する等、関係法令を遵守し適切に対応している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

（i）環境保全への配慮

本学が所在している大阪府南河内郡河南町は大阪府南部の郊外に位置し、田や畑、林などの緑がたくさん残る地域である。キャンパスはこのような緑に囲まれており、恵まれた自然環境の中に存在している。緑豊かな丘陵に広がるキャンパスは、約 40 万平方メートルの広さを誇り、学生にのびのびとした環境を与えている。創作意欲をかきたて、作品と向き合う時間や空間を生み出すキャンパスは、まさに芸術の森のようである。アートのあらゆる可能性を追究し、夢を実現できる環境を生かした空間作りを行っている。

<省エネルギー対策>

平成 17（2005）年度に空調省エネシステム（ピークセーバー）を導入し、空調室外機の制動時間等をコンピュータで制御することにより、電力デマンドを抑制し、電力量を削減している。また、平成 18（2006）年度に 9 号館の屋上に太陽光発電設備を設置し、外灯の一部を太陽光・風力併用発電照明設備に変更した。平成 22（2010）年度には、新たに 12・13 号館の屋上に太陽光発電設備を設置し、省電力化と CO2 排出量の削減に取り組んでいる。

<学内緑化>

平成 13（2001）年度の 10 号館建築の際に屋上緑化を導入し、その後、学内各所で緑化を実施している。

（ii）人権への配慮

人権に関する取組みとしては、法人本部内に人権推進委員会及び人権推進室、大学に人

権教育推進委員会を設置し、教職員に対する人権意識の啓発を目的として、講演会や研修会等を企画・立案し実施している。平成 26（2014）年には「大阪芸術大学人権・同和教育基本方針」を策定。平成 27（2015）年には人権・同和教育研究所を設置し、『人権ハンドブック』を全学生及び全教職員に配付した。

<人権推進室の取組み>

・教職員人権研修

毎年度、人権推進委員会で決定したテーマに基づいて、教員は学科ごとに、職員は役職ごとにディスカッション形式で研修を実施している。平成 27（2015）年度のテーマは「性的マイノリティ（LGBT）と人権」であった。

・リーフレットの作成

セクシャルハラスメントの防止を目的としたリーフレットを作成し、全教職員に配付している。

<人権推進委員会の取組み>

・学内人権週間

毎年 12 月初旬に実施する学生に向けた人権教育で、各種講演会、ビデオ上映、パネル展示等により構成している。テーマは、同和問題、障がい者問題、各種ハラスメントに加え、悪徳商法、薬物乱用、性感染症等若者が陥りやすいトラブルについても、人権問題として捉え、取り上げている。平成 27（2015）年度は、「性的マイノリティ（LGBT）と人権」をテーマに外部より講師を招いて講演会等の企画を実施した。

・広報誌『芸坂』

人権教育推進委員会が発行している。本学の人権問題への取組みを年度単位でまとめ、学生・教職員に配付している。

(iii) 安全への配慮

<防災への取組み>

本学では消防法に基づき、「大阪芸術大学防災管理規程」を設けて、物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理、震災対策について定めている。

防火管理については、庶務部長等の管理的職員で有資格の職員を防火管理者とし、建物毎に防火担当責任者を、部屋毎に火元責任者を任命して、予防、消火、通報、避難についての組織的な対応を図っており、非常時には学内組織として事務局長を隊長とした自衛消防隊を編成して対応にあたる。平成 27（2015）年 7 月の訓練では、工芸学科の建物での火災を想定し、地元消防署の協力を得て消火・避難・通報等の訓練を実施した。従来は事務職員の参加のみであったが、実際に建物を使用している工芸学科の教員、学生及び警備員を加えて実施した。この他に、事務職員の中には防火・防災意識向上のため自衛消防業務講習（一般財団法人日本消防設備安全センター）を 2 日間受講し、修了証を交付されている者もいる。

震災対策についても理事長を対策本部長とした震災対策隊を組織しており、取り組みのひとつとして、通路の安全性確保を目的に通路等に設置されているロッカーの転倒防止対

策を進めている。

また、地元の河南町より緊急時の一時避難場所として「グラウンド」が、災害時避難場所として「総合体育館」がそれぞれ指定されており、必要であれば地域住民等に提供できるようサバイバルフード等の支援物資も備蓄している。

<施設の安全性確保>

基本計画検討委員会建築部会により学内の建物の建築・改修計画が立案され、安全性を確保するように努めている。建物の老朽化への対応として毎年計画的に耐震化を図っており、平成 28（2016）年度は、3 号館の耐震補強工事を予定している。

<健康安全への取組み>

本学には保健管理室に看護師 2 名が常駐し、法人本部にある保健管理センターの医師と随時連携をとり教職員・学生の健康管理にあたっている。インフルエンザ、麻疹、風疹、結核などが発生した場合は、学校保健安全法を遵守した対応を行うとともに所轄の保健所の指導を受け学内での感染予防、及び感染者発生後の対応を行っている。平成 19（2007）年度は学内から麻疹の疑いのある患者が発生し、感染防止のため 10 日間の休講処置を実施した。また、平成 21（2009）年度には新型インフルエンザの感染防止のため、5 月に 1 週間の休講処置を実施した。その後の感染についても、保健管理室と保健管理センターにて情報の集約及び対応の一元化を図り、教育研究活動への支障を最小限に抑えるよう対応を進めている。

AED（自動体外式除細動器）は、11 号館及び総合体育館にそれぞれ設置しており、年に 1 回、消防署指導員による救命講習会を学内で実施し、教職員、学生に参加してもらい、急病等の万一の事態に備えている。

健康増進法に基づく「受動喫煙防止」「喫煙防止教育」への取り組みでは、毎年 5 月 31 日の世界禁煙デーより 1 ヶ月間、学内において禁煙啓発のキャンペーンを実施するほか、タバコを吸わない未成年者が、受動喫煙により健康を害さないよう、快適なキャンパス環境づくりに配慮し、平成 26（2014）年度に学内に 10 箇所屋外喫煙ブースを設置した。

その他の取組みとしては、未成年者のアルコール飲酒やアルハラ防止、健康管理目的で 5 月にアルコールパッチテストを実施し、アルコールに関する指導を行っている。また、HIV 感染防止のための啓発パネル展示、保健所からの相談員を招いた「性感染（STD）などへの不安や悩み相談」、「若者を取り巻く性感染症の正しい知識」や「薬物乱用の恐怖とその現状」と題した講演会を実施して学生への啓発活動に取り組んでいる。また、学園祭での模擬店等の飲食物販売に際しては、保健所の指導のもと検便による検査を実施し、学園祭用の仮設水道には消毒液を設置している。

教職員の健康管理と職場の安全衛生管理については、労働安全衛生法や就業規則に基づき安全衛生管理体制を明らかにし、労働災害防止対策の向上及び労働環境改善のために「衛生委員会規程」による衛生委員会を定期的で開催している。

平成 24（2012）年度には、専任教職員の健康管理を目的とした福利厚生の一環として、日本私立大学協会が提供するグループ共済制度の仕組みを活用した「メンタルヘルス・健康医療相談に関する窓口」を開設した。また、平成 26（2014）年の労働安全衛生法の改正

によりメンタルヘルス対策が法定化されたことに伴って、全従業員に対して医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施が事業者により義務付けられたことを受け、本学においても「ストレスチェック実施規程」を制定し、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するための取り組みを強化した。

<学生保護への取り組み>

学生の正課中や課外活動中の事故に対する傷害保険、教育実習中やインターンシップに対する対人・対物賠償保険に大学として加入している。盗難に対しては、施錠のできる貴重品ロッカーを保安室前に設置するとともに、掲示等により注意を促している。

また、大学で作成した冊子を配布し、各種悪徳商法への注意喚起、クーリングオフの方法、近隣の主な消費者センターの連絡先の紹介、薬物乱用の危険性、ハラスメント、交通事故や迷惑駐車などのマナーについて案内している。

その他、学生を対象に地元の富田林警察署による防犯講習会を実施し、下宿主に防犯ポスターの掲示を依頼する等、学生の防犯意識の啓発を行っており、春の全国交通安全週間には、同警察署の協力のもと自転車通学者へのキャンペーンとして自転車に取り付ける「反射板」を配布し、交通指導を実施している。

経済的支援の取り組みとしては、家計支持者の急死、震災や台風などの自然災害により被害を受けた学生に対する支給奨学金制度を用意し、家計急変した学生の修学支援に取り組んでいる。

個人情報の保護については、学校法人塚本学院の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する取扱い方針を制定し公表している。

<危機管理への取り組み>

本学は、平成 21（2009）年 12 月に「学校法人塚本学院危機管理ガイドライン」を設けた。従来、起こりうる事象に対して、個別に所管部署が対応する状況であったが、これを組織的に対応することで影響を最小限に抑制することを目指している。「ガイドライン」では、危機管理を安全衛生上の諸問題、情報の管理・漏えい対策、風評被害を含めた広く包括的な概念として捉えており、危機管理委員会の設置やマニュアルの整備、訓練・研修の実施など危機管理対策の基本的指針について定めている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく「教育研究活動等の状況についての情報の公表」について、大学ホームページや学校案内等刊行物への掲載を通して広く周知を図るよう努めている。

また、私立学校法第 47 条に基づく財務情報の公開については、「学校法人塚本学院情報公開規程」を定めて、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書等を法人本部総務部総務課において閲覧できる体制が整えられており、平成 20（2008）年度決算分より大学ホームページ上においても掲載しており、上記書類の過去 6 年分が閲覧可能である。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び経営管理については、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、規程を整備し適切に運営しているが、法令の改正や社会状況の変化に留意しつつ、諸規程について継続的に点検、見直しを図り対応していく。

環境保全、人権、安全への配慮については、それぞれ個別に様々な取組みを行うなどして対応が進められているが、「学校法人塚本学院危機管理ガイドライン」を定めたことを踏まえ、防災や健康管理以外の諸問題も含めた広範な意味での危機管理に対する取組みを組織的に行っていくことが今後の課題である。

教育情報・財務情報については、引き続きホームページ等を通じて積極的に公表を行っていくとともに、情報の内容や公表の方法を整理し、さらに充実したものとなるよう努めていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院は、私立学校として責任ある学校経営を行っていくため、理事会を要とする管理運営体制を確立している。決定すべき事項は、発議→常務会→（評議員会→）理事会という流れで審議・決定を行っており、意思決定の体制が整備され、適切に機能しているといえる。理事会、評議員会については「学校法人塚本学院寄附行為」において、常務会については「常務会内規」において次のとおり定められている。

「学校法人塚本学院寄附行為」（抜粋）

（理事会）

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（評議員会）

第 22 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は 13 人及至 17 人の評議員をもって組織する。評議員総数は理事総数の 2 倍を超えるものとする。

（評議員会の意見具申等）

第 27 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

「常務会内規」(抜粋)

第1条 学院の経営及び業務の運営に関する事項を協議するため、常務会を置く。

第6条 常務会の協議事項は次のとおりとする。

- 1 理事会に付議する事項
- 2 理事会から付託された事項
- 3 緊急に処理することを要する学院の業務に関する事項
- 4 その他常務会において必要と認めた事項

理事長は、理事会において議長となり、重要事項をはじめ、さまざまな案件について審議し、業務の執行に当たっている。理事会は、本学院の最高意思決定機関であり、その役員の数値は、「学校法人塚本学院寄附行為」第6条において、理事は6人乃至8人、監事は2人と定めている。また、理事及び監事の選任については、「学校法人塚本学院寄附行為」第8条及び第10条において次のとおり定められている。

(理事の選任)

第8条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学の学長
- (2) 評議員の内から評議員互選によって定められた者1人
- (3) 前各号に規定する理事以外の理事は理事会において選任する。
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は学院長、学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。
- 3 理事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員(学院長、学長、校長、園長及び教員を含む。以下同じ。)でない者が1名以上含まれるようにしなければならない。
- 4 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 5 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事には、この法人の理事又は職員並びに評議員が含まれることにはならない。
- 3 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 4 監事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者が1名以上含まれるようにしなければならない。
- 5 監事が再任される場合において、当該監事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任

の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者とみなす。

6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(以下省略)

平成 27 (2015) 年度は理事会を 7 回、評議員会を 2 回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告、本学院、本学における重要規程の改廃、学則変更等に関する審議・決定を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

理事会を中心とする管理運営体制は整備されており、理事会においては寄附行為に基づいて適切に開催され、理事の出席状況も良好である。

理事会の下に設置している常務会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長で構成されるが、他に大学、短期大学の事務局長、法人本部部長、学生部長、教務部事務部長、入試部事務部長などがオブザーバーとして参加しており、管理経営部門と教学部門の相互の連携及び意思の疎通が図られ、適切に機能している。

今後も理事会、常務会の現状の体制を維持するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化に迅速に対応できるよう、双方の連携を強化し、機能的に意思決定を行うことができる体制を整備していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学は、「大阪芸術大学学則」第 58 条において、「本大学に学長を置く。学長は校務をつかさどり、所属する教職員を統督する。」と規定し、大学の意思決定に係る権限と責任について明確に定めている。

また、学長が大学の意思決定を行うにあたり、諮問し、審議を行う機関として、芸術学部においては「教授会」、大学院においては「大学院委員会」「研究科委員会」、通信教育部においては「通信教育部運営委員会」が設けられており、更に学部や大学院に関する事項について横断的に意思決定が行えるよう、学長の諮問機関としてさまざまな委員会が設置されている。

教授会においては、「大阪芸術大学学則」第 60 条第 5 項に基づき、教授会の運営に関わる規程として「大阪芸術大学教授会運営規程」を定めている。その他の委員会においても

それぞれに委員会規程を定めており、規程に則って適切に運営されている。学則の改廃等、重要な事項については法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

教授会は「教授会運営規程」により、学長、副学長、学長補佐、学部長及び専任の教授、准教授並びに専任の講師から組織されている。教授会は、学則第 60 条第 2 項により、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとし、また、同条第 3 項により、学部に関する次の事項を審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べるができることと定めている。学則第 60 条第 2 項及び第 3 項に定める事項は次のとおりである。

(学則第 60 条第 2 項)

- ・ 学生の入学、卒業及び課程の修了
- ・ 学位の授与
- ・ 教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(学則第 60 条第 3 項)

- ・ 研究及び教授に関する事項
- ・ 学生の補導に関する事項
- ・ 教育課程に関する事項
- ・ 学生の編入学、転学、転学科、留学、休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍及び賞罰に関する事項
- ・ 学生の試験に関する事項
- ・ 研究生、委託生及び科目等履修生に関する事項
- ・ その他学長が教育上必要と認めた事項

教授会には定例会及び臨時会があり、定例会は原則として毎月 1 回開催され、必要に応じて臨時会が開催される。

また、教授会とは別に部門ごとの諮問機関として、委員会規程に基づく各種委員会を設置している。例えば、教育に係る中心的な委員会として教務委員会を設けており、学長、副学長、学長補佐及び学部長、各学科長及び教養課程主任教授、並びに図書館長、事務局長、教務部長、国際部長及び教務課長により構成し、教育課程及び免許・資格課程、履修、教学・教務全般に関する事項について審議を行っている。

その他、入試委員会、学生生活委員会、人権教育推進委員会、図書館運営委員会、博物館運営委員会、大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会、大阪芸術大学奨学生審査委員会、就職委員会、資格審査委員会、大阪芸術大学省エネルギー推進委員会、教職課程運営委員会等がありそれぞれに規程を設けている。これらの委員会には、各学科及び教養課程から選出された教員及び担当職員が委員として出席しており、それぞれの学科研究室や事務局に寄せられる学生・教職員の意見や要望を汲み上げ、審議内容に反映させることができる仕組みとなっている。

大学院には、大学院委員会及び研究科委員会が設置されている。大学院委員会は学長、

研究科長、学部長、研究科から選出された教授及び委員長が必要と認めた者から組織され、大学院の組織及び運営、大学院教員の資格審査に関する事項について審議している。研究科委員会は、学長が、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で委員会の意見を聴くことが必要なものとして定めたものについて決定を行うにあたり、意見を述べるほか、研究科の教育課程、修士・博士論文及び修士作品、学籍異動、試験等に関する事項について審議している。

通信教育部には、通信教育部運営委員会が置かれ、学長、副学長、通信教育部長、通信教育課程を担当する芸術学部各学科及び教養課程の教員から専任される委員、通信教育部事務室から学長が選任した者によって組織され、学部の教授会と同様に通信教育課程に関する事項についての審議が行われている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の教育活動上の事項は、各学科・課程・委員会等において発議され、当該組織の合意の下に、学長が主宰する教授会や各委員会で審議した後、実行に移される。

教授会では、前述のとおり、「大阪芸術大学教授会運営規程」に則って、学長が議長となり、専任の教授、准教授並びに専任の講師等からなる組織において、学則に掲げる事項について審議され、大学の意思決定が行われている。

また、本学の学長は、教学部門の代表者の立場であると同時に、法人の理事長でもあることから、教学部門と管理部門双方の意思決定に関与している。すなわち、本学院の最高意思決定機関としての理事会、評議員会及び常務会に、教学部門の代表者である学長がメンバーとして出席していることになり、審議内容並びに意思決定は、教学部門と管理部門相互の意向が反映され、現実に沿ったものとなっている。

以上のように、大学内のみならず学院全体においても学長のリーダーシップが発揮される体制が確立されている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定と業務執行は現行の体制で適切に行われており、本学院の運営体制も整えられている。今後は、現状の体制を維持しながら、学長のリーダーシップがより発揮できるよう、意思決定機関が良好に機能するよう透明性のある管理運営体制の整備を進めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化**
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性**
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営**

(1) 3-4 の自己判定

構成されており、各学科と大学事務局との連携・意思の疎通がスムーズに行われている。各種委員会の主要な案件は教授会に報告し承認を得ている。また、学則や規程の改廃等の重要事項については法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学院は「学校法人塚本学院寄附行為」第6条により2名の監事を置いている。監事の選任については、同第10条により「監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めており、その職務に関しては、同第10条の6において「本学院の業務の監査及び財産の状況を監査すること。」とし、これに基づき適切に職務にあたっている。監事は、法人の業務及び財産状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、学院全体の業務状況や財務状況を把握している。

「学校法人塚本学院寄附行為」第22条に則り、評議員会を置き、理事長の招集に基づき適切に開催している。評議員会は13人乃至17人の評議員をもって組織し、評議員の総数は理事総数の2倍を超えるものとしている。評議員の選任については、同23条に次のとおり定められている。

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
- (2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者2人乃至4人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上のものうちから理事会において選任された者2人乃至3人
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者6人乃至10人

評議員の任期は4年（上記の第23条第1号に規定する者を除く。）とし、評議員会は理事長が議長となり行われる。諮問事項は「学校法人塚本学院寄附行為」第26条により次のとおり定められている。

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学院の理事長は、理事長と本学の学長を兼ねていることから、管理部門と教学部門の双方の意思決定に関わっている。理事長は、最高意思決定機関である理事会、評議員会、常務会等に出席して、本学院全体を包括的に把握し、本学院の経営において適切なリーダーシップを発揮している。

また、教学部門においても、大学の意思決定にあたっては、教授会をはじめ各種委員会において学長が議長となり議事内容の諮問・審議が行われており、学長は議長や委員長として、委員からの意見集約を行うなど、リーダーシップの発揮とともに教職員の意見・提案を汲み上げる体制が整えられており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学のコミュニケーション、ガバナンスの機能性、そしてリーダーシップとボトムアップの体制は整備されており、円滑に業務が行われている。今後も引き続き、適切な運営が図られるよう努めるとともに、平成 27（2015）年度に策定した「学校法人塚本学院内部監査規程」による内部監査を定期的実施し、監事による業務監査、外部監査法人による会計監査を補完する三様監査の体制を整え、管理運営機関のチェック体制の強化に取り組んでいく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の業務執行については、「学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程」において、組織、職制及び事務分掌を定めており、各事務部門が果たす役割を明確にし、事務職員が教育目的の達成のために円滑に事務処理を行うことができるようにしている。

本学の事務組織の構成は、図 3-5-1「学校法人塚本学院組織機構図」のとおりである。

本学の組織は、事務局長の下に事務局部、課、室を置き、基本的な業務を行うほか、通信教育部に事務室を置いて課程ごとの事務を行っている。

庶務部には、庶務・施設管理を担当する庶務課が置かれ、教務部には教務全般を担当する教務課、教職課程を担当する教職相談室、学内ネットワークその他情報関連設備の維持管理を担当するシステム管理センターが置かれている。学生部には、学生生活支援・厚生補導を担当する学生課、学生生活上の相談やカウンセリングを担当するキャンパスライフサポート室、保健相談・健康管理を担当する保健管理室が置かれ、就職部には学生の就職・進路支援を担当する就職課、資格取得やスキルアップの支援を担当するエクステンションセンター事務室が、入試部には学生募集・入試運営・広報を担当する入試課が置かれている。通信教育部には通信教育部事務室が置かれ、通信課程の教学に係わる事務全般を担当している。

キャンパスライフサポート室には臨床心理士の資格を有したカウンセラーを、保健管理室には看護師、就職課にはキャリアカウンセラーの資格を有する職員をそれぞれ配置し、専門的な業務に対応している。また、附属の施設として図書館、博物館が置かれ、それぞれの事務室に司書、学芸員資格を所持した専任職員を配置している。

さらに、芸術分野の研究・調査支援を行う芸術研究所、本学グループ内の行事・イベントの取材や学内外への発信を行う大阪芸術大学テレビ、国際交流を担当する国際部（法人本部）、学院・グループ校全体の広報活動の企画・立案・実施を担当する企画広報部（法人本部）を置き、それぞれの部署に専任職員を配置して、本学の特色ある教育研究活動を支援している。

その他、キャンパス外では、大阪市阿倍野区の大阪芸術大学スカイキャンパス（サテライトキャンパス・あべのハルカス 24 階）、長野県上田市の菅平高原研修センターにそれぞれ専任職員が配置されている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学の使命・目的を達成するために大学事務局、法人本部に適切な職員が配置されている。大学内での情報伝達、共有の場として「事務局連絡会議」が定期的開催され、理事会、常務会等の決定事項の伝達や部署間の業務連絡、意見交換が活発に行われている。

本学では教育課程ごとに教務担当部署が置かれ、きめの細かい教育支援を行っている。大学院・芸術学部は教務部教務課、通信教育課程は通信教育部事務室がそれぞれカリキュラムの企画・編成、授業・試験管理、履修指導、資格課程運営、卒業、教授会の運営、教員の勤務管理等、教務及び教員に係る広範囲の業務を行っている。また、芸術学部の各学科に非常勤副手、大学院には嘱託助手が置かれ、各学科及び研究科における教務補助業務、学科事務補助業務を行っている。

附属施設の図書館は教員及び学生からの要望に対応する図書・雑誌の閲覧・レファレンスの充実に努めており、博物館は本学コレクションを主体とした展示により、授業との連携、学芸員実習の場として教育支援の一端を担っている。

教授会、大学院委員会、研究科委員会、通信教育部運営委員会等の意思決定機関や各種委員会には、事務局から事務局長の他、担当部署の長や課員が加わり、議事運営・進行及び審議について教員等と連携を取りながら進めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上のための機会の用意については、「学校法人塚本学院事務職員就業規則」に基づき、学院が実施する初任者研修（新入者教育）等の学内研修や、文部科学省、日本私立大学協会、私立学校振興・共済事業団等の各団体が実施する学外研修等への参加促進により行われている。

学内研修としては、新規採用職員に対して、採用時に学院の概要、諸規程・制度、就業規則・サービス、諸手続についての説明や『教職員ハンドブック』の配付により初任者研修を行っている。

人権研修も活発に実施されており、毎年度、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、専任教職員、アルバイト、非常勤副手等を対象に研修を実施している。10～20名程度の職階別グループ研修の形式により、人権に関連する情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を身につけることを主眼として実施している。

平成25（2013）年度には、大学、短期大学、専門学校、幼稚園のグループを挙げての全学的な職員研修として、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターより講師を招いての大規模研修を実施した。

また、本学院では毎年度、各課・室単位で当該年度の数値目標等を設定し、「目標設定届」として提出することを義務付けており、あわせて前年度の目標に対する「目標達成報告書」も提出させている。これは、各課・室で共通の目標を持ち取組むことで一体感を形成し、業務の効率化や向上を目指すものである。この取組みは、平成15（2003）年度より行っており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的を達成するための事務組織を整備しており、職員の確保及び配置・任用は万全である。また、規程に基づいた業務執行体制が整備されており、各部署間の情報伝達や連携についても円滑に行われている。今後も業務の執行をより機能的にするための運営体制の構築を目指す。

職員の資質・能力向上のための研修として、平成 25（2013）年度には、グループを挙げたの全学的な研修会を行ったが、翌年以降、全学的な研修の機会を設けることができなかった。大学のみならず、グループの短期大学、専門学校、幼稚園の職員、幼稚園の教員等が同じテーマで研修に取り組むことで、学校間の課題について認識を共有することができる機会として有意義なものであることから、定期開催に向けた計画の立案及び実行に取り組む。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 29（2017）年度完成予定の新学科用の建物建設資金として 20 億円、大学建物の耐震化及びバリアフリーの改築用資金として 20 億円を積立てている。

また、最先端の学習を行う為、放送学科の中継車・デザイン学科の 3D プリンターをはじめ高額となっている最先端の機器備品等への入替え等の費用として 10 億円を基金として組入れている。

その他、大阪芸術大学短期大学部大阪学舎の建て替えを平成 28（2016）年度に実施する為の 10 億円を基金として積立てている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

新入生の定員を確保することにより、学生生徒納付金収入を維持している。

建物耐震化については補助金獲得により支出額抑制に努めた。資産運用についても元本確保の債券を中心に利息獲得を行い、安定的な収入の確保に寄与している。

支出については、購入物品の内容を精査することにより、無駄な購入を減らし、収支の改善につなげている。

借入金は一切無く、繰越支払資金も充実し、安定的な財政基盤を確立させている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員の確保を中心に、学生生徒納付金収入の維持に今後とも努めていく。

人件費の割合が高いが、定年退職者により額・比率とも減少していく。教員補充については、退職金・賞与・定期昇給を伴わない年俸制の契約教員を中心に採用し人件費削減を進めていく。

専任教育職員の定年年齢について、平成 22（2010）年度の採用教員から、満 70 才を満 65 才へと改定したことや、平成 24（2012）年度の通勤手当支給方法の見直し（定期代金から回数（単価）払いへの変更）、各種手当の見直し（入試手当（試験監督・面接・判定・採点）等の廃止）も人件費削減へ向けた施策となっている。

建物の耐震化については、計画通り耐震化を行うが、補助金の獲得により支出額の削減を目指す。設備費についても補助金獲得を積極的に行っていく。

資産の運用においても、経済状況を勘案しながらも、元本の保全を優先し、有利な利息確保に努めていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。処理上の不明点については、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規程に基づき、監査法人による会計監査が年間延べ 83 日間行われている（平成 27（2015）年度実績）。毎回特に指摘事項はなく、監査報告書を受け取っている。

監事は理事会・評議員会に出席し、業務報告を聴取し、理事者の業務を監査している。

また、各部署の管理職員よりも意見聴取を行い、部署ごとについても現状の把握を行っている。財産監査も財産目録及び計算書類について閲覧し会計担当者より説明を聞いている。公認会計士より監査の方法や内容について報告を受け、意見交換を行っており、互いに連携し監査を行っている。決算理事会・評議員会においては、監査内容を報告している。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

監事の業務監査について、法人、大学、短大各部署の管理職員より意見聴取を行い、部署ごとについても現状の把握を継続的に努めていく。また、監事研修会等に参加し、法令

の改正や変更点等を把握し監査を充実させていく。

[基準3の自己評価]

本学院は、大学の設置・運営に関する法令を遵守し、「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとする諸規程を整備し誠実に透明性のある経営管理を行っている。理事会の機能については、理事会を要とする管理運営体制を確立しており、寄附行為に基づいて適切に理事会を開催している。理事会の下に設置している「常務会」は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長で構成されるが、他に大学、短期大学事務局長、法人本部部長、学生部長、教務部事務部長、入試部事務部長などがオブザーバーとして参加している。また、理事長が学長を兼ねていることから、大学の意思決定にも深く関わりを持ち、学院全体を包括的に把握しており、管理部門と教務部門の連携及びチェック体制が有効に機能しているといえる。学長は本学院の管理運営においてリーダーシップを発揮するとともに、また教学部門においては、各組織からのボトムアップをはかりバランスのとれたリーダーシップを発揮している。

財政面に関して、借入金は一切無く、支払資金も充実しており安定している。学生生徒納付金収入の減額を賄うため、安定した利息獲得に努めている。

会計処理についても、監事と公認会計士の連携をはじめ、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っており適正に処理を行えている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、学則に定める使命・目的を達成するため、平成 4（1992）年に『塚本学院自己点検・評価規程』、『大阪芸術大学自己点検実施規程』を制定し、平成 5（1993）年に『大阪芸術大学学則』第 2 条、『大阪芸術大学大学院学則』第 2 条、平成 13（2001）年に『大阪芸術大学通信教育部規程』第 2 条にそれぞれ『自己点検・評価』の条項を定めて以来、自己点検・評価活動に取り組んできた。

法人には『自己点検運営委員会』を置き、『常務会』をこれに充てている。また、大学には『自己点検実施委員会』を置き、学長を委員長とし、副学長、各学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長及び通信教育部長、大学事務局長、学生部長、教務部事務部長、法人本部専務理事、総務部長を委員に委嘱している。

個々の取り組みについては、その規模や内容に応じて常務会や各種委員会などの部門ごとに自己点検・評価活動を行ってきたが、平成 22（2010）年度の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の受審を契機に自己点検・評価について組織的に行う体制を整備し、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価は、「大阪芸術大学自己点検実施規程」に基づいて設置する大学自己点検実施委員会が実施主体となって行われている。

自己点検実施委員会は前述のとおり、学長を委員長とし、副学長、各学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長、通信教育部長、事務局長等、大学の主要機関並びに各委員会の長によって構成されていることから、各機関及び委員会における諸課題を自己点検実施委員会において集約して検証することが可能であり、大学全体について体系的に点検・評価を行うことが可能な体制となっている。

自己点検実施委員会には下部組織としてワーキンググループ（作業部会）が設けられており、部門ごとの自己点検・評価活動の内容のとりまとめと組織的な検証を行うための報告書の作成が行われる。この報告書は自己点検実施委員会に上程され、委員会での検証、常務会及び理事会における承認を経て公表される。

自己点検・評価活動の組織的な取り組みとしては、平成 13（2001）年度より毎年度、学科長等連絡会を開催している。理事長をはじめとする法人の理事、大学学長、短期大学部

学長、附属専門学校長、附属幼稚園長、大学院研究科長、大学・短期大学部の各学科長・主任教授、通信教育部長、図書館長、大学博物館長、藝術研究所長、各校事務局長等が一堂に会する法人あげての会議となっている。会議では、理事長、大学・短期大学部学長、各学科長等が、所掌する学校・部門ごとに「前年度の活動評価の報告」と「新年度の展望についての表明」が行われ、それぞれの抱える課題や目標を共有する取り組みである。

また、教員ごとの点検・評価活動として、専任教員全員に対して毎年度、教育研究業績についての報告書の提出を求めている。総合芸術大学としての特性から、さまざまな専門領域にわたる研究活動を広く報告できるよう、業績内容を A(著書・論文等)、B(その他の文筆や口頭による発表)、C(実技発表) の 3 つに分類して提出を求めている。前年度の自身の教育研究活動の内容を報告書としてまとめることにより、各教員が教育研究上の目標を定める契機となることを期している。研究業績書は法人本部人事課で保管され、昇任・昇格の際の参考資料としても用いられる。

事務職員に対しては、毎年度、課・室ごとに当該年度の数値目標を設定する「目標設定届」と、前年度の目標に対する達成度を報告する「目標達成報告書」を提出させている。課・室単位で共通の目標を持ち取り組むことで組織内の一体感を醸成し、業務の見直しや効率化を目指すものである。平成 15 (2003) 年度から続いており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

このように、組織単位、個人単位でそれぞれの活動に対する自己点検・評価に係る報告を求めており、自発的な改善に繋げていく活動が定着している。

また、基準 2 でも述べたように、学生による授業アンケートも全学的に行われており、授業内容をはじめ、学内の施設や設備、環境等についての意見が汲み上げられ、その結果を教育研究活動に反映させる仕組みが整備されており、教育内容の向上に繋がっている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、「大阪芸術大学自己点検実施規程」の制定並びに学則第 2 条に「自己点検・評価」条項を定めて以来、教育研究活動の改善と水準の向上を図るため、継続的に自己点検・評価活動に取り組んでいる。

平成 22 (2010) 年度には第 1 回目の大学機関別認証評価として、日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、「基準を満たしている。」との判定を受けた。平成 28 (2016) 年度には、日本高等教育評価機構による第 2 回目の認証評価を受審する予定であり、適切な周期で点検・評価が行われている。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 22 (2010) 年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した際に、「自己点検・評価を恒常的に行う体制の確立と、点検・評価結果の教育研究・大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築」についての指摘を受けた。この指摘を契機に、自己点検・評価の実施体制を見直し「大阪芸術大学自己点検実施規程」に基づく、自己点検実施委員会を中心とした組織的な取り組み体制の整備が図られ、現在に至っている。

今後も引き続き、自己点検実施委員会を主体とした組織的な点検・評価の体制を維持し、教育研究をはじめとする大学運営の改善と向上に努めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は平成 22（2010）年度の大学機関別認証評価の受審を契機に、自己点検・評価における各種規程、関連資料、データ等に基づく客観性のある自己点検・評価の重要性についてあらためて認識し、諸規程の整備に取り組むとともに自己点検実施委員会の事務局管部署である庶務部をはじめ図書館事務室等において、本学の各種刊行物等の収集、整理を行っている。

自己点検・評価に伴う評価報告書の作成にあたっては、学内各機関及び事務局各部署へ関係資料及びデータの提供を求め、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取り組んでおり、自己点検実施委員会のもとで作成された評価報告書は、理事会に報告され承認を得た後、本学のホームページ等を通して学内外に公表している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価についてまとめられた評価報告書は、本学のホームページを通じて学内外に公表されることにより、点検・評価結果の学内共有と社会への情報発信・公開が行われており、大学の公益活動を担う社会的存在としての責任が果たされている。

今後も自己点検・評価の裏付けとなる規程や、各種発行物等の資料、教授会や各委員会の議事録等について、事務局管部署において継続的に記録・収集し、誠実な自己点検・評価のためのエビデンスの整備を行っていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検実施委員会において取りまとめた自己点検・評価報告書は、理事会に提出され、改善を要する事項や、検討すべき事項については、内容に応じ各委員会や事務局各担当部署の課題として検討が指示され、その検討結果の報告が求められる。

事務組織の課・室ごとに毎年度提出を求める「目標設定届」(Plan <計画・目標設定>、Do <実行>)とその達成度を報告する「目標達成報告書」(Check <点検・評価>、Action <報告・改善>)の作成は、PDCA サイクルの確認を通して業務の見直しや質の向上につながる機会として効果的に機能している。

また、専任教員に対しても研究業績の報告を毎年度求めており、報告書の作成を通じて自発的なPDCA サイクルの確立が期待されている。

グループ全体での自己点検・評価の活用のためのPDCA サイクルの仕組みとしては、学科長等連絡会議が設けられている。本学をはじめ短期大学部、附属専門学校、附属幼稚園から、学長、学科長、事務局長等、各組織の代表者が参加し、年度ごとに設定された目標の表明とその達成へ向けた取り組みの紹介や報告を通して、グループ全体の相互連携と意思の疎通が図られている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

事務組織レベルにおける「目標設定届」「目標達成報告書」や、専任教員レベルでの教育研究業績報告の作成を通じたPDCA サイクルの仕組みは確立され、業務の改善や教育研究内容の向上につながる機会として機能しているものとする。

今後は、大学の自己点検・評価について、収集したデータの分析と活用に向け、IR (Institutional Research)機能を整備して、自己点検実施委員会を柱とした全学的なPDCA サイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを進めて行く。

【基準 4 の自己評価】

本学は、平成 3 (1991) 年の大学設置基準の改正に伴い大学における自己点検・評価が努力義務として規定されたことを契機に、「学校法人塚本学院自己点検・評価規程」「大阪芸術大学自己点検実施規程」及び学則に定めた自己点検・評価の条項に基づき、自己点検・評価を組織的に実施する体制作りに取り組んできた。

本学の自己点検・評価の取り組みは、その内容に応じて、常務会や各種委員会においてなされてきた経緯があり、事務組織レベル、教員レベルでの取り組みに関しては恒常的に行われる体制が確立できているものの、大学全体を総合的に把握し自己点検・評価を実施するための組織・体制整備といった点においては、その役割を担うべき自己点検実施委員会が十分に機能していなかった。

本学は、平成 22 (2010) 年の大学機関別認証評価の評価結果における指摘事項を受け、今後も継続して自己点検・評価を恒常的に行う体制を整備し、点検結果の教育研究・大学運営の改善と向上につながるシステムの構築に取り組んでいく。

四. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学位授与方針において「芸術を通じた社会創造・社会貢献」を目指し、また教育方法として「教育効果の積極的な公開」及び「地域・社会との繋がり」を重視している。本学の社会連携におけるポリシーともいえ、これらに基づいて積極的に活動を展開している。大学施設の開放による物的資源の提供及び公開講座等による人的資源の提供に、教育研究成果発表としての様々な展覧会・公演等のイベントが加わり、芸術教育機関として特色のある社会連携を展開している。これらにより、本学が持つ資源及び教育研究活動の成果を社会へ提供・還元しつつ、そのプロセスの中で教職員、学生にとっては実地経験を蓄積し、社会的評価を受けることで、教育効果を大きく向上することが可能となっている。

【大学施設の開放】

①大阪芸術大学博物館

平成 14（2002）年に大阪府より博物館相当施設としての認定を受け、本学の所蔵品を中心に大阪芸術大学芸術情報センターで定期的に所蔵品展を行っている。また、学外美術館等での特別展、展覧会への所蔵品貸し出し、技術協力も行っている。

（【資料 A-1】表 A-1-1「博物館の展覧会開催実績 平成 27（2015）年度実績」）

②大阪芸術大学図書館

館内は地域住民に開放しており、登録によって図書の貸出等の利用ができる。地域住民以外の一般利用者は、図書の貸出は利用できないが、当日利用の申込により閲覧が可能である。一般利用者は年間 69 名である。

また、「ウィリアム・モリスコレクション」をはじめとする貴重書を収集・保存しており、これらを所蔵品展として、一般公開しているその他、学生が企画しての展示も行っている。

（【資料 A-1】表 A-1-2「図書館の公開展示開催 平成 27（2015）年度実績 その他の展示」）

【公開講座】

公的団体との連携・共催による公開講座を開催している。

（【資料 A-1】表 A-1-3「公開講座 平成 27（2015）年度実績」）

【教員免許状更新講習】

本学教職課程では平成 24（2012）年度から「教員免許状更新講習」を実施している。

それまで学校や教育委員会等の要請に応じて教員研修を個別に実施してきたが、教職課程を擁する学科の協力のもと、教務部教職相談室が運営主体となって、法定講習を新規に開講したものである。

美術や音楽領域の各学科、平成 22（2010）年度開設の初等芸術教育学科、同一法人グループ内の短期大学部保育学科などの教員が講習を担当し、さらに専門家をゲストスピーカーとして招聘し、学校教員の方々の資質向上やスキルアップに貢献している。

平成 27（2015）年度は、定員の充足状況を考慮し、前年度より 1 講座少ない 7 講座を解した。事後アンケートでは大半の受講者から内容や運営において「大変良かった」「良かった」との評価を得ている。制度上必要とされる内容や水準に本学の特色を加え、受講者のニーズに応えた講習を開講し、さらに充実させる予定である。

【資料 A-1】表 A-1-4「教員免許状更新講習 2015 平成 27（2015）年度実績」

【本学主催による展覧会、公演及び演奏会など】

芸術教育機関として、各学科・研究科が活発に学内外での展覧会、公演及び演奏会を活発に実施している。

造形、メディア領域の卒業制作展や各種発表、音楽領域の定期演奏会・卒業公演のように、教育研究成果の発表として定期的に行っているものだけでなく、学生主体による実行委員会を立ち上げ、教職員のサポートのもと、企画・立案から実施に至るすべてを行うイベントもある。

これらの中には正課内の授業に組み込まれるものも多数あり、演習及び実技・実習の中で、本番を前提にした実践的な制作・指導が行われている。通常の課題—制作—講評が限られた時間・空間での営為に留まるのに対し、学内外での成果発表は授業に臨むモチベーションの向上をもたらすとともに、社会的評価を受け、フィードバックするサイクルによって教職員・学生へ教育研究効果を高めている。こうした実地経験の蓄積は本学にとって大きな財産となっている。

【資料 A-1】表 A-1-5「本学主催等による学外でのイベント 平成 27（2015）年度実績」

(3) A-1 の自己評価

本学は芸術教育機関として、物的・人的資源の提供に加え、学内外への成果発表を各学科・研究科が長年にわたり積極的に実施している。これまでの取り組みは、大阪府内または近畿圏内の文化・芸術振興及び活性化へ寄与しているものと自負している。また、学外への成果発表の機会が芸術教育の一環或いは集大成として意識されており、教員・学生への教育効果を高めている。

但し、学外への成果発表については、次のような課題もあり改善の必要がある。

- ・機会の増加により、学生、教職員の教育研究活動に支障が出るおそれがあること。
- ・企画を長年に亘って実施している中で、単なる成果発表、慣例的な実施に陥る懸念があること。
- ・企画の立案から実施に至るまでの関係部署や手続きが様々であるため、情報の集約・共有が不十分な場合があり、事務処理や学内外への広報において効率が悪いケースがあること。

(4) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記で挙げた課題については、各学科・研究科の企画段階で教員・学生へ過剰な負担が掛からないように考慮して改善していく。

正課の授業において実施する際はそのスケジュールリングや学生動員が基本的に各学科・研究科の主体性に任されているが、企画書を承認する際には内容面を含めて、事務局においても、事業の慣例化や費用対効果について意識しながら管理していく。また、定期的実施しているものについては、目標の設定と達成状況、費用対効果を確認しながら進めていく。

A-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《A-2 の視点》

A-2-① 教育研究上の、企業や他大学との適切な関係の構築

(1) A-2 の事実の説明（現状）

本学では、企業や他大学との社会連携を教育活動に取り込み、教育目的の一つである「芸術を通じて社会を創造し、社会に貢献する」人材の育成に力を入れている。

企業との連携（産学連携）について、内容面ではこれまで商品の共同開発やまちづくり・住空間デザインのコンペティションの他、テレビドラマ・CMの制作及び放映、映画撮影の実績があり、本学の学科・コースの特色を生かしたものとなっている。

実施形態としては、まず、企業・団体から教員あるいは就職課などを通じて、本学にオファーがなされ、内容を事務局も含めて検討し、場合によっては契約書を交わして権利関係を確認する。内容面で学生の教育効果が見込めないと判断された場合は、辞退することもある。正課の教育活動内で実施する場合は、「演習、実技・実習における課題としての取り組み」、「企業の実務担当者へのプレゼンテーション」「最終案決定・商品化」といったプロセスを通ることが多い。

テレビドラマ制作の場合は、原案・シナリオ制作から出演・撮影までを学生・副手等若手スタッフが手がけ、独立UHF局ネットワークで全国に放映された実績を持っている。これらの活動は、企業活動の最前線に関与する部分での社会連携であり、学生のキャリア形成につながる教育であるともいえる。

（【資料 A-2】表 A-2-1 「産学連携の取り組み 平成 27（2015）年度実績」）

大学間の連携について、本学は「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟し、加盟大学間の共同事業への参加、単位互換の実施等を行っている。

また、海外の大学と交流協定を締結しており、協定校との美術交流展、セミナー、短期留学制度等を実施している。教職員・学生が多く参加し、建学の精神の一つである「国際的視野」を涵養すべく、教育研究活動に刺激を与えている。なお、国際交流については法人本部国際部を本学キャンパス内に設置し、専任職員が交流先との関係の維持・発展、セミナーの企画・実施や、留学制度への対応に当たっている。

（【資料 A-1】表 A-2-2 「大学間の事業連携への取り組み 平成 27（2015）年度実績」）

(2) A-2 の自己評価

本学では企業や大学との社会連携及び国際交流活動を教育活動の一環として捉えている。教育効果が得られないと見込まれる場合は実施されない。言い換えると単に企業の下請け・補助作業に終わるのではなく、携わった教員・学生への教育効果が挙がるのかどうかを判断した上で取り組むように努めている。

本学での社会連携活動は上述したように、企業活動の最前線に直接関与するとともに、商品・作品として社会に出て、評価を受けることで、学生にとっても社会の現場で鍛えられるというメリットがある。

その一方で、産学連携に係るオファーの多くは年度の途中でなされ、結果も短期間で求められる場合が大半である。このような場合、授業計画の進行している最中に、プロジェクトが挿入され、授業計画の変更や教員・学生の負担感が増加する可能性がある。また、計画的に実施できた場合でも、成績評価の基準をどのように設けるか、思ったような成果が挙げられなかった場合の評価をどうするかといった問題がある。

大学間連携については概ね良好に機能し、特に協定校との国際交流については国際部を中心に活発に活動を実施しており、建学の精神である「国際的視野に立っての展開」の実践に大いに寄与している。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、企業からのオファーは就職課、教員を経由した場合は教務課、または学科に直接持ち込まれるケースが多いが、それぞれカリキュラムや教職員・学生の負担との関連で内容が適切であるかどうかを判断している。今後、円滑に実施するために、担当窓口の一元化、産学官連携の受け皿となる授業科目の設定や、授業期間をふまえたスケジュール調整の実施、さらに、本学が著しく不利益とならないよう、金銭面での負担や動員等に関する一定のルールや方針を構築することを検討している。

A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《A-3 の視点》

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) A-3 の事実の説明（現状）

本学は企業、他大学からの要請の他、近隣自治体等からの要請にも積極的に応え、地域社会、特に関西圏の芸術・文化活動の活性化へ貢献するとともに、地域社会における本学の信頼感、存在感を高めている。実施体制としては、本学がオファーを受け、事務局が実施を検討した上で、内容的に適切な学科を紹介、実施するというケースが多い。当初から本学が主体的に推進するケースは多くない。昨今の不況も影響してか、要請が増加傾向にあり、教職員・学生に過剰な負担とならないよう、社会連携のメリット、デメリットを認識した上で参加の是非を決定している。

【自治体・公的団体等の実施する文化事業、イベントへの協力・協賛】

大阪市等の自治体や公的団体が主催する文化事業・イベント及びメディア・企業が主催する地域事業・文化イベントに協賛するとともに、その中で本学企画として教員・学生が企画・制作に携わるものもある。

単なる協賛金の供与や教員・学生がアルバイトとして参加するだけではなく、文化事業・イベントの趣旨の範囲内で本学が主体的に企画内容を決め、制作することが認められている。教員の指導のもと、基本的には学生主体で実行委員会を組織し、学科の枠を越えて、参加していることは本学の特色を表している。また、展覧会への協賛・協力依頼にも応えており、芸術・文化活動の活性化に貢献している。具体的な取り組みについては下記のとおりである。

【キャンパス近隣地域との協力関係】

本学キャンパスのある大阪府南河内郡河南町、またその近隣地域の自治体、公的団体等が実施する各種事業に社会貢献の一環として積極的に協力している。本学学生・教職員挙げて参加しており、地元からの信頼感を高めている。

（【資料 A-3】表 A-3-1「地域社会との連携事業 平成 27（2015）年度実績」）

(2) A-3 の自己評価

本学と地域社会の社会連携については、芸術・文化事業への参加・協賛の他、地域事業への協力と多岐に亘り、要請に積極的に応えることで地域との協力関係を高めている。音楽系学科による演奏会の実施や商店街との連携によるアートイベントの開催など本学の特色を生かしたものもあり、本学の特色を表している。

課題としては、社会連携に係る窓口が統一されておらず、事務局を通じて正式に依頼されるものもあれば、教職員や学生の個人的な関係によるものもあり、動員の際の条件についても、日当や交通費が支給されるものから、ボランティアによるものまでまちまちであること、また、個人的な依頼の場合は事務局が把握できず、事故が起こった場合の責任体制等に懸念があることなどが挙げられる。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域社会との連携によるメリット・デメリットを見極め、地域での信頼感、存在感を高めつつ、教職員・学生の負担が増加しないよう、事務局で円滑な社会連携ができる仕組みを整備していく。

A-4 大学の教育研究活動に係る情報の社会への発信

《A-4 の視点》

A-4-① 大学の教育研究活動に係る情報を適切に社会に発信しているか。

(1) A-4 の事実の説明（現状）

- ・キャンパス・ミュージアム「大阪芸術大学博物館」による教育研究活動情報発信

大阪芸術大学博物館は、それ自体が特色ある附属施設であるとともに、本学の教育研究活動及び学生支援において重要な位置を占めている。

平成 14 (2002) 年、本学創立以来、教育研究活動の中で蓄積されてきた芸術作品・芸術資料の公開、そして、博物館学芸員課程の博物館実習の場を学内に設けることを目的に、既存の芸術情報センター、総合体育館に設けられた展示・収蔵施設を利用する形態で博物館相当施設として設立された。独立した建物、また常設展示室を持たず、学生や来学者からは博物館の存在が認識されにくい傾向にあるが、逆にキャンパス全体を展示施設、いわば「キャンパス・ミュージアム」と捉え、キャンパス内のあらゆる施設・場所を使用して、大学主催の展覧会や授業の成果発表のみならず学生の自主的な作品発表を実施している。

博物館事務室では、所蔵品展開催の他、教育活動としての博物館実習の実施、また施設・展示備品の貸出や展示方法のアドバイスを行い、教員や学生に対して日常的に様々な支援を行っている。

施設面では、博物館事務室が管理している展示ホール、アートホール、回廊ギャラリー、体育館ギャラリーを授業の成果発表や教員の作品発表の場として提供している。また、体育館ギャラリーは学生の自主的な作品発表の場としても提供しており、授業期間中の稼働率はほぼ 100% である。展示施設の使用希望者は年々増加傾向にあり分割使用など運用面で工夫することで、広く学生に作品発表の場が提供されるよう努めている。また、大学が学内外で主催する展覧会において、展示計画、輸送展示、展覧会場管理等、展覧会の実施から運営にかかる業務を担っている。

〔資料 A-4〕表 A-4-1「展示施設利用状況 平成 27 (2015) 年度実績」、表 A-4-2「展示ホール・アートホール・回廊ギャラリー利用状況 平成 27 (2015) 年度実績」、表 A-4-3「体育館ギャラリー利用状況 平成 27 (2015) 年度実績」、表 A-4-4「博物館で主管した大学主催・共催展示一覧 平成 27 (2015) 年度実績」

博物館実習について、通学生は平成 15 (2003) 年度から、通信教育部生は平成 16 (2004) 年度より受け入れを実施している。平成 27 (2015) 年度は、通学生 (芸術計画学科以外) の実習を 3 回、芸術計画学科生の実習を 1 回、通信教育部生の実習を 2 回実施し、合計 83 名を受け入れた。

〔資料 A-4〕表 A-4-5「博物館実習受入状況」

博物館としての展覧会は、大学が所蔵する様々な芸術作品や芸術資料を紹介する所蔵品展を年間に 3 回、その他の展覧会を 1 回開催し、学生や一般来場者に対して無料公開している。また、展覧会にあわせて SP レコード試聴会を実施した。

〔資料 A-4〕表 A-1-1「博物館の展覧会開催実績 平成 27 (2015) 年度実績」

上記のような、制作から展示・公開までを視野に入れた教育研究の積極的な展開は、芸術教育の活性化に繋がり、また学位授与方針に挙げられるクリエイターを初めとする人材育成の達成の大きな柱となっている。その中核としての「大阪芸術大学博物館」に期待される役割は大きく、今後も「キャンパス・ミュージアム」の充実に努めたい。

・メディアセンター「大阪芸術大学テレビ（OUA-TV）」による教育研究活動情報発信

「大阪芸術大学テレビ（通称 OUA-TV）」は、平成 18（2006）年 10 月に発足。大阪芸術大学芸術学部・通信教育部・大学院、大阪芸術大学短期大学部、大阪美術専門学校、附属幼稚園といった大阪芸大グループ校を繋ぐメディアセンターとしての役割を担っている。

平成 19（2007）年より本格運用を開始。附属幼稚園を除く各グループ校に設置した 60 インチのプラズマディスプレイをデジタルサイネージとして利用し、芸術系大学の特色あるイベントや、教員・学生たちが所有する映像コンテンツをまとめたニュース形式の番組「OUA-TV NEWS」を配信する。各学科の授業・演習・実習に加え、学生たちによる演奏会や作品展覧会、学内外で行われる様々なイベントの取材・中継をメインに、教員やゲストによるセミナー・シンポジウム、これまで蓄積された研究成果・作品の発信など多彩な活動が挙げられる。また、学内配信と並行して Web 上でも動画が見られるよう特設サイトを設置。インターネットを通して広く世界に発信している。

OUA-TV の番組制作は、大阪芸術大学総合体育館に設置された特設スタジオを拠点に行われている。実際の放送局の番組制作において使用されるカメラやノンリニア編集機などの設備を整備し、充実したインフラを擁している。制作スタッフには放送学科教員や卒業生を採用するとともに、放送学科を中心とした学生たちが積極的に番組づくりに参加。出演するキャスターやリポーターは、放送学科アナウンスコースや声優コースの学生たちを課外実習の一環として起用し、その活動が教育活動として運営されていることが特色である。

また平成 22（2010）年から、関西・関東の独立放送局と連携し、地上波テレビ放送「大阪芸大テレビ」をスタート。平成 28（2016）年 4 月現在まで放送回数 322 回を数えるアート情報番組として親しまれている。

その他の活動として、地方自治体との事業提携によるプロモーション DVD 作成や、公共性の高いイベントにおいて大阪芸術大学が所有する中継車を使用したビジョン投映を請け負うなど、産学官連携の推進にも大きな役割を果たしている。なお、中継車は平成 27 年（2015 年）にハイビジョン対応へと製作更新し、大学が所有する本格的な中継車として、放送・映像業界関係者を中心に大きな注目を集めている。

平成 28（2016）年で発足 10 周年を迎える大阪芸術大学テレビ。今後もその特色ある活動により、教育活動の活性化に大きく寄与することが期待されている。

（【資料 A-4】表 A-4-7「大阪芸術大学テレビの主な活動内容」、表 A-4-8「大阪芸術大学テレビ取材実績」、表 A-4-9「地上波『大阪芸大テレビ』番組内容（第 271 回～第 322 回放送分）」

【基準 A の改善・向上方策（将来計画）】

上記で挙げた課題について、芸術教育機関として、教育研究活動の質の向上に活用する方向性で社会連携を実施すべく、全学的な受入れ・推進体制及び方針の整備を検討している。

【基準 A の自己評価】

芸術教育機関として特色ある社会連携を実施しており、社会、企業、地域との関係において信頼感及び存在感を高めている。

今後ますます大学の社会的責務として取り組みが増す中で、通常の教育研究活動との兼ね合いや教職員・学生の負担軽減に対応できるよう、全学的な受入れ・推進体制、方針の整備が不可欠である。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等/開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

大阪芸術大学

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人塚本学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	『大阪芸術大学 大学案内 2017』 『大阪芸術大学通信教育部 入学案内 2016』	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大阪芸術大学学則 大阪芸術大学通信教育部規程 大阪芸術大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『平成 29 年度学生募集要項・入試ガイド』 『大阪芸術大学通信教育部入学情報 2016』	
【資料 F-5】	学生便覧	
	『学生便覧 2016』（大阪芸術大学） 『2016 学生便覧』（大阪芸術大学通信教育部）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセス http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/access/index.html キャンパス案内 http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/campus/index.html	大学 HP（掲載部分抜粋）
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	『学校法人塚本学院例規集』（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人塚本学院役員・評議員名簿 平成 27（2015）年度 理事会・評議員会開催状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（過去 5 年間） 監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	Web シラバス（大阪芸術大学） http://i.osaka-geidai.ac.jp/syllabus2/select/	大学 HP（掲載部分）

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪芸術大学通信教育部規程	【資料 F-3】と同じ

大阪芸術大学

【資料 1-1-3】	大阪芸術大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	本学の理念 大阪芸術大学（『学生便覧』P9～11）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	本学の理念 大阪芸術大学通信教育部（『学生便覧』P2）	【資料 F-5】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人塚本学院役員・評議員名簿 平成 27（2015）年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 1-3-2】	大阪芸術大学ホームページ（建学の精神、使命・目的） http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/philosophy.html	大学 HP（掲載部分抜粋）
【資料 1-3-3】	『大阪芸術大学グループ通信』（建学の精神）	
【資料 1-3-4】	沿革（『学生便覧』P12～14）	【資料 F-5】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大阪芸術大学ホームページ アドミッションポリシー（建学の精神、使命・目的） http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/philosophy.html	大学 HP（掲載部分抜粋）
【資料 2-1-2】	大阪芸術大学ホームページ（入試情報） http://osaka-geidai-nyusi.jp/index.html	大学 HP（掲載部分抜粋）
【資料 2-1-3】	『平成 29 年度学生募集要項・入試ガイド』	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	『大阪芸術大学通信教育部入学情報 2017』	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	大阪芸術大学芸術学部履修規程	
【資料 2-2-3】	大阪芸術大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-4】	大阪芸術大学大学院研究科規程	
【資料 2-2-5】	『学生便覧 2016』	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	『大阪芸術大学 大学案内 2017』	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-7】	学年暦	
【資料 2-2-8】	Web シラバス（大阪芸術大学）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-9】	本学主催等による学外でのイベント 平成 27（2015）年度	
【資料 2-2-10】	産学連携の取り組み 平成 27（2015）年度実績	
【資料 2-2-11】	地域社会との連携事業 平成 27（2015）年度実績	
【資料 2-2-12】	展示ホール・アートホール・回廊ギャラリー利用状況 平成 26（2014）年度実績	
【資料 2-2-13】	体育館ギャラリー利用状況 平成 26（2014）年度実績	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	大阪芸術大学通信教育部規程	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-3-2】	大阪芸術大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-3-3】	大阪芸術大学大学院研究科規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-3-4】	学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程	
【資料 2-3-5】	大阪芸術大学図書館規程	
【資料 2-3-6】	大阪芸術大学「教授会」運営規程	
【資料 2-3-7】	教務委員会規程	
【資料 2-3-8】	学生生活委員会規程	
【資料 2-3-9】	大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	

大阪芸術大学

	(以下、「FD委員会」という。)	
【資料 2-3-10】	大阪芸術大学大学院嘱託助手規程	
【資料 2-3-11】	大阪芸術学院ティーチングアシスタントに関する規程	
【資料 2-3-12】	副手規程	
【資料 2-3-13】	伴奏要員に関する規程	
【資料 2-3-14】	管弦打要員に関する規程	
【資料 2-3-15】	平成 28 (2016) 年度フレッシュマンキャンプ案内	
【資料 2-3-16】	平成 27 (2015) 年度授業アンケート集計結果	
【資料 2-3-17】	『大阪芸術大学グループ通信』 (No. 85) 平成 27 (2015) 年 9 月発行	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	大阪芸術大学芸術学部履修規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-3】	大阪芸術大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-4】	大阪芸術大学大学院研究科規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-5】	Web シラバス (大阪芸術大学)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-6】	大阪芸術大学学費全額免除特待生・奨学規程	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	大阪芸術大学の就職活動 (進路) 支援リーフレット	
【資料 2-5-2】	就職・進路ガイダンス就職試験対策講座適正診断 (テスト・解説) 業界・企業研究会及び学内合同企業説明会	
【資料 2-5-3】	業界研究セミナー	
【資料 2-5-4】	インターンシップ実施状況	
【資料 2-5-5】	『エクステンションセンター 資格講座プログラム』	
【資料 2-5-6】	エクステンションセンター 開講講座	
【資料 2-5-7】	産学連携事業	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート集計結果	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 2-6-2】	新入生アンケート集計	
【資料 2-6-3】	大学アンケート (2016 年 3 月 22 日卒業式)	
【資料 2-6-4】	教員就職状況	
【資料 2-6-5】	教員養成の状況についての情報公開	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生生活委員会規程	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 2-7-2】	平成 27 (2015) 年度学生生活委員会 第 1~3 回議事録	
【資料 2-7-3】	人権教育推進委員会規程	
【資料 2-7-4】	平成 27 (2015) 年度人権教育推進委員会 第 1~3 回議事録	
【資料 2-7-5】	大阪芸術大学人権・同和教育基本方針	
【資料 2-7-6】	学内人権週間リーフレット	
【資料 2-7-7】	人権啓発標語入選・人権啓発ポスター入選作品 2015	
【資料 2-7-8】	大阪芸術大学人権教育特別講演会ポスター (前期・後期)	
【資料 2-7-9】	大阪芸術大学奨学生審査委員会規程	
【資料 2-7-10】	平成 27 (2015) 年度奨学生審査委員会第 1~3 回議事録	
【資料 2-7-11】	学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-7-12】	大学加入保険関係資料 学生教育研究災害傷害保険 (略称学研災)・学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり、学研災付帯 学生生活総合保険、 (公財) スポーツ安全協会 スポーツ安全保険のあらまし	
【資料 2-7-13】	100 円朝食ポスター	

大阪芸術大学

【資料 2-7-14】	通学関係資料 学生駐車場使用申請書、大阪（梅田）スクールバス（有料） 利用案内	
【資料 2-7-15】	課外活動関係資料 学生組織の一覧、クラブ顧問の手引き、応急処置マニュアル、 平成 27（2015）年度救命講習について、課外活動旅費支給 基準、平成 27（2015）年度クラブ入部状況	
【資料 2-7-16】	2016 委託寮・マンション案内、下宿・マンション案内	
【資料 2-7-17】	奨学金関係資料 2015 奨学金制度、平成 27（2015）年度各種奨学金採用者 一覧、国の教育ローン/学費サポートプランのご案内	
【資料 2-7-18】	学生アルバイト情報ネットワークちらし	
【資料 2-7-19】	白浜研修センター・菅平高原研修センター利用案内	
【資料 2-7-20】	キャンパスライフサポート室関係資料 キャンパスライフサポート室のご案内 キャンパスライフサポート室利用までの 3STEP 健康管理室・キャンパスライフサポート室の利用状況	
【資料 2-7-21】	健康相談・管理支援関係資料 スモーカー度・肌年齢チェックちらし、 アルコールパッチテストちらし、心電図受診案内ちらし	
【資料 2-7-22】	心的相談・心のケア支援関係資料 ティアアワーについて、各種イベント開催案内	
【資料 2-7-23】	『学生生活を円滑におくるために』	
【資料 2-7-24】	『人権ハンドブック』	
【資料 2-7-25】	『セクシャルハラスメントって・・・』	
【資料 2-7-26】	学生会議実施の施設使用及び報告書	
【資料 2-7-27】	平成 27（2015）年度前期ノートテイク報告書まとめ	
【資料 2-7-28】	平成 27（2015）年度後期ノートテイク報告書による 感想及び反省点のまとめ	
【資料 2-7-29】	聴覚障がい学生ノートテイク意見交換会について（報告書）	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	教員配置状況	
【資料 2-8-2】	学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程	
【資料 2-8-3】	役職者選任規程	
【資料 2-8-4】	学長・校長及び園長の選任規程	
【資料 2-8-5】	大阪芸術大学助手規程	
【資料 2-8-6】	非常勤講師に関する規程	
【資料 2-8-7】	資格審査委員会規程	
【資料 2-8-8】	研究助成制度一覧	
【資料 2-8-9】	教育研究補助費運営委員会規程	
【資料 2-8-10】	大阪芸術大学 FD 委員会規程	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-8-11】	教養教育の組織的位置づけ	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	図書館開館日数・入館者数	
【資料 2-9-2】	大阪芸術大学防災管理規程	
【資料 2-9-3】	公用車学外運行記録簿	
【資料 2-9-4】	建物耐震化計画	
【資料 2-9-5】	施設・設備等使用許可願	
【資料 2-9-6】	大阪芸術大学 喫煙場所の配置図	
【資料 2-9-7】	受講者数一覧リスト	

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人塚本学院コンプライアンス規程	
【資料 3-1-3】	大阪芸術大学教育職員就業規則	
【資料 3-1-4】	学校法人塚本学院事務職員就業規則	
【資料 3-1-5】	個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-6】	学校法人塚本学院研究倫理基準	
【資料 3-1-7】	学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程	
【資料 3-1-8】	学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針	
【資料 3-1-9】	学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程	
【資料 3-1-10】	学校法人塚本学院研究行動規範	
【資料 3-1-11】	学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程	
【資料 3-1-12】	学校法人塚本学院内部監査規程	
【資料 3-1-13】	学校法人塚本学院例規集 (CD-R)	
【資料 3-1-14】	事業計画書 平成 27 (2015) 年度	
【資料 3-1-15】	事業報告書 平成 27 (2015) 年度	【資料 F-7 と同じ】
【資料 3-1-16】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-17】	【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-1-18】	人権推進委員会規程	
【資料 3-1-19】	人権教育推進委員会規程	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 3-1-20】	大阪芸術大学人権・同和教育基本方針	【資料 2-7-5】と同じ
【資料 3-1-21】	『人権ハンドブック』	【資料 2-7-24】と同じ
【資料 3-1-22】	『セクシャルハラスメントって…』	【資料 2-7-25】と同じ
【資料 3-1-23】	広報誌『芸坂』	
【資料 3-1-24】	大阪芸術大学防火管理規程	
【資料 3-1-25】	消防訓練実施確認資料	
【資料 3-1-26】	基本計画検討委員会規程	
【資料 3-1-27】	建物耐震化年次計画表	
【資料 3-1-28】	AED 設置案内 (『学生便覧』 P62)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-29】	禁煙啓発キャンペーン案内	
【資料 3-1-30】	学内喫煙コーナー (『学生便覧』 P61)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-31】	アルコールパッチテスト (『学生便覧』 P41)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-32】	衛生委員会規程	
【資料 3-1-33】	日本私立大学協会グループ共済制度導入案内 (『塚本学院広報』掲載記事)	
【資料 3-1-34】	ストレスチェック実施規程	
【資料 3-1-35】	悪徳商法への注意喚起冊子 (『学生生活を円滑におくるために』)	【資料 2-7-23】と同じ
【資料 3-1-36】	自転車通学者へのキャンペーン案内	
【資料 3-1-37】	地震・台風等の被災者に対する奨学金に関する内規	
【資料 3-1-38】	大阪芸術大学学費全学免除特待生・奨学規程	
【資料 3-1-39】	学校法人塚本学院危機管理ガイドライン	
【資料 3-1-40】	学校法人塚本学院情報公開規程	
【資料 3-1-41】	【表 3-3】教育研究活動等の情報の公表状況	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-1-42】	大阪芸術大学ホームページ (財務書類等の公開) http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/financial/	大学 HP (掲載部分抜粋)

大阪芸術大学

	index.html	
【資料 3-1-43】	【表 3-4】財務情報の公表	エビデンス集（データ編）
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	常務会内規	
【資料 3-2-3】	学校法人塚本学院役員・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-4】	平成 27（2015）年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	大阪芸術大学「教授会」運営規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 3-3-3】	大阪芸術大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-4】	大阪芸術大学通信教育部規程	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-5】	大阪芸術大学通信教育部委員会規程	
【資料 3-3-6】	教務委員会規程	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 3-3-7】	入試委員会規程	
【資料 3-3-8】	学生生活委員会規程	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 3-3-9】	人権教育推進委員会規程	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 3-3-10】	図書館運営委員会規程	
【資料 3-3-11】	博物館運営委員会規程	
【資料 3-3-12】	大阪芸術大学 FD 委員会規程	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 3-3-13】	大阪芸術大学奨学生審査委員会規程	【資料 2-7-9】と同じ
【資料 3-3-14】	就職委員会規程	
【資料 3-3-15】	資格審査委員会規程	【資料 2-8-7】と同じ
【資料 3-3-16】	大阪芸術大学省エネルギー推進委員会規程	
【資料 3-3-17】	教職課程運営委員会規程	
【資料 3-3-18】	各種委員会委員一覧 平成 27（2015）年度	
【資料 3-3-19】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-20】	大阪芸術大学「教授会」運営規程	【資料 2-3-6】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	常務会内規	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-4-3】	大阪芸術大学「教授会」運営規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 3-4-4】	大阪芸術大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-4-5】	大阪芸術大学通信教育部規程	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-4-6】	大阪芸術大学通信教育部委員会規程	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 3-4-7】	教務委員会規程	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 3-4-8】	入試委員会規程	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 3-4-9】	学生生活委員会規程	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 3-4-10】	人権教育推進委員会規程	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 3-4-11】	図書館運営委員会規程	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 3-4-12】	博物館運営委員会規程	【資料 3-3-11】と同じ
【資料 3-4-13】	大阪芸術大学 FD 委員会規程	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 3-4-14】	大阪芸術大学奨学生審査委員会規程	【資料 2-7-9】と同じ
【資料 3-4-15】	就職委員会規程	【資料 3-3-14】と同じ
【資料 3-4-16】	大阪芸術大学自己点検実施委員会	【資料 3-3-14】と同じ
【資料 3-4-17】	大阪芸術大学省エネルギー推進委員会規程	【資料 3-3-16】と同じ
【資料 3-4-18】	教職課程運営委員会規程	【資料 3-3-17】と同じ
【資料 3-4-19】	資格審査委員会規程	【資料 2-8-7】と同じ

大阪芸術大学

【資料 3-4-20】	藝術研究所運営委員会規程	
【資料 3-4-21】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-22】	平成 27 (2015) 年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-23】	監事による業務監査実施一覧	
【資料 3-4-24】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-4-25】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-4-26】	大阪芸術大学「教授会」運営規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 3-4-27】	各種委員会委員一覧 平成 27 (2015) 年度	
【資料 3-4-28】	学校法人塚本学院内部監査規程	【資料 3-1-12】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人塚本学院組織機構図	
【資料 3-5-3】	【表 3-1】職員数と職員構成 (正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-5-4】	事務局連絡会議開催状況 平成 27 (2015) 年度	
【資料 3-5-5】	学校法人塚本学院事務職員就業規則	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-5-6】	外部機関研修会への参加状況一覧 平成 27 (2015) 年度	
【資料 3-5-7】	『教職員ハンドブック』 (大学教員、事務職員)	
【資料 3-5-8】	人権研修実施資料 平成 27 (2015) 年度	
【資料 3-5-9】	全体研修会実施資料 (平成 25 (2013) 年)	
【資料 3-5-10】	目標設定届 (様式)	
【資料 3-5-11】	目標達成報告書 (様式)	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	計算書類 (過去 5 年間)	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-2】	建物耐震化年次計画表	【資料 3-1-27】と同じ
【資料 3-6-3】	【表 3-5】消費収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-6-4】	【表 3-6】事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-6-5】	【表 3-7】消費収支計算書関係比率 (大学単独)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-6-6】	【表 3-8】事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-6-7】	【表 3-9】貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-6-8】	【表 3-10】貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-6-9】	【表 3-11】要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去 5 年間)	エビデンス集 (データ編)
【資料 3-6-10】	諸手当の改訂資料	
【資料 3-6-11】	平成 27 (2015) 年度財産目録	
【資料 3-6-12】	大阪芸術大学教育職員定年規程	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人塚本学院経理規程	
【資料 3-7-3】	監査法人による会計検査の実施資料	
【資料 3-7-4】	理事会・評議員会開催状況 平成 27 (2015) 年度	
【資料 3-7-5】	監事による業務監査実施一覧	【資料 3-4-23】と同じ
【資料 3-7-6】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	塚本学院自己点検・評価規程	

大阪芸術大学

【資料 4-1-2】	大阪芸術大学自己点検実施規程	
【資料 4-1-3】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	大阪芸術大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-5】	大阪芸術大学通信教育部規程	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-6】	大阪芸術大学自己点検運営委員会規程	
【資料 4-1-7】	常務会内規	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 4-1-8】	大阪芸術大学自己点検実施委員会開催資料	
【資料 4-1-9】	自己点検評価報告書 平成 26 (2014) 年度	
【資料 4-1-10】	大阪芸術大学ホームページ 自己点検評価報告書 (大学機関別認証評価) http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/jihe.html	大学 HP (掲載部分抜粋)
【資料 4-1-11】	学科長等連絡会開催案内	
【資料 4-1-12】	教育研究業績書 (様式 A、様式 B、様式 C)	
【資料 4-1-13】	目標設定届 (様式)	
【資料 4-1-14】	目標達成報告書 (様式)	
【資料 4-1-15】	授業アンケートの実施結果 (『大阪芸術大学グループ通信』記事)	【資料 2-3-17】と同じ
【資料 4-1-16】	大阪芸術大学学則	【資料 F-3】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 4-2-2】	自己点検評価報告書 平成 26 (2014) 年度	
【資料 4-2-3】	大阪芸術大学ホームページ 自己点検評価報告書 (大学機関別認証評価) http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/jihe.html	【資料 4-2-3】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	大阪芸術大学自己点検実施規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-3-2】	目標設定届 (様式)	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 4-3-3】	目標達成報告書 (様式)	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 4-3-4】	教育研究業績書 (様式 A、様式 B、様式 C)	
【資料 4-3-5】	学科長等連絡会開催案内	

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1】	【表 A-1-1】 博物館の展覧会開催実績 平成 27 (2015) 年度実績 【表 A-1-2】 図書館の公開展示開催 平成 27 (2015) 年度実績 その他の展示 【表 A-1-3】 公開講座 平成 27 (2015) 年度実績 【表 A-1-4】 教員免許状更新講習 2015 平成 27 (2015) 年度実績 【表 A-1-5】 本学主催等による学外でのイベント 平成 27 (2015) 年度実績	
A-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること		
【資料 A-2】	【表 A-2-1】 産学連携の取り組み 平成 27 (2015) 年度実績 【表 A-2-2】 大学間の連携事業への取り組み 平成 27 (2015) 年度実績	
A-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること		
【資料 A-3】	【表 A-3-1】 地域社会との連携事業 平成 27 (2015) 年度実績	
A-4. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-4】	【表 A-4-1】 展示施設利用状況 平成 27 (2015) 年度実績 【表 A-4-2】 展示ホール・アートホール・回廊ギャラリー利用状況 平成 27 (2015) 年度実績 【表 A-4-3】 体育館ギャラリー利用状況 平成 27 (2015) 年度実績	

大阪芸術大学

	<p>【表 A-4-4】博物館で主管した大学主催・共催展示一覧 平成 27 (2015) 年度実績</p> <p>【表 A-4-5】博物館実習受け入れ状況</p> <p>【表 A-4-6】博物館の展覧会開催実績 再掲平成 27 (2015) 年度実績</p> <p>【表 A-4-7】大阪芸術大学テレビの主な活動内容</p> <p>【表 A-4-8】大阪芸術大学テレビ取材実績 平成 27 (2015) 年度 ※取材順</p> <p>【表 A-4-9】地上波放送大阪芸大テレビ番組内容 (第 271 回放送分～第 322 回放送分)</p>	
--	--	--